

別添 1

高速自動車国道北海道縦貫自動車道
函館名寄線等に関する協定

高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定の一部を変更する協定

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と東日本高速道路株式会社は、高速道路株式会社法（平成１６年法律第９９号）第６条第１項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成１６年法律第１００号）第１３条第１項の規定に基づき、平成１８年３月３１日付けで締結した「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」の一部を次のように変更する協定を締結する。

第４条中「別紙１－１５６」を「別紙１－１５８」に改める。

第５条中「別紙１－１５６」を「別紙１－１５８」に改める。

第１３条中「別紙１－１５６」を「別紙１－１５８」に改める。

別紙１－１、別紙１－２、別紙１－４から別紙１－６、別紙１－８から別紙１－２１、別紙１－２３、別紙１－２４、別紙１－２６、別紙１－２７、別紙１－２９から別紙１－４０、別紙１－４２から別紙１－４８、別紙１－５４、別紙１－５６から別紙１－６９、別紙１－７３から別紙１－８０、別紙１－８４から別紙１－８６、別紙１－８９から別紙１－９６、別紙１－９８、別紙１－９９、別紙１－１０１、別紙１－１０３、別紙１－１０４、別紙１－１０６から別紙１－１０８、別紙１－１１０、別紙１－１１１、別紙１－１３０、別紙１－１３２、別紙１－１４３から別紙１－１５６を次のとおり改める。

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

北海道縦貫自動車道函館名寄線

(北海道茅部郡森町字赤井川から北海道二海郡八雲町東野まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道縦貫自動車道函館名寄線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 北海道茅部郡森町字赤井川 から
 北海道二世郡八雲町東野 まで

(ロ) 延 長 29.9 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
北海道茅部郡森町字赤井川 から 北海道二世郡八雲町東野 まで	100	29.9	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
北海道茅部郡森町字赤井川 から 北海道二世郡八雲町東野 まで	2 車線	4 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
トンネル部分	1. 25×2	2. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3. 50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- － メートル (土工部)
- － メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
北海道縦貫自動車道	北海道茅部郡 森町字赤井川	平面接続	本線 (新直轄)
道道大沼インター線	北海道茅部郡 森町字赤井川	平面接続	大沼公園インターチェンジ
道道森インター線	北海道茅部郡 森町字森川町	立体接続	森インターチェンジ
道道落部インター線	北海道二世郡 八雲町東野	立体接続	落部インターチェンジ

(4) 工事予算

68, 225 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | | |
|-------------|----|------|------|------|-------------|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 5 年 | 12 月 | 4 日 | |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 | 23 年 | 11 月 | 26 日 | (森～落部間供用開始) |
| | 平成 | 25 年 | 3 月 | 31 日 | (残事業完成) |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

45, 118 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 44, 569 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

北海道縦貫自動車道函館名寄線

(北海道二世郡八雲町東野から北海道二世郡八雲町立岩まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道縦貫自動車道函館名寄線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 北海道二世郡八雲町東野 から
 北海道二世郡八雲町立岩 まで

(ロ) 延 長 16.0 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
北海道二世郡八雲町東野	から	100	16.0	
北海道二世郡八雲町立岩	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
北海道二海郡八雲町東野 から 北海道二海郡八雲町立岩 まで	2 車線	4 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3. 50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- － メートル (土工部)
- － メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
道道落部インター線	北海道二世郡 八雲町東野	立体接続	落部インターチェンジ
一般国道277号	北海道二世郡 八雲町立岩	立体接続	八雲インターチェンジ

(4) 工事予算

31, 225 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 5 年 12 月 4 日

②工事の完成予定年月日 平成 21 年 10 月 10 日 (供用開始)

平成 25 年 3 月 31 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

7, 075 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 7, 075 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

北海道横断自動車道黒松内釧路線

(北海道余市郡余市町登町から北海道小樽市新光町まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道横断自動車道黒松内釧路線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 北海道余市郡余市町登町 から
 北海道小樽市新光町 まで

(ロ) 延 長 23.4 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
北海道余市郡余市町登町 から 北海道小樽市新光町 まで	100	23.4	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
北海道余市郡余市町登町 から 北海道小樽市新光町 まで	2 車線	4 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
トンネル部分	1. 25×2	2. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3. 50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- － メートル (土工部)
- － メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
道道登余市停車場線	北海道余市郡 余市町登町	平面接続	余市インターチェンジ(仮称)
道道小樽西インター線	北海道小樽市 塩谷	立体接続	小樽西インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

106, 142 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|-----|----|-----|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 18年 | 4月 | 19日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 | 31年 | 3月 | 31日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

125, 656 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 120, 611 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

北海道横断自動車道黒松内釧路線

(北海道夕張市紅葉山から北海道勇払郡占冠村字シムカプ原野まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道横断自動車道黒松内釧路線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 北海道夕張市紅葉山 から
 北海道勇払郡占冠村字シムカプ原野 まで

(ロ) 延 長 34.5 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
北海道夕張市紅葉山	から	100	34.5	
北海道勇払郡占冠村 字シムカプ原野	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
北海道夕張市紅葉山 から 北海道勇払郡占冠村 字シムカブ原野 まで	2 車線	4 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
トンネル部分	1. 25×2	2. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3. 50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- － メートル (土工部)
- － メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道274号	北海道夕張市 紅葉山	立体接続	夕張インターチェンジ
道道穂別インター線	北海道勇払郡 むかわ町穂別	立体接続	むかわ穂別インターチェンジ
道道占冠インター線	北海道勇払郡 占冠村字シムカプ原野	立体接続	占冠インターチェンジ

(4) 工事予算

136, 532 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | | |
|-------------|----|------|------|------|-------------|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 11 年 | 1 月 | 8 日 | |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 | 22 年 | 10 月 | 8 日 | (夕張ICランプ切替) |
| | 平成 | 23 年 | 10 月 | 29 日 | (供用開始) |
| | 平成 | 26 年 | 3 月 | 31 日 | (残事業完成) |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

140, 365 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 140, 365 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

北海道横断自動車道黒松内釧路線

(北海道勇払郡占冠村字シムカプ原野から北海道勇払郡占冠村字上トマムまで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道横断自動車道黒松内釧路線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 北海道勇払郡占冠村字シムカプ原野 から
 北海道勇払郡占冠村字上トマム まで

(ロ) 延 長 26.2 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
北海道勇払郡占冠村 字シムカプ原野 から 北海道勇払郡占冠村字上トマム まで	100	26.2	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
北海道勇払郡占冠村 字シムカプ原野 から 北海道勇払郡占冠村字上トママ まで	2 車線	4 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
トンネル部分	1. 25×2	2. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3. 50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- － メートル (土工部)
- － メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
道道占冠インター線	北海道勇払郡 占冠村字シムカプ原野	立体接続	占冠インターチェンジ
道道夕張新得線	北海道勇払郡 占冠村字上トマム	立体接続	トマムインターチェンジ

(4) 工事予算

52, 833 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 11 年 1 月 8 日

②工事の完成予定年月日 平成 21 年 10 月 24 日 (供用開始)

平成 25 年 3 月 31 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

53, 294 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 53, 294 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

日本海沿岸東北自動車道

(新潟県胎内市弥彦岡から新潟県村上市南新保まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

日本海沿岸東北自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 新潟県胎内市弥彦岡 から
新潟県村上市南新保 まで

(口) 延 長 9.7 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種第 2 級(道路構造令)

(口) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
新潟県胎内市 弥彦岡 から 新潟県村上市 南新保 まで	100	9.7	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
新潟県胎内市 弥彦岡 から 新潟県村上市 南新保 まで	2 車線	4 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 － メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

 － メートル (土工部)

 － メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道中条インター線	新潟県胎内市 弥彦岡	立体接続	中条インターチェンジ
一般国道113号	新潟県村上市 南新保	立体接続	荒川胎内インターチェンジ
日本海沿岸東北自動車道	新潟県村上市 南新保	平面接続	本線 (新直轄)

(4) 工事予算

23, 430 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の年月日

①工事の着手年月日	平成 10 年 4 月 17 日	
②工事の完成年月日	平成 21 年 7 月 18 日	(供用開始)
	平成 22 年 7 月 31 日	(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

16, 300 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 16, 300 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東北中央自動車道相馬尾花沢線

(山形県東置賜郡高畠町大字深沼から山形県上山市金瓶まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北中央自動車道相馬尾花沢線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 山形県東置賜郡高畠町大字深沼 から
 山形県上山市金瓶 まで

(ロ) 延 長 24.4 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
山形県東置賜郡 高畠町大字深沼	から	100	24.4	
山形県上山市金瓶	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245 kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
山形県東置賜郡 高畠町大字深沼 から 山形県上山市金瓶 まで	2 車線	4 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	1.25×2	2.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3.50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

— メートル (土工部)

— メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道13号 (米沢南陽道路)	山形県東置賜郡 高畠町大字深沼	平面接続	本線
一般国道13号	山形県東置賜郡 高畠町大字深沼	立体接続	南陽高畠インターチェンジ
一般国道13号	山形県上山市藤吾	立体接続	上山インターチェンジ(仮称)
一般国道13号	山形県上山市金瓶	立体接続	山形上山インターチェンジ

(4) 工事予算

107,900 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 18 年 4 月 19 日

②工事の完成予定年月日 平成 31 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

126, 438 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 121, 142 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

常磐自動車道

(福島県双葉郡富岡町大字上手岡から福島県相馬市粟津まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 福島県双葉郡富岡町大字上手岡 から
 福島県相馬市粟津 まで

(ロ) 延 長 47.1 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
福島県双葉郡 富岡町大字上手岡	から	100	47.1	
福島県相馬市 粟津	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
福島県双葉郡 富岡町大字上手岡 から 福島県相馬市 粟津 まで	2 車線	4 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
トンネル部分	1. 25×2	2. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 25×2	2. 50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3. 50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- － メートル (土工部)
- － メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道 小野富岡線	福島県双葉郡 富岡町大字上手岡	立体接続	常磐富岡インターチェンジ
一般国道114号	福島県双葉郡 浪江町大字室原	立体接続	浪江インターチェンジ
県道 原町川俣線	福島県南相馬市 原町区	立体接続	南相馬インターチェンジ
一般国道115号	福島県相馬市 粟津	立体接続	相馬インターチェンジ

(4) 工事予算

102, 386 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- ①工事の着手年月日 平成 10 年 4 月 17 日
②工事の完成予定年月日 平成 24 年 4 月 8 日 (南相馬～相馬供用開始)

 平成 27 年 3 月 31 日 (残事業完成)

上記の完成予定年月日は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故後のさしあたりの設定である。

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

90, 824 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 90, 824 百万円)(消費税込み)

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故における原子力損害により、工事に要する費用への影響が確認された場合は、必要な措置を相互に確認し、対処するものとする。

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

常磐自動車道

(福島県相馬市粟津から福島県相馬郡新地町駒ヶ嶺まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 福島県相馬市栗津 から
 福島県相馬郡新地町駒ヶ嶺 まで

(ロ) 延 長 8.5 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
福島県相馬市 栗津	から	100	8.5	
福島県相馬郡 新地町駒ヶ嶺	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
福島県相馬市 栗津 から 福島県相馬郡 新地町駒ヶ嶺 まで	2 車線	4 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 25×2	2. 50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3. 50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- － メートル (土工部)
- － メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道115号	福島県相馬市 粟津	立体接続	相馬インターチェンジ
一般国道113号	福島県相馬郡 新地町駒ヶ嶺	立体接続	新地インターチェンジ

(4) 工事予算

22, 841 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | |
|-------------|------------------|
| ①工事の着手年月日 | 平成 11 年 1 月 8 日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 27 年 3 月 31 日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

24, 003 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 23, 244 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

常磐自動車道

(福島県相馬郡新地町駒ヶ嶺から宮城県亘理郡山元町大平まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 福島県相馬郡新地町駒ヶ嶺 から
 宮城県亘理郡山元町大平 まで

(ロ) 延 長 14.8 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
福島県相馬郡 新地町駒ヶ嶺	から	100	14.8	
宮城県亘理郡 山元町大平	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
福島県相馬郡 新地町駒ヶ嶺 から 宮城県亘理郡 山元町大平 まで	2 車線	4 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 25×2	2. 50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3. 50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- － メートル (土工部)
- － メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道113号	福島県相馬郡 新地町駒ヶ嶺	立体接続	新地インターチェンジ
一般国道6号	宮城県亘理郡 山元町大平	立体接続	山元インターチェンジ

(4) 工事予算

46, 757 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | |
|-------------|------------------|
| ①工事の着手年月日 | 平成 18 年 4 月 19 日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 27 年 3 月 31 日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

52,960 百万円（消費税込み）

（うち、助成対象基準額 51,005 百万円）（消費税込み）

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

常磐自動車道

(宮城県亶理郡山元町大平から宮城県亶理郡亶理町逢隈まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 宮城県亶理郡山元町大平 から
 宮城県亶理郡亶理町逢隈 まで

(ロ) 延 長 11.5 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
宮城県亶理郡山元町大平 から 宮城県亶理郡亶理町逢隈 まで	100	11.5	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
宮城県亘理郡山元町大平 から 宮城県亘理郡亘理町逢隈 まで	2 車線	4 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 25×2	2. 50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 － メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

 － メートル (土工部)

 － メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道6号	宮城県亶理郡 山元町大平	立体接続	山元インターチェンジ
県道亶理インター線	宮城県亶理郡 亶理町逢隈	立体接続	亶理インターチェンジ
一般国道6号 (仙台東部道路)	宮城県亶理郡 亶理町逢隈	平面接続	本線

(4) 工事予算

27, 037 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | | |
|-------------|----|------|-----|------|-------------|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 10 年 | 4 月 | 17 日 | |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 | 21 年 | 6 月 | 23 日 | (亘理ICランプ切替) |
| | 平成 | 21 年 | 9 月 | 12 日 | (供用開始) |
| | 平成 | 23 年 | 3 月 | 30 日 | (残事業完成) |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

11, 683 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 11, 683 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東関東自動車道千葉富津線

(千葉県君津市三直から千葉県富津市鶴岡まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道千葉富津線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 千葉県君津市三直 から
 千葉県富津市鶴岡 まで

(ロ) 延 長 9. 2 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
千葉県君津市三直	から	100	9. 2	
千葉県富津市鶴岡	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
千葉県君津市三直 から 千葉県富津市鶴岡 まで	2 車線	4 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1. 75×2	3. 50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 25×2	2. 50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員
— メートル(土工部)
— メートル(橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道君津鴨川線	千葉県君津市 三直	立体接続	君津インターチェンジ
一般国道127号	千葉県富津市 鶴岡	立体接続	富津中央インターチェンジ

(4) 工事予算

44, 614 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成	5 年	12 月	4 日	
②工事の完成予定年月日	平成	18 年	11 月	30 日	(君津ICランプ切替)
	平成	19 年	4 月	13 日	(君津ICランプ切替)
	平成	19 年	7 月	4 日	(供用開始)
	平成	24 年	3 月	28 日	(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

17, 372 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 17, 372 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東関東自動車道水戸線

(埼玉県三郷市鷹野三丁目から千葉県松戸市三矢小台二丁目まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 埼玉県三郷市鷹野三丁目 から
千葉県松戸市三矢小台二丁目 まで

(ロ) 延 長 5.4 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
埼玉県三郷市鷹野三丁目 から 千葉県松戸市三矢小台二丁目 まで	80	5.4	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
埼玉県三郷市鷹野三丁目 から 千葉県松戸市三矢小台二丁目 まで	4 車線	4 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	2. 50×2	5. 00	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

3. 00 メートル (土工部)

3. 00 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道298号	埼玉県三郷市 鷹野三丁目	立体接続	三郷南インターチェンジ
一般国道298号	千葉県松戸市 三矢小台二丁目	立体接続	松戸インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

131, 067 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成	12 年	1 月	12 日
②工事の完成予定年月日	平成	28 年	3 月	31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

123, 925 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 120, 721 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東関東自動車道水戸線

(千葉県松戸市三矢小台二丁目から千葉県市川市高谷まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 千葉県松戸市三矢小台二丁目 から
 千葉県市川市高谷 まで

(ロ) 延 長 10.1 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
千葉県松戸市 三矢小台二丁目	から	80	10.1	
千葉県市川市高谷	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
千葉県松戸市 三矢小台二丁目 から 千葉県市川市高谷 まで	4 車線	4 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	2. 50×2	5. 00	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 － メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

3. 00 メートル (土工部)

3. 00 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道298号	千葉県松戸市 三矢小台二丁目	立体接続	松戸インターチェンジ(仮称)
一般国道298号	千葉縣市川市 国分	立体接続	市川北インターチェンジ(仮称)
一般国道298号	千葉縣市川市 平田	立体接続	市川南インターチェンジ(仮称)
一般国道14号 (京葉道路)	千葉縣市川市 稲荷木	立体接続	京葉ジャンクション(仮称)
一般国道298号	千葉縣市川市 高谷	立体接続	高谷インターチェンジ(仮称)
県道高速湾岸線	千葉縣市川市 高谷	立体接続	高谷ジャンクション(仮称)
東関東自動車道	千葉縣市川市 高谷	立体接続	高谷ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

756, 455 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 11 年 1 月 8 日

②工事の完成予定年月日 平成 21 年 10 月 13 日 (京葉JCT施工に伴う京葉道路切替)

平成 28 年 3 月 31 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

698, 867 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 676, 539 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東関東自動車道水戸線

(茨城県鉾田市飯名から茨城県東茨城郡茨城町大字鳥羽田まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 茨城県鉾田市飯名 から
 茨城県東茨城郡茨城町大字鳥羽田 まで

(ロ) 延 長 8.8 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
茨城県鉾田市飯名 から 茨城県東茨城郡茨城町 100 大字鳥羽田 まで 8.8			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
茨城県銚田市飯名 から 茨城県東茨城郡茨城町 大字鳥羽田 まで	2 車線	4 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1. 75×2	3. 50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3. 50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

— メートル(土工部)

— メートル(橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道小川鉾田線	茨城県鉾田市 飯名	立体接続	鉾田インターチェンジ(仮称)
県道茨城鹿島線	茨城県東茨城郡 茨城町大字鳥羽田	立体接続	茨城空港北インターチェンジ

(4) 工事予算

24, 290 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成	11 年	1 月	8 日
②工事の完成予定年月日	平成	28 年	3 月	31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

28, 932 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 27, 697 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東関東自動車道水戸線

(茨城県東茨城郡茨城町大字鳥羽田から茨城県東茨城郡茨城町大字小鶴まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 茨城県東茨城郡茨城町大字鳥羽田 から
 茨城県東茨城郡茨城町大字小鶴 まで

(ロ) 延 長 8.8 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
茨城県東茨城郡茨城町 大字鳥羽田 から 茨城県東茨城郡茨城町 大字小鶴 まで	100	8.8	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
茨城県東茨城郡茨城町 大字鳥羽田 から 茨城県東茨城郡茨城町 大字小鶴 まで	2 車線	4 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間			往復分離する区間			摘 要
	左 側	右 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75	1.75	3.50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.00	1.75	3.75	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75	1.25	3.00	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員
— メートル(土工部)
— メートル(橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道茨城鹿島線	茨城県東茨城郡 茨城町大字鳥羽田	立体接続	茨城空港北インターチェンジ
北関東自動車道	茨城県東茨城郡 茨城町大字小鶴	立体接続	茨城町ジャンクション

(4) 工事予算

23, 891 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成	11 年	1 月	8 日	
②工事の完成予定年月日	平成	22 年	3 月	6 日	(供用開始)
	平成	24 年	3 月	28 日	(残事業完了)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

23, 232 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 23, 232 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

北関東自動車道

(群馬県伊勢崎市三和町から群馬県太田市東今泉町まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北関東自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 群馬県伊勢崎市三和町 から
 群馬県太田市東今泉町 まで

(ロ) 延 長 16.0 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
群馬県伊勢崎市三和町	から	100	16.0	
群馬県太田市東今泉町	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
群馬県伊勢崎市三和町 から 群馬県太田市東今泉町 まで	4 車線	4 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4. 50 メートル (土工部)

4. 50 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道17号	群馬県伊勢崎市 三和町	立体接続	伊勢崎インターチェンジ
一般県道大原境三ツ木線	群馬県太田市 大原町	立体接続	太田藪塚インターチェンジ
一般国道122号	群馬県太田市 東今泉町	立体接続	太田桐生インターチェンジ

(4) 工事予算

86, 925 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成	10 年	1 月	20 日	
②工事の完成予定年月日	平成	19 年	12 月	5 日	(伊勢崎ICランプ切替)
	平成	20 年	3 月	8 日	(供用開始)
	平成	29 年	3 月	31 日	(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

34, 951 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 34, 951 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

北関東自動車道

(群馬県太田市東今泉町から栃木県足利市菅田町まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北関東自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 群馬県太田市東今泉町 から
 栃木県足利市菅田町 まで

(ロ) 延 長 10.3 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
群馬県太田市東今泉町 から 栃木県足利市菅田町 まで	100	10.3	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
群馬県太田市東今泉町 から 栃木県足利市菅田町 まで	4 車線	4 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	2. 50	1. 25	3. 75	
トンネル部分	—	—	1. 00	1. 00	2. 00	
橋梁高架部分 (中小橋)	2. 50×2	5. 00	2. 50	1. 25	3. 75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 50	1. 75	1. 25	3. 00	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4. 50 メートル (土工部)

4. 50 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道122号	群馬県太田市 東今泉町	立体接続	太田桐生インターチェンジ
一般国道293号	栃木県足利市 菅田町	立体接続	足利インターチェンジ

(4) 工事予算

53, 430 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成	10 年	4 月	17 日	
②工事の完成予定年月日	平成	23 年	3 月	19 日	(供用開始)
	平成	26 年	3 月	31 日	(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

45, 762 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 45, 762 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

北関東自動車道

(栃木県足利市菅田町から栃木県下都賀郡岩舟町大字小野寺まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北関東自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 栃木県足利市菅田町 から
 栃木県下都賀郡岩舟町大字小野寺 まで

(ロ) 延 長 13.6 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
栃木県足利市菅田町 から 栃木県下都賀郡岩舟町 まで 大字小野寺	100	13.6	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50 メートル

(六) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
栃木県足利市菅田町 から 栃木県下都賀郡岩舟町 大字小野寺 まで	4 車線	4 車線	

(ハ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
トンネル部分	—	—	1.00	1.00	2.00	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	1.75	1.25	3.00	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4. 50 メートル (土工部)

4. 50 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道293号	栃木県足利市 菅田町	立体接続	足利インターチェンジ
県道佐野田沼線	栃木県佐野市 小見町	立体接続	佐野田沼インターチェンジ
東北縦貫自動車道 弘前線	栃木県下都賀郡 岩舟町大字小野寺	立体接続	岩舟ジャンクション

(4) 工事予算

76, 163 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成	10 年	1 月	20 日	
②工事の完成予定年月日	平成	19 年	9 月	5 日	(岩舟JCT施工に伴う東北道の切替)
	平成	22 年	4 月	17 日	(佐野田沼IC～岩舟JCT供用開始)
	平成	23 年	3 月	19 日	(足利IC～佐野田沼IC供用開始)
	平成	28 年	3 月	31 日	(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

67, 340 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 67, 340 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

北関東自動車道

(栃木県真岡市長田から茨城県桜川市長方まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北関東自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 栃木県真岡市長田 から
茨城県桜川市長方 まで

(ロ) 延 長 14.9 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
栃木県真岡市長田	から	100	14.9	
茨城県桜川市長方	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
栃木県真岡市長田 から 茨城県桜川市長方 まで	4 車線	4 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	2. 50	1. 25	3. 75	
トンネル部分	—	—	1. 00	1. 00	2. 00	
橋梁高架部分 (中小橋)	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4. 50 メートル (土工部)

4. 50 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道408号	栃木県真岡市 長田	立体接続	真岡インターチェンジ
一般国道50号	茨城県桜川市 長方	立体接続	桜川筑西インターチェンジ

(4) 工事予算

49, 007 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成	10 年	4 月	17 日	
②工事の完成予定年月日	平成	20 年	12 月	20 日	(供用開始)
	平成	24 年	3 月	28 日	(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

33, 089 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 33, 089 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

北関東自動車道

(茨城県桜川市長方から茨城県笠間市福原まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北関東自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 茨城県桜川市長方 から
茨城県笠間市福原 まで

(口) 延 長 8.9 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種第 2 級(道路構造令)

(口) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
茨城県桜川市長方 から 茨城県笠間市福原 まで	100	8.9	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
茨城県桜川市長方 から 茨城県笠間市福原 まで	4 車線	4 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	2. 50	1. 25	3. 75	
トンネル部分	—	—	1. 00	1. 00	2. 00	
橋梁高架部分 (中小橋)	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4. 50 メートル (土工部)

4. 50 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道50号	茨城県桜川市 長方	立体接続	桜川筑西インターチェンジ
県道土浦笠間線	茨城県笠間市 福原	立体接続	笠間西インターチェンジ

(4) 工事予算

37, 907 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の年月日

①工事の着手年月日	平成	10 年	1 月	20 日	
②工事の完成年月日	平成	20 年	4 月	12 日	(供用開始)
	平成	23 年	3 月	30 日	(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

24, 908 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 24, 908 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

北海道縦貫自動車道函館名寄線(八雲PA)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道縦貫自動車道函館名寄線

(2) 工事の箇所

北海道二世郡八雲町

(3) 工事予算

955 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 5 年 12 月 4 日

②工事の完成予定年月日 平成 21 年 10 月 10 日 (供用開始)

平成 33 年 3 月 31 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 178 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 178 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

北海道縦貫自動車道函館名寄線(黒松内JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道縦貫自動車道函館名寄線

(2) 工事の箇所

北海道寿都郡黒松内町字東川

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道5号	北海道寿都郡 黒松内町字東川	立体接続	黒松内ジャンクション

別 紙 1

(4) 工事予算

1, 966 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 12 年 1 月 18 日

②工事の完成予定年月日 平成 21 年 11 月 7 日 (供用開始)

平成 25 年 3 月 31 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 530 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 530 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

北海道縦貫自動車道函館名寄線(剣淵PA)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道縦貫自動車道函館名寄線

(2) 工事の箇所

北海道上川郡剣淵町

別 紙 1

(3) 工事予算

1, 304 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 5 年 12 月 4 日

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 683 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 617 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

北海道横断自動車道黒松内釧路線(銭函IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道横断自動車道黒松内釧路線

(2) 工事の箇所

北海道小樽市星野町

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
道道銭函インター線	北海道小樽市 星野町	立体接続	銭函インターチェンジ

別 紙 1

(4) 工事予算

5, 455 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 8 年 7 月 31 日

②工事の完成予定年月日 平成 31 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3, 741 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 3, 587 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

北海道横断自動車道黒松内釧路線(手稲IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道横断自動車道黒松内釧路線

(2) 工事の箇所

北海道札幌市手稲区富丘

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道手稲インター線	北海道札幌市 手稲区富丘	立体接続	手稲インターチェンジ

(4) 工事予算

873 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 12 年 1 月 18 日

②工事の完成予定年月日 平成 31 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 168 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 129 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

北海道横断自動車道黒松内釧路線(由仁PA)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道横断自動車道黒松内釧路線

(2) 工事の箇所

北海道夕張郡由仁町

(3) 工事予算

916 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 11 年 1 月 8 日

②工事の完成予定年月日 平成 23 年 10 月 29 日 (供用開始)

平成 25 年 3 月 31 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 017 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 017 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

北海道横断自動車道黒松内釧路線(占冠PA)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道横断自動車道黒松内釧路線

(2) 工事の箇所

北海道勇払郡占冠村

(3) 工事予算

849 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 11 年 1 月 8 日

②工事の完成予定年月日 平成 23 年 9 月 7 日 (供用開始)

平成 25 年 3 月 31 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

973 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 973 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

北海道横断自動車道黒松内北見線(本別JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道横断自動車道黒松内北見線

(2) 工事の箇所

北海道中川郡本別町勇足

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
北海道横断自動車道 黒松内釧路線	北海道中川郡 本別町勇足	立体接続	本別ジャンクション

(4) 工事予算

1, 346 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 5 年 12 月 4 日

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 689 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 621 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**北海道横断自動車道黒松内釧路線(本別IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道横断自動車道黒松内釧路線

(2) 工事の箇所

北海道中川郡本別町共栄

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
道道本別インター線	北海道中川郡 本別町共栄	立体接続	本別インターチェンジ
北海道横断自動車道 黒松内釧路線	北海道中川郡 本別町共栄	平面接続	本線(新直轄)

(4) 工事予算

379 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 5 年 12 月 4 日

②工事の完成予定年月日 平成 21 年 11 月 21 日 (供用開始)

平成 24 年 3 月 28 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

429 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 429 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

北海道横断自動車道黒松内北見線(足寄IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道横断自動車道黒松内北見線

(2) 工事の箇所

北海道足寄郡足寄町郊南

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道242号	北海道足寄郡 足寄町郊南	立体接続	足寄インターチェンジ
北海道横断自動車道 黒松内北見線	北海道足寄郡 足寄町郊南	平面接続	本線(新直轄)

別 紙 1

(4) 工事予算

1, 116 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 5 年 12 月 4 日

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 610 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 553 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東北縦貫自動車道弘前線

(東京都練馬区大泉町五丁目から埼玉県川口市赤芝新田まで)(改築)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦貫自動車道弘前線

(2) 工事の箇所

東京都練馬区大泉町五丁目	から
埼玉県川口市赤芝新田	まで

(3) 工事予算

12, 565 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 8 年 7 月 31 日

②工事の完成予定年月日 平成 31 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

6, 409 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 6, 139 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東北縦貫自動車道弘前線（久喜白岡JCT）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦貫自動車道弘前線

(2) 工事の箇所

埼玉県久喜市下早見

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道468号 (首都圏中央連絡自動車道)	埼玉県久喜市 下早見	立体接続	久喜白岡ジャンクション

(4) 工事予算

11, 636 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 16 年 6 月 29 日

②工事の完成予定年月日 平成 23 年 5 月 29 日 (供用開始)

平成 26 年 3 月 31 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

12, 797 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 12, 797 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東北縦貫自動車道弘前線（久喜白岡JCT）（改築）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦貫自動車道弘前線

(2) 工事の箇所

埼玉県久喜市下早見

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道468号 (首都圏中央連絡自動車道)	埼玉県久喜市 下早見	立体接続	久喜白岡ジャンクション

(4) 工事予算

9, 811 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 16 年 6 月 29 日

②工事の完成予定年月日 平成 27 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

10, 695 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 10, 695 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東北縦貫自動車道弘前線

(栃木県矢板市大槻から栃木県矢板市片岡まで)(改築)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦貫自動車道弘前線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 栃木県矢板市大槻 から
栃木県矢板市片岡 まで

(口) 延 長 1.7 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種第 2 級(道路構造令)

(口) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
栃木県矢板市大槻 から 栃木県矢板市片岡 まで	100	1.7	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
栃木県矢板市大槻	から	4 車線	4 車線	付加車線事業
栃木県矢板市片岡	まで			

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50	2. 50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	2. 50	2. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 － メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

 － メートル (土工部)

 － メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
－	－	－	

(4) 工事予算

1, 709 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 16 年 6 月 29 日

②工事の完成予定年月日 平成 22 年 7 月 16 日 (供用開始)

平成 25 年 3 月 31 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2, 084 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 2, 084 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東北縦貫自動車道弘前線(福島JCT)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦貫自動車道弘前線

(2) 工事の箇所

福島県福島市笹谷

別 紙 1

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
東北中央自動車道 相馬尾花沢線	福島県福島市笹谷	平面接続	福島ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

5, 300 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 18 年 4 月 19 日
②工事の完成予定年月日 平成 29 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

6, 543 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 6, 280 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東北縦貫自動車道弘前線
(宮城県白石市福岡深谷から宮城県仙台市太白区茂庭まで)(改築)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦貫自動車道弘前線

(2) 工事の箇所

宮城県白石市福岡深谷 から

宮城県仙台市太白区茂庭 まで

(3)工事予算

2, 100 百万円(消費税込み)

(4)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 16 年 6 月 29 日

②工事の完成予定年月日 平成 22 年 7 月 16 日 (供用開始)

平成 25 年 3 月 31 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2, 288百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 2, 288百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東北縦貫自動車道弘前線(富谷JCT)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦貫自動車道弘前線

(2) 工事の箇所

宮城県黒川郡富谷町穀田

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道47号 (仙台北部道路)	宮城県黒川郡 富谷町穀田	立体接続	富谷ジャンクション

(4) 工事予算

2, 523 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- ①工事の着手年月日 平成 16 年 6 月 29 日
- ②工事の完成年月日 平成 22 年 3 月 27 日 (供用開始)
- 平成 23 年 9 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3, 294 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 3, 294 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東北縦貫自動車道弘前線(小坂JCT)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦貫自動車道弘前線

(2) 工事の箇所

秋田県鹿角郡小坂町小坂

別 紙 1

(3) 工事方法

(イ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
日本海沿岸東北自動車道	秋田県鹿角郡 小坂町小坂	平面接続	小坂ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

5, 935 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 18 年 4 月 19 日

②工事の完成予定年月日 平成 26 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

6, 963 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 6, 932 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東北縦貫自動車道八戸線(八戸JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦貫自動車道八戸線

(2) 工事の箇所

青森県八戸市坂牛

別 紙 1

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道45号	青森県八戸市坂牛	立体接続	八戸ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

1, 407 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 6 年 9 月 20 日

②工事の完成予定年月日 平成 26 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 736 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 651 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東北横断自動車道釜石秋田線(東和IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北横断自動車道釜石秋田線

(2) 工事の箇所

岩手県花巻市東和町安俵

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道北上東和線	岩手県花巻市東和町安俵	立体接続	東和インターチェンジ
東北横断自動車道釜石秋田線	岩手県花巻市東和町安俵	平面接続	本線 (新直轄)

(4) 工事予算

1, 468 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 5 年 12 月 4 日

②工事の完成予定年月日 平成 25 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 021 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 986 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東北横断自動車道酒田線(鶴岡JCT)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北横断自動車道酒田線

(2) 工事の箇所

山形県鶴岡市山田

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
日本海沿岸東北自動車道	山形県鶴岡市山田	平面接続	鶴岡ジャンクション

(4) 工事予算

6, 465 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成18年 4月19日

②工事の完成予定年月日 平成24年 3月24日 (供用開始)

平成25年 3月31日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

7, 417 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 7, 417 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

日本海沿岸東北自動車道(豊栄SA)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

日本海沿岸東北自動車道

(2) 工事の箇所

新潟県新潟市

(3) 工事予算

400 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|------|------|------|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 5 年 | 12 月 | 4 日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 | 26 年 | 3 月 | 31 日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

643 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 627 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

日本海沿岸東北自動車道(雄和PA)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

日本海沿岸東北自動車道

(2) 工事の箇所

秋田県秋田市

(3) 工事予算

1, 260 百万円 (消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 10 年 4 月 30 日

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 384 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 333 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東北中央自動車道相馬尾花沢線(山形PA)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北中央自動車道相馬尾花沢線

(2) 工事の箇所

山形県山形市

(3) 工事予算

1, 786 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 15 年 12 月 4 日

②工事の完成予定年月日 平成 31 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 354 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 303 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東北中央自動車道相馬尾花沢線

(山形県天童市大字大町から山形県東根市大字羽入まで)(改築)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北中央自動車道相馬尾花沢線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 山形県天童市大字大町 から
 山形県東根市大字羽入 まで

(ロ) 延 長 1.7 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
山形県天童市 大字大町	から	100	1.7	
山形県東根市 大字羽入	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
山形県天童市 大字大町 から 山形県東根市 大字羽入 まで	4 車線	4 車線	付加車線事業

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50	2.50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75	1.75	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 中央帯の標準幅員

－ メートル

(チ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
国道287号	山形県東根市大字羽入	立体接続	東根インターチェンジ
東北中央自動車道相馬尾花沢線	山形県東根市大字羽入	平面接続	本線 (新直轄)

(4) 工事予算

3, 659 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 5 年 12 月 4 日

②工事の完成予定年月日 平成 28 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

4, 096 百万円（消費税込み）

（うち、助成対象基準額 3, 911 百万円）（消費税込み）

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

関越自動車道新潟線（鶴ヶ島JCT）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

関越自動車道新潟線

(2) 工事の箇所

埼玉県鶴ヶ島市大字藤金

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道468号 (首都圏中央連絡自動車道)	埼玉県鶴ヶ島市 大字藤金	立体接続	鶴ヶ島ジャンクション

(4) 工事予算

2, 913 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 昭和 62 年 1 月 20 日

②工事の完成予定年月日 平成 20 年 3 月 29 日 (供用開始)

平成 25 年 3 月 31 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3, 253 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 3, 253 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

関越自動車道新潟線

(埼玉県坂戸市大字戸口から埼玉県坂戸市大字中里まで)(改築)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

関越自動車道新潟線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 埼玉県坂戸市大字戸口 から
 埼玉県坂戸市大字中里 まで

(ロ) 延 長 1. 2 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 1 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
埼玉県坂戸市大字戸口 から 埼玉県坂戸市大字中里 まで	120	1. 2	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.00メートル(登坂車線)

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
埼玉県坂戸市大字戸口 から 埼玉県坂戸市大字中里 まで	6 車線	6 車線	付加車線事業

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75	1.75	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75	1.75	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 － メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

 － メートル (土工部)

 － メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
－	－	－	

(4) 工事予算

2, 900 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|------|-----|------|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 16 年 | 6 月 | 29 日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 | 26 年 | 3 月 | 31 日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3, 399 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 3, 293 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

関越自動車道新潟線

(埼玉県深谷市本田から群馬県渋川市八木原まで)(改築)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

関越自動車道 新潟線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

Ⅰ	埼玉県深谷市本田	から
	埼玉県深谷市黒田	まで
Ⅱ	埼玉県本庄市児玉町高関	から
	埼玉県児玉郡上里町大字嘉美	まで
Ⅲ	群馬県北群馬郡吉岡町大字下野田	から
	群馬県渋川市八木原	まで

(ロ) 延 長

Ⅰ	埼玉県深谷市本田	から	2. 6	キロメートル
	埼玉県深谷市黒田	まで		
Ⅱ	埼玉県本庄市児玉町高関	から	1. 7	キロメートル
	埼玉県児玉郡上里町大字嘉美	まで		
Ⅲ	群馬県北群馬郡吉岡町大字下野田	から	1. 8	キロメートル
	群馬県渋川市八木原	まで		

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 1 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間			設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
Ⅰ	埼玉県深谷市本田	から	120	2. 6	
	埼玉県深谷市黒田	まで			
Ⅱ	埼玉県本庄市児玉町高関	から	120	1. 7	
	埼玉県児玉郡上里町大字嘉美	まで			
Ⅲ	群馬県北群馬郡吉岡町大字下野田	から	120	1. 8	
	群馬県渋川市八木原	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル (ただし、I 埼玉県深谷市本田から埼玉県深谷市畠山までは3.00メートル(登坂車線))

(ホ) 車線数

設 計 区 間			工事施工	用地買収	摘 要
I	埼玉県深谷市本田	から	6	6	付加車線事業
	埼玉県深谷市黒田	まで			
II	埼玉県本庄市児玉町高関	から	6	6	付加車線事業
	埼玉県児玉郡上里町大字嘉美	まで			
III	群馬県北群馬郡吉岡町大字下野田	から	4	4	付加車線事業
	群馬県渋川市八木原	まで			

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	I		II		III		摘 要
	左 側	計	左 側	計	左 側	計	
土工(掘割)部分	1.75	1.75	2.50	2.50	2.50	2.50	
トンネル部分	—	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75	1.75	—	—	2.50	2.50	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.50	1.50	2.50	2.50	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

— メートル (土工部)

— メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

7, 100 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | |
|-------------|-------------------|---------------------|
| ①工事の着手年月日 | 平成 16 年 6 月 29 日 | |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 22 年 12 月 17 日 | (本庄児玉IC 供用開始) |
| | 平成 23 年 3 月 17 日 | (花園IC、渋川伊香保IC 供用開始) |
| | 平成 28 年 3 月 31 日 | (残事業完成) |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

8, 549 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 8, 361 百万円)(消費税込み)

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項）

関越自動車道上越線（佐久小諸JCT）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

関越自動車道上越線

(2) 工事の箇所

長野県小諸市御影新田

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
中部横断自動車道	長野県小諸市 御影新田	平面接続	佐久小諸ジャンクション (新直轄)

(4) 工事予算

6, 879 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 18 年 4 月 19 日

②工事の完成予定年月日 平成 23 年 3 月 26 日 (供用開始)

平成 24 年 3 月 28 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

7, 385 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 7, 385 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

関越自動車道上越線

(長野県中野市大字永江から長野県上水内郡信濃町大字富濃まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

関越自動車道 上越線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 長野県中野市大字永江 から
 長野県上水内郡信濃町大字富濃 まで

(ロ) 延 長 8. 6 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
長野県中野市大字永江 から 長野県上水内郡信濃町大字富濃 まで	80	8. 6	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
長野県中野市大字永江 から 長野県上水内郡信濃町大字富濃 まで	4 車線	4 車線	4車線化

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	—	—	1. 75	1. 00	2. 75	
トンネル部分	—	—	0. 75	0. 75	1. 50	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	1. 25	1. 00	2. 25	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

— メートル (土工部)

— メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

23, 863 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の年月日

①工事の着手年月日	平成	11 年	1 月	8 日	
②工事の完成年月日	平成	21 年	8 月	24 日	(外外運用)
	平成	21 年	11 月	19 日	(供用開始)
	平成	22 年	11 月	30 日	(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

25, 120 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 25, 120 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

常磐自動車道

(埼玉県川口市赤芝新田から埼玉県三郷市番匠免二丁目まで)(改築)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の箇所

埼玉県川口市赤芝新田	から
埼玉県三郷市番匠免二丁目	まで

(3) 工事予算

9, 030 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 8 年 7 月 31 日

②工事の完成予定年月日 平成 31 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2, 241 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 2, 151 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

常磐自動車道（八潮PA）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の箇所

埼玉県八潮市

(3) 工事予算

24, 724 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 12 年 1 月 18 日

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

28, 407 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 27, 139 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

常磐自動車道（つくばJCT）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の箇所

茨城県つくば市梶内

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道468号 (首都圏中央連絡自動車道)	茨城県つくば市 梶内	立体接続	つくばジャンクション

(4) 工事予算

1, 914 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の年月日

①工事の着手年月日 平成 12 年 1 月 18 日

②工事の完成年月日 平成 22 年 4 月 24 日 (供用開始)

平成 23 年 3 月 30 日 (残事業完了)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 937 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 937 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

常磐自動車道(楢葉PA)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の箇所

福島県双葉郡檜葉町

(3) 工事予算

1, 411 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 5 年 12 月 4 日

②工事の完成予定年月日 平成 27 年 3 月 31 日

上記の完成予定年月日は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故後のさしあたりの設定である。

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 156 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 156 百万円) (消費税込み)

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故における原子力損害により、工事に要する費用への影響が確認された場合は、必要な措置を相互に確認し、対処するものとする。

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

常磐自動車道(鹿島SA)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の箇所

福島県南相馬市

(3) 工事予算

1, 836 百万円 (消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 10 年 4 月 17 日

②工事の完成予定年月日 平成 27 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2, 022 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 933 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

常磐自動車道(亘理PA)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の箇所

宮城県亶理郡亶理町

(3) 工事予算

1, 500 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 16 年 6 月 29 日

②工事の完成予定年月日 平成 27 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 881 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 814 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東関東自動車道水戸線

(埼玉県三郷市番匠免二丁目から埼玉県三郷市鷹野三丁目まで)(二次改築)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の箇所

埼玉県三郷市番匠免二丁目	から
埼玉県三郷市鷹野三丁目	まで

(3) 工事予算

1, 704 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 10 年 1 月 20 日

②工事の完成予定年月日 平成 31 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 976 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 896 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東関東自動車道水戸線（三郷JCT(一次改築)）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の箇所

埼玉県三郷市番匠免二丁目

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
常磐自動車道 一般国道298号 県道高速足立三郷線	埼玉県三郷市 番匠免二丁目	立体接続	三郷ジャンクション

(4) 工事予算

86 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の年月日

①工事の着手年月日 平成 12 年 1 月 12 日

②工事の完成年月日 平成 23 年 3 月 30 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

133 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 133 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東関東自動車道水戸線（三郷JCT(二次改築)）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の箇所

埼玉県三郷市番匠免二丁目

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
常磐自動車道 一般国道298号 県道高速足立三郷線	埼玉県三郷市 番匠免二丁目	立体接続	三郷ジャンクション

(4) 工事予算

19, 668 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 12 年 1 月 12 日

②工事の完成予定年月日 平成 28 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

21, 372 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 20, 525 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東関東自動車道水戸線（三郷第二IC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の箇所

埼玉県三郷市谷口

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道298号	埼玉県三郷市 谷口	立体接続	三郷第二インターチェンジ(仮称)

別 紙 1

(4) 工事予算

2, 201 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 12 年 1 月 12 日

②工事の完成予定年月日 平成 28 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2, 524 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 2, 415 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東関東自動車道水戸線（谷津船橋IC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の箇所

千葉県習志野市谷津

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道357号	千葉県習志野市 谷津	立体接続	谷津船橋インターチェンジ
県道千葉船橋海浜線	千葉県習志野市 谷津	立体接続	谷津船橋インターチェンジ

(4) 工事予算

2, 334 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 19 年 4 月 13 日

②工事の完成予定年月日 平成 25 年 12 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2, 865 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 2, 803 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東関東自動車道水戸線（酒々井IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の箇所

千葉県印旛郡酒々井町尾上

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道富里酒々井線	千葉県印旛郡酒々井町 尾上	立体接続	酒々井インターチェンジ(仮称)

別 紙 1

(4) 工事予算

1, 396 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 16 年 6 月 29 日

②工事の完成予定年月日 平成 25 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 607 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 557 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東関東自動車道水戸線（大栄JCT）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の箇所

千葉県成田市吉岡

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道468号 (首都圏中央連絡自動車道)	千葉県成田市 吉岡	立体接続	大栄ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

4, 326 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 16 年 6 月 29 日

②工事の完成予定年月日 平成 27 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

5, 018 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 4, 875 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東関東自動車道水戸線(大栄JCT)(改築)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の箇所

千葉県成田市吉岡

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道468号 (首都圏中央連絡自動車道)	千葉県成田市 吉岡	立体接続	大栄ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

2, 158 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 16 年 6 月 29 日

②工事の完成予定年月日 平成 29 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2, 648 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 2, 539 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

北陸自動車道

(新潟県糸魚川市大字歌から新潟県糸魚川市大字外波まで)(改築)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北陸自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	新潟県糸魚川市大字歌	から
	新潟県糸魚川市大字外波	まで

(3) 工事予算

8, 437 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|------|-----|------|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 14 年 | 4 月 | 9 日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 | 29 年 | 3 月 | 31 日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

8, 292 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 8, 160 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道16号(横浜横須賀道路)

(神奈川県横須賀市馬堀海岸四丁目から神奈川県横須賀市佐原一丁目まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道16号

(有料道路名 : 横浜横須賀道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	神奈川県横須賀市馬堀海岸四丁目	から
	神奈川県横須賀市佐原一丁目	まで

(ロ) 延 長	4.3 キロメートル
---------	------------

(3) 工事方法

(イ) 事業方式	有料道路事業
----------	--------

(ロ) 道路の区分	第 1 種 第 3 級 (道路構造令)
-----------	---------------------

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
神奈川県横須賀市 馬堀海岸四丁目	から	80	4. 3	
神奈川県横須賀市 佐原一丁目	まで			

(二) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
神奈川県横須賀市 馬堀海岸四丁目	から	2 車線	4 車線	
神奈川県横須賀市 佐原一丁目	まで			

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
トンネル部分	1. 25×2	2. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員 — メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

- メートル (土工部)
- メートル (橋梁部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道16号	神奈川県横須賀市 馬堀海岸四丁目	平面接続	馬堀海岸インターチェンジ
県道浦賀港線	神奈川県横須賀市 浦賀町一丁目	立体接続	浦賀インターチェンジ
県道横須賀葉山線	神奈川県横須賀市 佐原一丁目	立体接続	佐原インターチェンジ

(4) 工事予算

71,823 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 7 年 4 月 13 日

②工事の完成予定年月日 平成 21 年 3 月 20 日 (供用開始)

平成 25 年 3 月 31 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

24, 450 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 24, 450 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道468号(横浜横須賀道路)

(神奈川県横浜市金沢区釜利谷町から神奈川県横浜市戸塚区原宿三丁目まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号

(有料道路名 : 横浜横須賀道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	神奈川県横浜市金沢区釜利谷町	から
	神奈川県横浜市戸塚区原宿三丁目	まで

(ロ) 延 長	8.7 キロメートル
---------	------------

(3) 工事方法

(イ) 事業方式	一般国道事業と有料道路事業による事業方式
----------	----------------------

(ロ) 道路の区分	第 1 種 第 3 級 (道路構造令)
-----------	---------------------

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
神奈川県横浜市 金沢区釜利谷町 から 神奈川県横浜市 戸塚区原宿三丁目 まで	80	8.7	

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
神奈川県横浜市 金沢区釜利谷町 から 神奈川県横浜市 戸塚区原宿三丁目 まで	6 車線	6 車線	

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
トンネル部分	0. 75×2	1. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員 — メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

3. 00 メートル (土工部)

3. 00 メートル (橋梁部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道16号(横浜横須賀道路)	神奈川県横浜市 金沢区釜利谷町	立体接続	釜利谷ジャンクション
都市計画道路 上郷公田線	神奈川県横浜市 栄区公田町	立体接続	公田インターチェンジ(仮称)
一般国道468号(横浜湘南道路) 及び都市計画道路 横浜藤沢線	神奈川県横浜市 栄区田谷町	立体接続	栄インター・ジャンクション(仮称)
一般国道1号	神奈川県横浜市 戸塚区原宿三丁目	立体接続	戸塚インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

249, 201 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日

イ 神奈川県横浜市金沢区釜利谷町(STA0+00)から神奈川県横浜市金沢区釜利谷町(STA2+40)まで
平成 13 年 3 月 10 日

ロ 神奈川県横浜市金沢区釜利谷町(STA2+40)から神奈川県横浜市栄区飯島町(STA59+30)まで
平成 13 年 8 月 14 日

ハ 神奈川県横浜市栄区飯島町(STA59+30)から神奈川県横浜市戸塚区原宿三丁目(STA87+00)まで
平成 32 年 4 月 1 日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手(予定)年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける(予定)年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

292, 539 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 280, 200 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)

(埼玉県比企郡川島町大字中山から埼玉県桶川市大字川田谷まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号

(有料道路名 : 首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	埼玉県比企郡川島町大字中山	から
	埼玉県桶川市大字川田谷	まで

(ロ) 延 長	5.7 キロメートル
---------	------------

(3) 工事方法

(イ) 事業方式	一般国道事業と有料道路事業による事業方式
----------	----------------------

(ロ) 道路の区分	埼玉県比企郡川島町大字中山から埼玉県比企郡川島町大字平沼まで	第1種第3級(道路構造令)
	埼玉県比企郡川島町大字平沼から埼玉県桶川市大字川田谷まで	第1種第2級(道路構造令)

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
埼玉県比企郡川島町大字中山 から 埼玉県比企郡川島町大字平沼 まで	80	0.4	

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
埼玉県比企郡川島町大字平沼 から 埼玉県桶川市大字川田谷 まで	100	5.3	

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
埼玉県比企郡川島町大字中山 から 埼玉県桶川市大字川田谷 まで	4 車線	4 車線	

(ト) 路肩の標準幅員

埼玉県比企郡川島町大字中山から埼玉県比企郡川島町大字平沼まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	—	—	—	

別 紙 1

埼玉県比企郡川島町大字平沼から埼玉県桶川市大字川田谷まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	2. 50×2	5. 00	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員 — メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

埼玉県比企郡川島町大字中山から埼玉県比企郡川島町大字平沼まで

3. 00 メートル (土工部)

3. 00 メートル (橋梁部)

埼玉県比企郡川島町大字平沼から埼玉県桶川市大字川田谷まで

4. 50 メートル (土工部)

4. 50 メートル (橋梁部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道254号	埼玉県比企郡川島町 大字中山	立体接続	川島インターチェンジ
一般国道17号	埼玉県桶川市大字川田谷	立体接続	桶川北本インターチェンジ

(4) 工事予算

4, 685 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

- イ 埼玉県比企郡川島町大字中山(STA76+60)から埼玉県比企郡川島町大字白井沼(STA92+95)まで
平成 21 年 4 月 1 日
- ロ 埼玉県比企郡川島町大字白井沼(STA92+95)から埼玉県比企郡川島町大字三保谷宿(STA112+69)まで
平成 21 年 7 月 1 日
- ハ 埼玉県比企郡川島町大字三保谷宿(STA112+69)から埼玉県桶川市大字川田谷(STA122+40)まで
平成 21 年 11 月 1 日
- ニ 埼玉県桶川市大字川田谷(STA122+40)から埼玉県桶川市大字川田谷(STA123+70)まで
平成 22 年 2 月 15 日
- ホ 埼玉県桶川市大字川田谷(STA123+70)から埼玉県桶川市大字川田谷(STA124+12)まで
平成 21 年 6 月 1 日
- ヘ 埼玉県桶川市大字川田谷(STA124+12)から埼玉県桶川市大字川田谷(STA125+81)まで
平成 21 年 6 月 1 日
- ト 埼玉県桶川市大字川田谷(STA125+81)から埼玉県桶川市大字川田谷(STA130+24)まで
平成 21 年 4 月 1 日

別 紙 1

チ 埼玉県桶川市大字川田谷 (STA130+24) から埼玉県桶川市大字川田谷 (STA131+20) まで
平成 21 年 11 月 1 日

リ 埼玉県桶川市大字川田谷 (STA131+20) から埼玉県桶川市大字川田谷 (STA133+43) まで
平成 22 年 2 月 1 日

又 埼玉県桶川市大字川田谷 (A-STA0+0) から埼玉県桶川市大字川田谷 (A-STA1+30) まで
平成 21 年 10 月 1 日

ル 埼玉県桶川市大字川田谷 (A-STA1+30) から埼玉県桶川市大字川田谷 (A-STA9+20) まで
平成 22 年 2 月 1 日

ヲ 埼玉県桶川市大字川田谷 (A-STA9+20) から埼玉県桶川市大字川田谷 (A-STA10+13) まで
平成 21 年 11 月 1 日

ワ 埼玉県桶川市大字川田谷 (D-STA3+20) から埼玉県桶川市大字川田谷 (D-STA5+80) まで
平成 21 年 11 月 1 日

カ 埼玉県桶川市大字川田谷 (D-STA5+80) から埼玉県桶川市大字川田谷 (D-STA8+64) まで
平成 21 年 10 月 1 日

ヨ 埼玉県桶川市大字川田谷
平成 21 年 12 月 1 日

タ 埼玉県桶川市大字川田谷
平成 21 年 10 月 1 日

- ・なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける年月日をいう。

[illegible]

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

5,404 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 5,404 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)

(埼玉県桶川市大字川田谷から埼玉県久喜市菖蒲町上大崎まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号

(有料道路名 : 首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	埼玉県桶川市大字川田谷	から
	埼玉県久喜市菖蒲町上大崎	まで

(ロ) 延	長	10.8 キロメートル
-------	---	-------------

(3) 工事方法

(イ) 事業方式	一般国道事業と有料道路事業による事業方式
----------	----------------------

(ロ) 道路の区分	第 1 種 第 2 級 (道路構造令)
-----------	---------------------

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
埼玉県桶川市大字川田谷	から	100	10.8	
埼玉県久喜市菖蒲町上大崎	まで			

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50 メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
埼玉県桶川市大字川田谷	から	4 車線	4 車線	
埼玉県久喜市菖蒲町上大崎	まで			

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	2. 50×2	5. 00	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員 — メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

4. 50 メートル (土工部)

4. 50 メートル (橋梁部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道17号	埼玉県桶川市大字川田谷	立体接続	桶川北本インターチェンジ
県道川越栗橋線	埼玉県桶川市大字加納	立体接続	桶川インターチェンジ(仮称)
一般国道122号	埼玉県久喜市菖蒲町台	立体接続	白岡菖蒲インターチェンジ

(4) 工事予算

68,868 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手予定年月日

- イ 埼玉県桶川市大字川田谷(STA133+43)から埼玉県桶川市大字加納(STA180+84)まで
平成 26 年 4 月 1 日
- ロ 埼玉県桶川市大字加納(STA180+84)から埼玉県桶川市大字加納(STA184+44)まで
平成 25 年 4 月 1 日
- ハ 埼玉県桶川市大字加納(STA184+44)から埼玉県桶川市大字加納(STA187+47)まで
平成 24 年 2 月 1 日
- ニ 埼玉県桶川市大字加納(STA187+47)から埼玉県桶川市大字加納(STA187+88)まで
平成 25 年 4 月 1 日
- ホ 埼玉県桶川市大字加納(STA187+88)から埼玉県桶川市赤堀(STA191+49)まで
平成 23 年 12 月 15 日
- ヘ 埼玉県桶川市赤堀(STA191+49)から埼玉県桶川市赤堀(STA192+00)まで
平成 24 年 4 月 1 日
- ト 埼玉県桶川市赤堀(STA192+00)から埼玉県桶川市大字五丁台(STA195+00)まで
平成 23 年 12 月 15 日

別 紙 1

チ 埼玉県桶川市大字五丁台(STA195+00)から埼玉県桶川市大字五丁台(STA196+70)まで
平成 24 年 4 月 1 日

リ 埼玉県桶川市大字五丁台(STA196+70)から埼玉県桶川市大字五丁台(STA198+35)まで
平成 26 年 4 月 1 日

又 埼玉県桶川市大字五丁台(STA198+35)から埼玉県久喜市菖蒲町下栢間(STA207+94)まで
平成 24 年 4 月 1 日

ル 埼玉県久喜市菖蒲町下栢間(STA207+94)から埼玉県久喜市菖蒲町上大崎(STA241+72)まで
平成 25 年 4 月 1 日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 平成 27 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

71, 252 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 69, 802 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)

**(埼玉県久喜市菖蒲町上大崎から埼玉県久喜市下早見まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容**(1) 路線名**

一般国道468号

(有料道路名 : 首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	埼玉県久喜市菖蒲町上大崎	から
	埼玉県久喜市下早見	まで

(ロ) 延 長	3.3 キロメートル
---------	------------

(3) 工事方法

(イ) 事業方式	一般国道事業と有料道路事業による事業方式
----------	----------------------

(ロ) 道路の区分	第 1 種 第 2 級 (道路構造令)
-----------	---------------------

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
埼玉県久喜市菖蒲町上大崎	から	100	3.3	
埼玉県久喜市下早見	まで			

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50 メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
埼玉県久喜市菖蒲町上大崎	から	4 車線	4 車線	
埼玉県久喜市下早見	まで			

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	—	—	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	2. 50 × 2	5. 00	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員 — メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

— メートル (土工部)
4. 50 メートル (橋梁部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道122号	埼玉県久喜市菖蒲町台	立体接続	白岡菖蒲インターチェンジ
東北縦貫自動車道弘前線	埼玉県久喜市下早見	立体接続	久喜白岡ジャンクション

(4) 工事予算

10,481 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

- イ 埼玉県南埼玉郡白岡町大字下大崎
平成 22 年 6 月 1 日
- ロ 埼玉県南埼玉郡白岡町大字下大崎(STA0+35)から埼玉県久喜市菖蒲町上大崎(STA1+62)まで
平成 22 年 8 月 1 日
- ハ 埼玉県久喜市菖蒲町上大崎(STA1+62)から埼玉県久喜市菖蒲町上大崎(STA1+76)まで
平成 22 年 10 月 1 日
- ニ 埼玉県久喜市菖蒲町上大崎(STA1+76)から埼玉県久喜市菖蒲町台(STA4+77)まで
平成 22 年 4 月 1 日
- ホ 埼玉県南埼玉郡白岡町大字下大崎(STA0+35)から埼玉県久喜市菖蒲町上大崎(STA5+90)まで
平成 22 年 8 月 1 日
- ヘ 埼玉県南埼玉郡白岡町大字下大崎(STA0+48)から埼玉県久喜市菖蒲町台(STA2+33)まで
平成 22 年 8 月 1 日
- ト 埼玉県久喜市菖蒲町上大崎(STA241+72)から埼玉県久喜市原字大谷(STA269+22)まで
平成 22 年 4 月 1 日

別 紙 1

チ 埼玉県久喜市原字大谷(STA12+80)から埼玉県久喜市下早見字内谷(STA8+4)まで

平成 18 年 9 月 1 日

リ 埼玉県久喜市下早見字内谷(STA8+4)から埼玉県久喜市下早見字内谷(STA7+70)まで

平成 19 年 4 月 1 日

ヌ 埼玉県久喜市下早見字内谷(STA7+70)から埼玉県南埼玉郡白岡町大字野牛字北谷(STA4+16)まで

平成 18 年 9 月 1 日

ル 埼玉県久喜市下早見字内谷(STA10+16)から埼玉県南埼玉郡白岡町大字野牛字南谷(STA5+94)まで

平成 18 年 9 月 1 日

ヲ 埼玉県南埼玉郡白岡町大字野牛字南谷(STA5+94)から埼玉県南埼玉郡白岡町大字野牛字南谷(STA5+44)まで

平成 19 年 4 月 1 日

ワ 埼玉県南埼玉郡白岡町大字野牛字南谷(STA5+44)から埼玉県南埼玉郡白岡町大字野牛字南谷(STA2+60)まで

平成 18 年 9 月 1 日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 平成 23 年 5 月 29 日 (供用開始)

平成 26 年 3 月 31 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

11, 322 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 11, 322 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)
(茨城県つくば市新井から茨城県つくば市梶内まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号

(有料道路名 : 首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	茨城県つくば市新井	から
	茨城県つくば市梶内	まで

(ロ) 延 長	4.3 キロメートル
---------	------------

(3) 工事方法

(イ) 事業方式	一般国道事業と有料道路事業による事業方式
----------	----------------------

(ロ) 道路の区分	第 1 種 第 2 級 (道路構造令)
-----------	---------------------

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
茨城県つくば市新井	から	100	4. 3	
茨城県つくば市梶内	まで			

(二) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
茨城県つくば市新井	から	2 車線	4 車線	
茨城県つくば市梶内	まで			

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1. 75 × 2	3. 50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75 × 2	3. 50	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員

3. 50 メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

— メートル(土工部)

— メートル(橋梁部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道 取手つくば線	茨城県つくば市 柳橋	立体接続	つくば中央インターチェンジ
常磐自動車道	茨城県つくば市 梶内	立体接続	つくばジャンクション

(4) 工事予算

2, 041 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

イ-1 茨城県つくば市新井から茨城県つくば市柳橋(E-STA0+0~E-STA1+47)
平成 21 年 5 月 1 日

イ-2 茨城県つくば市新井(つくば中央料金所)
平成 21 年 5 月 1 日

ロ 茨城県つくば市新井(D-STA0+0)から茨城県つくば市手代木(STA374-0)まで
平成 21 年 12 月 1 日

別 紙 1

ハ 茨城県つくば市手代木(STA374-0)から茨城県つくば市手代木(STA376+0)まで

平成 22 年 3 月 1 日

ニ 茨城県つくば市手代木(STA376+0)から茨城県つくば市手代木(STA383+0)まで

平成 21 年 12 月 1 日

ホ 茨城県つくば市手代木(STA383+0)から茨城県つくば市西大沼(STA384+60)まで

平成 22 年 2 月 20 日

ヘ 茨城県つくば市西大沼(STA384+60)から茨城県つくば市西館野(STA398+85)まで

平成 21 年 10 月 1 日

ト 茨城県つくば市西館野(STA398+85)から茨城県つくば市西館野(STA401+4)まで

平成 22 年 2 月 20 日

チ 茨城県つくば市西館野(STA401+4)から茨城県つくば市南中妻(STA406+60)まで

平成 22 年 3 月 20 日

リ 茨城県つくば市南中妻(STA406+60)から茨城県つくば市梶内(STA0-07)まで

平成 21 年 10 月 1 日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道業者から事業引継ぎを受ける年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 平成 22 年 4 月 24 日 (供用開始)

平成 25 年 3 月 31 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2, 268 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 2, 268 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)

(茨城県つくば市市之台から茨城県牛久市桂町まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号

(有料道路名 : 首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	茨城県つくば市市之台	から
	茨城県牛久市桂町	まで

(ロ) 延 長	12.0 キロメートル
---------	-------------

(3) 工事方法

(イ) 事業方式	一般国道事業と有料道路事業による事業方式
----------	----------------------

(ロ) 道路の区分	第 1 種 第 2 級 (道路構造令)
-----------	---------------------

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
茨城県つくば市 市之台	から	100	12.0	
茨城県牛久市 桂町	まで			

(二) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
茨城県つくば市 市之台	から	2 車線	4 車線	
茨城県牛久市 桂町	まで			

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1. 75 × 2	3. 50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75 × 2	3. 50	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員

— メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

— メートル(土工部)

— メートル(橋梁部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道6号 牛久土浦バイパス	茨城県つくば市 稲岡	立体接続	つくば牛久インターチェンジ
県道 土浦竜ヶ崎線	茨城県稲敷郡 阿見町大字小池	立体接続	牛久阿見インターチェンジ
県道 竜ヶ崎阿見線バイパス	茨城県稲敷郡 阿見町大字吉原	立体接続	阿見東インターチェンジ

(4) 工事予算

2, 801 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

イ 茨城県つくば市市之台(STA15+22)から茨城県牛久市下根町(STA65+00)まで
平成 18 年 9 月 1 日

ロ 茨城県牛久市下根町(STA65+00)から茨城県牛久市桂町(STA135+50)まで
平成 18 年 10 月 1 日

ハ 茨城県稲敷郡阿見町大字小池(牛久阿見料金所)

平成 18 年 4 月 19 日

二 茨城県稲敷郡阿見町大字吉原(阿見東料金所)

平成 18 年 4 月 19 日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受けた年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 平成 19 年 3 月 10 日 (供用開始)

平成 24 年 3 月 28 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3, 085 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 3, 085 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)

(茨城県牛久市桂町から茨城県稲敷市沼田まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号

(有料道路名 : 首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	茨城県牛久市桂町	から
	茨城県稲敷市沼田	まで

(ロ) 延 長	6.0 キロメートル
---------	------------

(3) 工事方法

(イ) 事業方式	一般国道事業と有料道路事業による事業方式
----------	----------------------

(ロ) 道路の区分	第 1 種 第 2 級 (道路構造令)
-----------	---------------------

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
茨城県牛久市桂町	から	100	6. 0	
茨城県稲敷市沼田	まで			

(二) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
茨城県牛久市桂町	から	2 車線	4 車線	
茨城県稲敷市沼田	まで			

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1. 75×2	3. 50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員

— メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

— メートル(土工部)

— メートル(橋梁部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道 竜ヶ崎阿見線バイパス	茨城県稲敷郡 阿見町大字吉原	立体接続	阿見東インターチェンジ
県道 江戸崎新利根線バイパス	茨城県稲敷市 沼田	立体接続	稲敷インターチェンジ

(4) 工事予算

1, 556 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

イ 茨城県牛久市桂町(STA135+50)から茨城県稲敷市月出里(STA159+10)まで
平成 20 年 12 月 24 日

ロ 茨城県稲敷市月出里(STA159+10)から茨城県稲敷市沼田(STA195+38)まで
平成 21 年 1 月 26 日

ハ 茨城県稲敷市沼田(稲敷料金所)
平成 20 年 4 月 1 日

別 紙 1

二 茨城県牛久市桂町から茨城県稲敷郡阿見町まで(阿見東IC Aランプ部)

平成 20 年 10 月 27 日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受けた年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 平成 20 年 12 月 16 日 (阿見東ICランプ切替)

平成 21 年 3 月 21 日 (供用開始)

平成 24 年 3 月 28 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 775 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 775 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道468号(東京湾横断・木更津東金道路)

(千葉県東金市丹尾から千葉県茂原市石神まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号

(有料道路名 : 東京湾横断・木更津東金道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	千葉県東金市丹尾	から
	千葉県茂原市石神	まで

(ロ) 延 長	21.6 キロメートル
---------	-------------

(3) 工事方法

(イ) 事業方式	一般国道事業と有料道路事業による事業方式
----------	----------------------

(ロ) 道路の区分	第 1 種 第 2 級 (道路構造令)
-----------	---------------------

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
千葉県東金市丹尾	から	100	21.6	
千葉県茂原市石神	まで			

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50 メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
千葉県東金市丹尾	から	2 車線	4 車線	
千葉県茂原市石神	まで			

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1. 75×2	3. 50	—	—	—	
トンネル部分	1. 00×2	2. 00	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員 3. 50 メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

— メートル (土工部)

— メートル (橋梁部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道126号	千葉県東金市丹尾	立体接続	東金インター・ジャンクション (仮称)
市道5164号線	千葉県東金市山台	立体接続	東金インター・ジャンクション (仮称)
県道五井本納線	千葉県茂原市上太田	立体接続	茂原北インターチェンジ(仮称)
一般国道409号 (茂原・一宮・大原道路)	千葉県長生郡長南町坂本	立体接続	茂原長南インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

23, 390 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日

イ 千葉県東金市丹尾(STA0-01)から千葉県東金市小野(STA11+60)まで

平成 24 年 11 月 1 日

ロ 千葉県東金市小野(STA11+60)から千葉県大網白里町養安寺(STA20+20)まで

平成 24 年 9 月 1 日

ハ 千葉県大網白里町養安寺(STA20+20)から千葉県大網白里町養安寺(STA21+35)まで

平成 24 年 12 月 15 日

ニ 千葉県大網白里町養安寺(STA21+35)から千葉県大網白里町小西(STA27+85)まで

平成 24 年 12 月 1 日

ホ 千葉県大網白里町小西(STA27+85)から千葉県大網白里町餅木(STA33+69. 5)まで

平成 24 年 7 月 1 日

ヘ 千葉県大網白里町餅木(STA33+69. 5)から千葉県大網白里町餅木(STA35+23)まで

平成 24 年 6 月 1 日

ト 千葉県大網白里町餅木(STA35+23)から千葉県大網白里町金谷郷(STA48+69)まで

平成 24 年 2 月 15 日

別 紙 1

チ 千葉県大網白里町金谷郷(STA48+69)から千葉県大網白里町南玉(STA57+23)まで
平成 24 年 11 月 1 日

リ 千葉県大網白里町南玉(STA57+23)から千葉県千葉市緑区小食土町(STA65+40)まで
平成 21 年 8 月 1 日

ヌ 千葉県千葉市緑区小食土町(STA65+40)から千葉県千葉市緑区小食土町(STA65+70)まで
平成 24 年 9 月 1 日

ル 千葉県千葉市緑区小食土町(STA65+70)から千葉県大網白里町小中(STA80+00)まで
平成 21 年 8 月 1 日

ヲ 千葉県大網白里町小中(STA80+00)から千葉県大網白里町神房(STA86+00)まで
平成 19 年 12 月 1 日

ワ 千葉県大網白里町神房(STA86+00)から千葉県茂原市柴名(STA106+94)まで
平成 21 年 8 月 1 日

カ 千葉県茂原市柴名(STA106+94)から千葉県茂原市柴名(STA109+20)まで
平成 19 年 12 月 1 日

コ 千葉県茂原市柴名(STA109+20)から千葉県茂原市柴名(STA113+60)まで
平成 24 年 5 月 1 日

タ 千葉県茂原市柴名(STA113+60)から千葉県茂原市上太田(STA123+11)まで
平成 24 年 10 月 1 日

別 紙 1

レ 千葉県茂原市上太田(STA123+11)から千葉県茂原市上太田(STA124+34)まで

平成 24 年 12 月 1 日

ソ 千葉県茂原市上太田(STA124+34)から千葉県茂原市真名(STA148+91)まで

平成 24 年 2 月 15 日

ツ 千葉県茂原市真名(STA148+91)から千葉県茂原市真名(STA156+20)まで

平成 24 年 5 月 1 日

ネ 千葉県茂原市真名(STA156+20)から千葉県長柄町榎本(STA179+60)まで

平成 24 年 2 月 15 日

ナ 千葉県長柄町榎本(STA179+60)から千葉県長柄町榎本(STA183+80)まで

平成 24 年 6 月 1 日

ラ 千葉県長柄町榎本(STA183+80)から千葉県長南町須田(STA194+40)まで

平成 24 年 8 月 1 日

ム 千葉県長南町須田(STA194+40)から千葉県長南町関原(STA203+88. 2)まで

平成 24 年 9 月 1 日

ウ 千葉県長南町関原(STA203+88. 2)から千葉県茂原市石神(STA210+39)まで

平成 24 年 8 月 1 日

ノ 千葉県茂原市石神(STA210+39)から千葉県茂原市石神(STA216+20)まで

平成 24 年 7 月 1 日

別 紙 1

茂原北IC ランプ部

オ 千葉県茂原市柴名(STA4+20)から千葉県茂原市上太田(STA0+60)まで

平成 19 年 12 月 1 日

ク 千葉県茂原市上太田(STA0+60)から千葉県茂原市上太田(STA0+20)まで

平成 20 年 10 月 1 日

ヤ 千葉県茂原市上太田(STA0+20)から千葉県茂原市上太田(STA2+10)まで

平成 19 年 12 月 1 日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手(予定)年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける(予定)年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 平成 25 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

25, 235 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 24, 678 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道468号(東京湾横断・木更津東金道路)
(千葉県茂原市石神から千葉県木更津市下郡まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号

(有料道路名 : 東京湾横断・木更津東金道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	千葉県茂原市石神	から
	千葉県木更津市下郡	まで

(ロ) 延 長	21.3 キロメートル
---------	-------------

(3) 工事方法

(イ) 事業方式	一般国道事業と有料道路事業による事業方式
----------	----------------------

(ロ) 道路の区分	第 1 種 第 2 級 (道路構造令)
-----------	---------------------

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
千葉県茂原市石神	から	100	21.3	
千葉県木更津市下郡	まで			

(二) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
千葉県茂原市石神	から	2 車線	4 車線	
千葉県木更津市下郡	まで			

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1. 75×2	3. 50	—	—	—	
トンネル部分	1. 00×2	2. 00	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員 3. 50 メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

- メートル (土工部)
- メートル (橋梁部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道409号 (茂原・一宮・大原道路)	千葉県長生郡長南町坂本	立体接続	茂原長南インターチェンジ(仮称)
一般国道297号	千葉県市原市田尾	立体接続	市原南インターチェンジ(仮称)
一般国道410号バイパス	千葉県木更津市下郡	立体接続	木更津東インターチェンジ

(4) 工事予算

13, 974 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日

イ 千葉県茂原市石神(STA216+20)から千葉県長生郡長南町坂本(STA219+73)まで
平成 24 年 7 月 1 日

ロ 千葉県長生郡長南町坂本(STA219+73)から千葉県長生郡長南町坂本(STA220+73)まで
平成 24 年 5 月 1 日

ハ 千葉県長生郡長南町坂本(STA220+73)から千葉県長生郡長南町坂本(STA222+77)まで
平成 24 年 7 月 1 日

ニ 千葉県長生郡長南町坂本(STA222+77)から千葉県長生郡長南町坂本(STA233+60)まで
平成 24 年 5 月 1 日

ホ 千葉県長生郡長南町坂本(STA233+60)から千葉県長生郡長南町茗荷沢(STA253+00)まで
平成 24 年 8 月 1 日

ヘ 千葉県長生郡長南町茗荷沢(STA253+00)から千葉県長生郡長南町竹林(STA261+60)まで
平成 24 年 10 月 1 日

ト 千葉県長生郡長南町竹林(STA261+60)から千葉縣市原市岩撫(STA272+86)まで
平成 24 年 8 月 1 日

別 紙 1

チ 千葉県市原市岩撫(STA272+86)から千葉県市原市田尾(STA297+06)まで
平成 24 年 3 月 26 日

リ 千葉県市原市田尾(STA297+06)から千葉県市原市田尾(STA309+00)まで
平成 24 年 9 月 1 日

ヌ 千葉県市原市田尾(STA309+00)から千葉県市原市養老(STA335+65)まで
平成 24 年 8 月 1 日

ル 千葉県市原市養老(STA335+65)から千葉県市原市山口(STA360+80)まで
平成 24 年 6 月 1 日

ヲ 千葉県市原市山口(STA360+80)から千葉県木更津市真理谷(STA367+60)まで
平成 24 年 8 月 16 日

ワ 千葉県木更津市真理谷(STA367+60)から千葉県木更津市真理谷(STA375+21)まで
平成 24 年 6 月 1 日

カ 千葉県木更津市真理谷(STA375+21)から千葉県木更津市真理谷(STA380+69)まで
平成 23 年 11 月 21 日

コ 千葉県木更津市真理谷(STA380+69)から千葉県木更津市真理谷(STA394+80)まで
平成 24 年 8 月 1 日

別 紙 1

タ 千葉県木更津市真理谷(STA394+80)から千葉県木更津市真理谷(STA400+51)まで

平成 24 年 3 月 26 日

シ 千葉県木更津市真理谷(STA400+51)から千葉県木更津市真理谷(STA402+30. 7)まで

平成 23 年 11 月 21 日

ソ 千葉県木更津市真理谷(STA402+30. 7)から千葉県木更津市真理谷(STA404+78)まで

平成 24 年 3 月 26 日

ツ 千葉県木更津市真理谷(STA404+78)から千葉県木更津市茅野(STA413+63. 6)まで

平成 23 年 11 月 21 日

ネ 千葉県木更津市茅野(STA413+63. 6)から千葉県木更津市下郡(STA429+17)まで

平成 24 年 6 月 1 日

茂原長南IC 料金所部

ナ 千葉県長生郡長南町坂本(C1-STA0+19. 2)から千葉県長生郡長南町坂本(E-STA1+10. 8)まで

平成 23 年 11 月 21 日

茂原長南IC 管理施設部

ラ 千葉県長生郡長南町坂本(C1-STA3+88. 5)から千葉県長生郡長南町坂本(E-STA3+7)まで

平成 24 年 3 月 26 日

別 紙 1

市原南IC 料金所部

ム 千葉県市原市田尾(C1-STA0 +8. 95)から千葉県市原市田尾(E-STA0+41. 05)まで
平成 23 年 11 月 21 日

市原南IC 管理施設部

ウ 千葉県市原市田尾(C1-STA0 +95)から千葉県市原市田尾(E-STA0+68)まで
平成 24 年 3 月 26 日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、
会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 平成 25 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

14, 905 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 14, 661 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道14号(京葉道路)(市川IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道14号

(有料道路名 : 京葉道路)

(2) 工事の箇所

千葉県市川市稲荷木

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 有料道路事業

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道市川浦安線	千葉県市川市 稲荷木	立体接続	市川インターチェンジ

(4) 工事予算

1, 461 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 12 年 7 月 3 日

②工事の完成予定年月日 平成 28 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 840 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 804 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道14号(京葉道路)(市川PA)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道14号

(有料道路名 : 京葉道路)

(2) 工事の箇所

千葉県市川市

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 有料道路事業

(4) 工事予算

16, 657 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 12 年 7 月 3 日

②工事の完成予定年月日 平成 28 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

17, 574 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 16, 728 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道16号(横浜横須賀道路)

(神奈川県横浜市金沢区並木三丁目から神奈川県横浜市金沢区釜利谷町まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道16号

(有料道路名 : 横浜横須賀道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	神奈川県横浜市金沢区並木三丁目	から
	神奈川県横浜市金沢区釜利谷町	まで

(ロ) 延 長	4.2 キロメートル
---------	------------

(3) 工事方法

(イ) 事業方式	有料道路事業
----------	--------

(ロ) 道路の区分	第 1 種 第 3 級 (道路構造令)
-----------	---------------------

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
神奈川県横浜市 金沢区並木三丁目 から 神奈川県横浜市 金沢区釜利谷町 まで	80	4. 2	

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
神奈川県横浜市 金沢区並木三丁目 から 神奈川県横浜市 金沢区釜利谷町 まで	6 車線	6 車線	6車線化

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	0. 75	0. 75	1. 50	
橋梁高架部分 (中小橋)	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員 — メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

3. 00 メートル (土工部)

3. 00 メートル (橋梁部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道長浜第56号	神奈川県横浜市 金沢区並木三丁目	立体接続	並木インターチェンジ
市道長浜第99号	神奈川県横浜市 金沢区並木三丁目	立体接続	並木インターチェンジ
県道高速湾岸線 (首都高速道路湾岸線)	神奈川県横浜市 金沢区並木三丁目	平面接続	並木インターチェンジ
市道堀口第531号	神奈川県横浜市 金沢区能見台東	立体接続	堀口能見台インターチェンジ

(4) 工事予算

168 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 3 年 12 月 17 日

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

310 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 302 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道47号(仙台北部道路)(利府JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道47号

(有料道路名 : 仙台北部道路)

(2) 工事の箇所

宮城県多賀城市市川

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道45号	宮城県宮城郡 利府町加瀬	立体接続	利府ジャンクション

(4) 工事予算

1, 700 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手予定年月日 平成 26 年 4 月 1 日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 平成 31 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2, 268 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 2, 181 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道126号(千葉東金道路)

(千葉県東金市丹尾から千葉県山武市松尾町谷津まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道126号

(有料道路名 : 千葉東金道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	千葉県東金市丹尾	から
	千葉県山武市松尾町谷津	まで

(ロ) 延	長	15.7 キロメートル
-------	---	-------------

(3) 工事方法

(イ) 事業方式	有料道路事業
----------	--------

(ロ) 道路の区分	第1種第2級(道路構造令)
-----------	---------------

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
千葉県東金市丹尾 から 千葉県山武市松尾町谷津 まで	100	15.7	

(二) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50 メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
千葉県東金市丹尾 から 千葉県山武市松尾町谷津 まで	4 車線	4 車線	4車線化事業

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	2. 50	1. 25	3. 75	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員 - メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

4. 50 メートル (土工部)

4. 50 メートル (橋梁部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道468号 (東京湾横断・木更津東金道路)	千葉県東金市丹尾	平面接続 立体接続	東金インター・ジャンクション(仮称)
東金市道5146号線	千葉県東金市山台	立体接続	
県道成東酒々井線	千葉県山武市矢部	立体接続	山武成東インターチェンジ
一般国道126号 (銚子連絡道路)	千葉県山武市松尾町谷津	立体接続	松尾横芝インターチェンジ
県道成田松尾線	千葉県山武市松尾町谷津	立体接続	松尾横芝インターチェンジ

(4) 工事予算

17, 738 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 12 年 7 月 3 日

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

21, 066 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 20, 160 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道127号(富津館山道路)(富山PA)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道127号

(有料道路名 : 富津館山道路)

(2) 工事の箇所

千葉県南房総市

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

(4) 工事予算

949 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 14 年 9 月 2 日

②工事の完成予定年月日 平成 30 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 118 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 098 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道466号(第三京浜道路)(野川IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道466号

(有料道路名 : 第三京浜道路)

(2) 工事の箇所

神奈川県川崎市宮前区野川

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 有料道路事業

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道尻手黒川線	神奈川県川崎市 宮前区野川	立体接続	野川インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

17, 266 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 昭和 63 年 1 月 1 日

②工事の完成予定年月日 平成 29 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

11, 932 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 11, 469 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)

(東京都西多摩郡日の出町平井から埼玉県鶴ヶ島市大字藤金まで)(改築)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号

(有料道路名 : 首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の箇所

東京都西多摩郡日の出町平井 から

埼玉県鶴ヶ島市大字藤金 まで

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 有料道路事業

(4) 工事予算

1, 572 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 昭和 61 年 12 月 1 日

②工事の完成予定年月日 平成 27 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 727 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 648 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)(久喜白岡JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号

(有料道路名 : 首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の箇所

埼玉県久喜市下早見

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道468号 (首都圏中央連絡自動車道)	埼玉県久喜市下早見	平面接続	本線

(4) 工事予算

13, 463 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

イ 埼玉県久喜市大字原字大谷(STA269+22)から埼玉県久喜市大字下早見字内谷(STA273+50)まで
平成 18 年 9 月 1 日

ロ 埼玉県久喜市大字下早見字内谷(STA273+50)から埼玉県久喜市大字下早見字内谷(STA274+34)まで
平成 19 年 3 月 31 日

ハ 埼玉県久喜市大字下早見字内谷(STA274+34)から埼玉県久喜市大字下早見字内谷(STA275+20)まで
平成 18 年 9 月 1 日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受けた年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 平成 27 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

14, 485 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 14, 062 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)(江戸崎PA)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号

(有料道路名 : 首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の箇所

茨城県稲敷市

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

(4) 工事予算

1, 202 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手予定年月日

イ 茨城県稲敷市月出里(STA164+70)から茨城県稲敷市蒲ヶ山(STA174+24)まで
平成 24 年 10 月 1 日

ロ 茨城県稲敷市沼田(STA184+30)から茨城県稲敷市沼田(STA195+38)まで
平成 25 年 4 月 1 日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日

平成 27 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 389 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 330 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東日本高速道路株式会社が管理する高速道路に係る
高速道路利便増進事業に関する計画(スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

(1) 工事予算

50, 375 百万円(消費税込み)

(2) 工事に要する費用に係る債務引受限度額

51, 284 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 — 百万円(消費税込み))

(3) 個別箇所に関する工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

個別箇所に関する工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額は、下記のとおりとする。
 ただし、工事予算及び債務引受限度額については、(1)工事予算及び(2)債務引受限度額の内数である。
 また、工事完成後は精算額としている。

(イ) 路線名	(ロ) 工事の箇所	(ハ)工事方法			(ニ) 工事の着手及び完成の予定年月日		(ホ) 工事予算 (消費税込み)	(ヘ) 債務引受限度 額 (消費税込み)	うち 助成対象 基準額 (消費税込み)	備考
		他の道路との接続位置及び接続の方法			工事の着手 予定年月日	工事の完成 予定年月日				
		他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法						
東北縦貫自動車道 弘前線	栃木県 佐野市 黒袴町	県道 佐野環状線	栃木県 佐野市 関川町及び 黒袴町	立体接続	平成21年9月11日	平成23年4月27日 (供用開始) 平成26年3月31日 (残事業完成)	1,241百万円	1,472百万円	—	佐野 SA
東北縦貫自動車道 弘前線	栃木県 宇都宮市 今里町	県道 上河内 スマート インター線	栃木県 宇都宮市 今里町	立体接続	平成21年9月11日	平成22年12月18日 (供用開始) 平成24年3月28日 (残事業完成)	310百万円	350百万円	—	上河内 SA

(イ) 路線名	(ロ) 工事の箇所	(ハ)工事方法			(ニ) 工事の着手及び完成の予定年月日		(ホ) 工事予算 (消費税込み)	(ヘ) 債務引受限度 額 (消費税込み)	うち 助成対象 基準額 (消費税込み)	備考
		他の道路との接続位置及び接続の方法			工事の着手及び完成の予定年月日					
		他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	工事の着手 予定年月日	工事の完成 予定年月日				
東北縦貫自動車道 弘前線	栃木県 那須郡 那須町 豊原丙	県道 那須高原 スマート インター線	栃木県 那須郡 那須町 豊原丙	立体接続	平成21年9月11日	平成22年12月18日 (供用開始) 平成24年3月28日 (残事業完成)	439百万円	483百万円	—	那須 高原 SA
東北横断自動車道 釜石秋田線	秋田県 大仙市 九升田	市道 赤坂強首線	秋田県 大仙市 強首及び 九升田	立体接続	平成21年9月11日	平成23年3月26日 (供用開始) 平成24年3月28日 (残事業完成)	92百万円	98百万円	—	西仙北 SA
東北横断自動車道 いわき新潟線	新潟県 新潟市 秋葉区福島	市道新津 1－90号線 及び 市道新津 1－91号線	新潟県 新潟市 秋葉区福島	立体接続	平成21年9月11日	平成23年12月17日 (供用開始) 平成26年3月31日 (残事業完成)	1,763百万円	1,918百万円	—	本線 直結 型
関越自動車道 新潟線	埼玉県 坂戸市塚崎	市道3979 号路線及び 市道6919 号路線	埼玉県 坂戸市塚崎 及び栗生田	立体接続	平成21年9月11日	平成26年3月31日	1,994百万円	2,200百万円	—	本線 直結 型
関越自動車道 新潟線	群馬県高崎 市上滝町	市道 G680号線 及び 市道 G681号線	群馬県高崎 市上滝町及 び佐波郡玉 村町上新田	立体接続	平成21年9月11日	平成26年3月31日	3,986百万円	4,323百万円	—	本線 直結 型
常磐自動車道	茨城県 石岡市 正上内	市道 A2485号線	茨城県 石岡市 正上内	立体接続	平成21年9月11日	平成23年3月24日 (供用開始) 平成25年3月31日 (残事業完成)	2,951百万円	3,194百万円	—	本線 直結 型
北陸自動車道	新潟県 三条市 福島新田	市道岡野 新田1号線 及び 市道岡野 新田2号線	新潟県 三条市 福島新田	立体接続	平成21年9月11日	平成24年9月30日	1,095百万円	1,213百万円	—	栄PA

(イ) 路線名	(ロ) 工事の箇所	(ハ) 工事方法			(ニ) 工事の着手及び完成の予定年月日		(ホ) 工事予算 (消費税込み)	(ヘ) 債務引受限度 額 (消費税込み)	うち 助成対象 基準額 (消費税込み)	備考
		他の道路との接続位置及び接続の方法			工事の着手 予定年月日	工事の完成 予定年月日				
		他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法						
関越自動車道 新潟線	埼玉県大里 郡寄居町用土	深谷市道 岡2-570号 及び 寄居町道 A046号線	埼玉県深谷 市本郷及び 大里郡寄居 町用土	立体接続	平成24年5月1日	平成28年10月31日	953百万円	1,052百万円	—	寄居 PA
関越自動車道 新潟線	埼玉県児玉 郡上里町大 字五明	町道2480号 線及び 町道2087号 線	埼玉県児玉 郡上里町大 字五明	立体接続	平成24年5月1日	平成27年12月31日	1,152百万円	1,257百万円	—	上里 SA
北陸自動車道	新潟県長岡 市上野町	市道上川西 398号線及び 市道上川西 399号線	新潟県長岡 市上野町及び 大荒戸町	立体接続	平成24年5月1日	平成29年3月31日	2,201百万円	2,398百万円	—	本線 直結 型
北陸自動車道	新潟県新潟 市江南区西 野	主要地方道 新潟港横越 線	新潟県新潟 市江南区西 野	立体接続	平成24年5月1日	平成28年3月31日	3,274百万円	3,530百万円	—	本線 直結 型

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東北縦貫自動車道弘前線(蓮田スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦貫自動車道 弘前線

(2) 工事の箇所

埼玉県蓮田市大字黒浜

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道蓮田白岡久喜線 及び 市道1260号線	埼玉県蓮田市大字黒浜	立体接続	蓮田SA

(4) 工事予算

—

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手予定年月日 平成 23 年 12 月 22 日

②工事の完成予定年月日 平成 24 年 2 月 3 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

—

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道47号(仙台北部道路)

(宮城県宮城郡利府町沢乙から宮城県黒川郡富谷町穀田まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道47号

(有料道路名 : 仙台北部道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	宮城県宮城郡利府町沢乙	から
	宮城県黒川郡富谷町穀田	まで

(ロ) 延	長	6.6 キロメートル
-------	---	------------

(3) 工事方法

(イ) 事業方式	一般国道事業と有料道路事業による事業方式
----------	----------------------

(ロ) 道路の区分	第 1 種 第 2 級 (道路構造令)
-----------	---------------------

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
宮城県宮城郡利府町沢乙 宮城県黒川郡富谷町穀田	100	6.6	

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50 メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
宮城県宮城郡利府町沢乙 宮城県黒川郡富谷町穀田	2 車線	4 車線	

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50 1. 75	4. 25	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 50×2	3. 00	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員 3. 50 メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

— メートル (土工部)

— メートル (橋梁部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道塩竈吉岡線	宮城県宮城郡利府町沢乙	立体接続	利府しらかし台インターチェンジ
東北縦貫自動車道弘前線	宮城県黒川郡富谷町穀田	立体接続	富谷ジャンクション

(4) 工事予算

2, 057 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

イ 宮城県宮城郡利府町沢乙 (No177+0.00)～宮城県宮城郡利府町沢乙 (D-No2+10.00)まで
平成 21 年 11 月 25 日

ロ 宮城県宮城郡利府町沢乙 (No228+11.62)～宮城県黒川郡富谷町穀田 (No.502+00)まで
平成 21 年 12 月 18 日

ハ 宮城県黒川郡富谷町穀田 (No502+00)～宮城県黒川郡富谷町穀田 (No.558+4.061)まで
平成 21 年 9 月 11 日

・なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、
会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成年月日 平成 21 年 12 月 16 日 (利府しらかし台ICランプ切替)

平成 22 年 3 月 27 日 (供用開始)

平成 23 年 9 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2, 217 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 2, 217 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道47号(仙台北部道路)

(宮城県黒川郡富谷町穀田から宮城県黒川郡富谷町富谷まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道47号

(有料道路名 : 仙台北部道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	宮城県黒川郡富谷町穀田	から
	宮城県黒川郡富谷町富谷	まで

(ロ) 延 長	1.7 キロメートル
---------	------------

(3) 工事方法

(イ) 事業方式	一般国道事業と有料道路事業による事業方式
----------	----------------------

(ロ) 道路の区分	第 1 種 第 3 級 (道路構造令)
-----------	---------------------

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
宮城県黒川郡富谷町穀田 から 宮城県黒川郡富谷町富谷 まで	80	1.7	

(二) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50 メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
宮城県黒川郡富谷町穀田 から 宮城県黒川郡富谷町富谷 まで	2 車線	4 車線	

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員 — メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

— メートル (土工部)

— メートル (橋梁部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
東北縦貫自動車道弘前線	宮城県黒川郡富谷町穀田	立体接続	富谷ジャンクション
一般国道4号	宮城県黒川郡富谷町富谷	平面接続	富谷インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

2, 044 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手予定年月日

イ 宮城県黒川郡富谷町穀田(No558+4.06)～宮城県黒川郡富谷町穀田(No565+9.80)まで
平成 24 年 5 月 1 日

ロ 宮城県黒川郡富谷町穀田(No565+9.80)～宮城県黒川郡富谷町富谷(No620+10.00)まで
平成 23 年 12 月 1 日

ハ 宮城県黒川郡富谷町富谷(No620+10.00)～宮城県黒川郡富谷町富谷(No643+4.50)まで
平成 24 年 5 月 1 日

別 紙 1

・なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 平成 26 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2, 290 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 2, 188 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道47号(仙台北部道路)(利府JCT改築)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道47号

(有料道路名 : 仙台北部道路)

(2) 工事の箇所

宮城県宮城郡利府町加瀬

別 紙 1

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道45号	宮城県宮城郡利府町加瀬	立体接続	利府ジャンクション

(4) 工事予算

839 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 22 年 4 月 1 日

・なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 平成 22 年 9 月 2 日 (利府JCTランプ切替)

平成 22 年 10 月 22 日 (供用開始)

平成 24 年 3 月 28 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

931 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 931 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

北海道縦貫自動車道函館名寄線（新千歳空港IC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道縦貫自動車道函館名寄線

(2) 工事の箇所

北海道千歳市泉沢

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
道道 新千歳空港インター線	北海道千歳市 泉沢	立体接続	新千歳空港インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

747 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 21 年 9 月 11 日

②工事の完成予定年月日 平成 26 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

854 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 816 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東北縦貫自動車道弘前線（大衡IC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦貫自動車道弘前線

(2) 工事の箇所

宮城県黒川郡大衡村奥田

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道大衡落合線	宮城県黒川郡大衡村 松の平	立体接続	大衡インターチェンジ

(4) 工事予算

849 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 21 年 9 月 11 日

②工事の完成予定年月日 平成 22 年 12 月 18 日 (供用開始)

平成 24 年 3 月 28 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

948 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 948 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東北横断自動車道酒田線(酒田中央JCT)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北横断自動車道酒田線

(2) 工事の箇所

山形県酒田市遊摺部

別 紙 1

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道47号	山形県酒田市遊摺部	立体接続	酒田中央ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

—

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手予定年月日 平成 25 年 4 月 1 日

②工事の完成予定年月日 平成 27 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

—

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

関越自動車道上越線

(長野県上水内郡信濃町大字野尻から新潟県上越市大字中屋敷まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

関越自動車道上越線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 長野県上水内郡信濃町大字野尻 から
新潟県上越市大字中屋敷 まで

(ロ) 延 長 37.5 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分

設 計 区 間	道路の区分	摘 要
長野県上水内郡信濃町大字野尻 から 新潟県上越市中郷区二本木 まで	第1種第3級	道路構造令
新潟県上越市中郷区二本木 から 新潟県上越市大字中屋敷 まで	第1種第2級	道路構造令

別 紙 1

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
長野県上水内郡信濃町大字野尻 から 新潟県上越市中郷区二本木 まで	80	17.6	
新潟県上越市中郷区二本木 から 新潟県上越市大字中屋敷 まで	100	19.9	

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
長野県上水内郡信濃町大字野尻 から 新潟県上越市大字中屋敷 まで	4 車線	4 車線	4車線化

別 紙 1

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

設計区間	構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
		左 側	計	左 側	右 側	計	
長野県上水内郡 信濃町大字野尻 から 新潟県上越市 中郷区二本木 まで	土工(掘割)部分	1. 75	1. 75	—	—	—	
	トンネル部分	—	—	—	—	—	
	橋梁高架部分 (中小橋)	1. 75	1. 75	—	—	—	
	橋梁高架部分 (長大橋)	1. 25	1. 25	—	—	—	
新潟県上越市 中郷区二本木 から 新潟県上越市 大字中屋敷 まで	土工(掘割)部分	2. 50	2. 50	2. 50	1. 25	3. 75	
	トンネル部分	—	—	1. 00	1. 00	2. 00	
	橋梁高架部分 (中小橋)	2. 50	2. 50	2. 50	1. 25	3. 75	
	橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75	1. 75	1. 75	1. 25	3. 00	

(ト) 付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(チ) 中央帯の標準幅員

設 計 区 間	幅 員	摘 要
長野県上水内郡信濃町大字野尻 から 新潟県上越市中郷区二本木 まで	3. 00メートル(土工部) 3. 00メートル(橋梁部)	
新潟県上越市中郷区二本木 から 新潟県上越市大字中屋敷 まで	4. 50メートル(土工部) 4. 50メートル(橋梁部)	

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

48, 572 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手予定年月日 平成 24 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日 平成 31 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

56, 416 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 53, 961 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東関東自動車道千葉富津線

(千葉県木更津市中烏田から千葉県富津市竹岡まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道千葉富津線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 千葉県木更津市中烏田 から
 千葉県富津市竹岡 まで

(ロ) 延 長 20. 7 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
千葉県木更津市中烏田	から	100	20. 7	
千葉県富津市竹岡	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
千葉県木更津市中烏田 から 千葉県富津市竹岡 まで	4 車線	4 車線	4車線化

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	2. 50	1. 25	3. 75	
トンネル部分	—	—	1. 00	1. 00	2. 00	
橋梁高架部分 (中小橋)	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

— メートル(土工部)

— メートル(橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

26, 667 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手予定年月日 平成 24 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日 平成 31 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

31, 033 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 29, 685 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**東関東自動車道水戸線（潮来IC）（改築）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の箇所

茨城県潮来市福島

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般県道水戸神栖線	茨城県潮来市福島	立体接続	潮来インターチェンジ

(4) 工事予算

3, 829 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手予定年月日 平成 23 年 4 月 1 日

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

4, 437 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 4, 242 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東関東自動車道水戸線(鉾田IC)(改築)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の箇所

茨城県鉾田市秋山

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道小川鉾田線	茨城県鉾田市 飯名	立体接続	鉾田インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

1, 434 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手予定年月日 平成 23 年 4 月 1 日

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 813 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 739 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道6号(仙台東部道路)(仙台港IC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道6号

(有料道路名 : 仙台東部道路)

(2) 工事の箇所

宮城県仙台市宮城野区福室

別 紙 1

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
主要地方道塩釜亘理線	宮城県仙台市宮城野区蒲生	立体接続	仙台港インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

1, 117 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

イ 宮城県仙台市宮城野区福室(料金所部)(No171+11.66)

平成 24 年 2 月 1 日

ロ 宮城県仙台市宮城野区福室(料金所部を除く)(No171+11.66)

平成 24 年 6 月 1 日

・なお、工事の着手予定年月日とは、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 平成 25 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 271 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 223 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)

(埼玉県久喜市大字下早見から茨城県猿島郡五霞町大字江川まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容**(1) 路線名**

一般国道468号

(有料道路名 : 首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	埼玉県久喜市大字下早見	から
	茨城県猿島郡五霞町大字江川	まで

(ロ) 延	長	12.7 キロメートル
-------	---	-------------

(3) 工事方法

(イ) 事業方式	一般国道事業と有料道路事業による事業方式
----------	----------------------

(ロ) 道路の区分	第1種第2級(道路構造令)
-----------	---------------

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
埼玉県久喜市大字下早見	から	100	12.7	
茨城県猿島郡五霞町大字江川	まで			

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
埼玉県久喜市大字下早見	から	2 車線	4 車線	
茨城県猿島郡五霞町大字江川	まで			

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	—	—	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75 × 2	3.50	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員 3.5 メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

- メートル (土工部)
- メートル (橋梁部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
東北縦貫自動車道 弘前線	埼玉県久喜市 大字下早見	立体接続	久喜白岡ジャンクション
都市計画道路 惣新田・幸手線	埼玉県幸手市 大字平須賀	立体接続	幸手インターチェンジ(仮称)
一般国道4号	茨城県猿島郡五霞町 大字江川	立体接続	五霞インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

24, 966 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日

- イ 埼玉県久喜市大字下早見(STA274+95)から埼玉県幸手市大字上高野(STA331+83)まで
平成 26 年 4 月 1 日
- ロ 埼玉県幸手市大字上高野(STA331+83)から埼玉県幸手市大字上高野(STA339+04)まで
平成 26 年 10 月 1 日
- ハ 埼玉県幸手市大字上高野(STA339+04)から埼玉県幸手市大字平須賀(STA357+16)まで
平成 26 年 4 月 1 日
- ニ 埼玉県幸手市大字平須賀(STA357+16)から埼玉県幸手市大字平須賀(STA360+56)まで
平成 24 年 7 月 1 日
- ホ 埼玉県幸手市大字平須賀(STA360+56)から埼玉県幸手市大字平須賀(STA362+36)まで
平成 26 年 2 月 1 日
- ヘ 埼玉県幸手市大字平須賀(STA362+36)から埼玉県幸手市大字木立(STA382+10)まで
平成 24 年 7 月 1 日
- ト 埼玉県幸手市大字木立(STA382+10)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(STA16+91)まで
平成 26 年 4 月 1 日

別 紙 1

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 平成 27 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

26, 161 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 24, 902 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)

(茨城県猿島郡五霞町大字江川から茨城県つくば市新井まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号

(有料道路名 : 首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	茨城県猿島郡五霞町大字江川	から
	茨城県つくば市新井	まで

(ロ) 延 長	35.4 キロメートル
---------	-------------

(3) 工事方法

(イ) 事業方式	一般国道事業と有料道路事業による事業方式
----------	----------------------

(ロ) 道路の区分	第 1 種 第 2 級 (道路構造令)
-----------	---------------------

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
茨城県猿島郡五霞町大字江川 から 茨城県つくば市新井 まで	100	35. 4	

(二) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
茨城県猿島郡五霞町大字江川 から 茨城県つくば市新井 まで	2 車線	4 車線	

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1. 75 × 2	3. 50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1. 75 × 2	3. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75 × 2	3. 50	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員 3. 5 メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

— メートル (土工部)

— メートル (橋梁部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道4号	茨城県猿島郡 五霞町大字江川	立体接続	五霞インターチェンジ(仮称)
一般国道354号	茨城県猿島郡 境町大字蛇池	立体接続	境インターチェンジ(仮称)
主要地方道 結城岩井線	茨城県坂東市 大字富田	立体接続	猿島岩井インターチェンジ(仮称)
一般国道294号	茨城県常総市 三坂新田町	立体接続	水海道インターチェンジ(仮称)
県道 取手つくば線	茨城県つくば市 柳橋	立体接続	つくば中央インターチェンジ

(4) 工事予算

40,760 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

- イ 茨城県猿島郡五霞町大字江川(STA16+91)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(STA19+35)まで
平成 26 年 4 月 1 日
- ロ 茨城県猿島郡五霞町大字江川(STA19+35)から茨城県猿島郡五霞町大字山王山(STA30+20)まで
平成 26 年 4 月 1 日
- ハ 茨城県猿島郡五霞町大字山王山(STA30+20)から茨城県猿島郡五霞町大字大福田(STA37+30)まで
平成 24 年 9 月 1 日
- ニ 茨城県猿島郡大字大福田(STA37+30)から茨城県猿島郡境町大字塚崎(STA50+25)まで
平成 26 年 4 月 1 日
- ホ 茨城県猿島郡境町大字塚崎(STA50+25)から茨城県猿島郡境町大字西泉田(STA88+80)まで
平成 24 年 9 月 1 日
- ヘ 茨城県猿島郡境町大字西泉田(STA88+80)から茨城県つくば市大字新井(STA371+21)まで
平成 26 年 4 月 1 日

・なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、
会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 平成 27 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

43, 434 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 41, 379 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)

(茨城県稲敷市沼田から千葉県成田市吉岡まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容**(1) 路線名**

一般国道468号

(有料道路名 : 首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	茨城県稲敷市沼田	から
	千葉県成田市吉岡	まで

(ロ) 延 長	20.3 キロメートル
---------	-------------

(3) 工事方法

(イ) 事業方式	一般国道事業と有料道路事業による事業方式
----------	----------------------

(ロ) 道路の区分	第 1 種 第 2 級 (道路構造令)
-----------	---------------------

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
茨城県稲敷市沼田	から	100	20.3	
千葉県成田市吉岡	まで			

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50 メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
茨城県稲敷市沼田	から	2 車線	4 車線	
千葉県成田市吉岡	まで			

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.5	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.5	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.5	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員 3.5 メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

- メートル (土工部)
- メートル (橋梁部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
主要地方道 江戸崎新利根線	茨城県稲敷市 沼田	立体接続	稲敷インターチェンジ
県道 江戸崎下総線	茨城県稲敷市 桑山	立体接続	東インターチェンジ(仮称)
一般国道356号	千葉県香取郡 神崎町大字松崎	立体接続	神崎インターチェンジ(仮称)
主要地方道 成田下総線	千葉県成田市 青山	立体接続	下総インターチェンジ(仮称)
東関東自動車道 水戸線	千葉県成田市 吉岡	立体接続	大栄ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

18,684 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日

- イ 茨城県稲敷市沼田(STA195+40.0)から茨城県稲敷市駒塚(STA233+35)まで
平成 24 年 10 月 1 日
- ロ 茨城県稲敷市駒塚(STA233+35)から茨城県稲敷市清水(STA252+90)まで
平成 25 年 4 月 1 日
- ハ 茨城県稲敷市清水(STA252+90)から千葉県香取郡神崎町大字松崎(STA4+65)まで
平成 24 年 10 月 1 日
- ニ 千葉県香取郡神崎町大字松崎(STA4+65)から千葉県香取郡神崎町大字松崎(STA13+24)まで
平成 24 年 8 月 1 日
- ホ 千葉県香取郡神崎町大字松崎(STA13+24)から千葉県成田市大字青山(STA45+40)まで
平成 25 年 12 月 1 日
- ヘ 千葉県成田市大字青山(STA45+40)から千葉県成田市吉岡(STA102+95)まで
平成 25 年 4 月 1 日
- ト 千葉県成田市吉岡(STA102+95)から千葉県成田市吉岡(STA106+70)まで
平成 25 年 5 月 1 日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 平成 27 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

20, 245 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 19, 308 百万円)(消費税込み)

別紙 1－156 の次に次の別紙を加える。

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

関越自動車道新潟線

(東京都三鷹市北野から東京都練馬区大泉町まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

関越自動車道新潟線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	東京都三鷹市北野	から
	東京都練馬区大泉町	まで

(ロ) 延	長	9.8 キロメートル
-------	---	------------

(3) 工事方法

(イ) 事業方式	直轄事業と有料道路事業による事業方式
----------	--------------------

(ロ) 道路の区分	第 2 種 第 1 級 (道路構造令)
-----------	---------------------

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
東京都三鷹市北野	から	80	9.8	
東京都練馬区大泉町	まで			

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.25 メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
東京都三鷹市北野	から	6 車線	6 車線	
東京都練馬区大泉町	まで			

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	—	—	2. 50	0. 75	3. 25	
トンネル部分	—	—	2. 50	0. 75	3. 25	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員 — メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

- メートル (土工部)
- メートル (橋梁部)

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
中央自動車道富士吉田線	東京都三鷹市北野	立体接続	中央ジャンクション(仮称)
都道新宿国立線	東京都三鷹市牟礼	立体接続	東八道路インターチェンジ(仮称)
都道東京所沢線	東京都練馬区関町南	立体接続	青梅街道インターチェンジ(仮称)
都道練馬所沢線	東京都練馬区東大泉	立体接続	目白通りインターチェンジ(仮称)
東北縦貫自動車道弘前線	東京都練馬区大泉町	平面接続	本線

(4) 工事予算

72, 776 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日

東京都三鷹市北野(STA.63+36)から東京都練馬区大泉(STA.160+89)まで
平成 30 年 10 月 1 日

- ・ なお、直轄事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が直轄事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

80, 526 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 76, 831 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道45号(三陸縦貫自動車道(仙塩道路))
(宮城県仙台市宮城野区中野から宮城県宮城郡利府町春日まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道45号

(有料道路名 : 三陸縦貫自動車道(仙塩道路))

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	宮城県仙台市宮城野区中野	から
	宮城県宮城郡利府町春日	まで

(ロ) 延	長	7.8 キロメートル
-------	---	------------

(3) 工事方法

(イ) 事業方式	一般国道事業と有料道路事業による事業方式
----------	----------------------

(ロ) 道路の区分	第 1 種 第 2 級 (道路構造令)
-----------	---------------------

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
宮城県仙台市宮城野区中野 から 宮城県宮城郡利府町春日 まで	100	7.8	

(二) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50 メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
宮城県仙台市宮城野区中野 から 宮城県宮城郡利府町春日 まで	4 車線	4 車線	4車線化

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	1. 75	1. 25	3. 00	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員 — メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

4. 50 メートル (土工部)

4. 50 メートル (橋梁部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
主要地方道泉塩釜線	宮城県仙台市宮城野区南宮	立体接続	多賀城インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

2, 815 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- ①工事の着手年月日 平成 29 年 4 月 1 日
 ②工事の完成予定年月日 平成 31 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3, 152 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 3, 008 百万円)(消費税込み)

別紙 3 を次のとおり改める。

別紙 3

(協定第5条第2項関連)
(機構法第13条第1項第3号に定める協定記載事項)

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

年度	債務引受限度額
H 1 8	24,213百万円
H 1 9	25,071百万円
H 2 0	24,580百万円
H 2 1	37,064百万円
H 2 2	50,385百万円
H 2 3	41,081百万円
H 2 4	40,810百万円
H 2 5	46,996百万円
H 2 6	46,868百万円
H 2 7	48,900百万円
H 2 8	54,123百万円
H 2 9	48,674百万円
H 3 0	50,733百万円
H 3 1	53,391百万円
H 3 2	56,492百万円
H 3 3	59,102百万円
H 3 4	59,411百万円
H 3 5	59,544百万円
H 3 6	60,510百万円
H 3 7	61,205百万円
H 3 8	61,399百万円
H 3 9	61,598百万円
H 4 0	61,757百万円
H 4 1	62,481百万円
H 4 2	63,344百万円
H 4 3	62,793百万円
H 4 4	63,028百万円
H 4 5	61,817百万円
H 4 6	61,748百万円
H 4 7	61,580百万円
H 4 8	62,209百万円
H 4 9	62,489百万円
H 5 0	61,491百万円
H 5 1	61,331百万円
H 5 2	61,338百万円
H 5 3	61,323百万円
H 5 4	61,750百万円
H 5 5	61,682百万円
H 5 6	60,800百万円
H 5 7	60,067百万円
H 5 8	59,950百万円
H 5 9	59,788百万円
H 6 0	59,778百万円
H 6 1	59,616百万円
H 6 2	24,728百万円

(注1) 平成18年度から平成22年度までは実績値を記載している。

(注2) 上記記載の債務引受限度額については、限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。

別紙 4 を次のとおり改める。

別紙 4

(協定第 6 条第 1 項関連)
(機構法第 13 条第 1 項第 4 号に定める協定記載事項)

災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額

災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

債務引受限度額	5 1 , 2 0 5 百万円
---------	-----------------

別紙5を次のとおり改める。

(協定第8条第1項関連)
(機構法第13条第1項第6号に定める協定記載事項)

道路資産の貸付料の額

東日本高速道路株式会社に対する道路資産の貸付料

(消費税込み)

年度	貸付料				
		うち土地・家屋分	うち構造物等分		
			うち盛土・切土・のり面構築物等分	うち橋梁・トンネル等分	
H 1 8	(551,875百万円) 551,875百万円	(63,667百万円) 47,550百万円	(379,925百万円) 391,645百万円	(127,702百万円) 111,107百万円	(252,223百万円) 280,538百万円
H 1 9	(559,192百万円) 558,180百万円	(67,965百万円) 51,619百万円	(405,577百万円) 425,162百万円	(136,324百万円) 120,616百万円	(269,253百万円) 304,546百万円
H 2 0	(555,373百万円) 522,469百万円	(68,941百万円) 49,115百万円	(411,402百万円) 404,532百万円	(138,282百万円) 114,763百万円	(273,120百万円) 289,769百万円
H 2 1	(449,377百万円) 420,422百万円	(55,670百万円) 39,424百万円	(332,204百万円) 324,717百万円	(111,662百万円) 92,120百万円	(220,542百万円) 232,597百万円
H 2 2	(447,103百万円) 414,736百万円	(54,937百万円) 34,125百万円	(327,833百万円) 281,068百万円	(110,193百万円) 79,737百万円	(217,640百万円) 201,331百万円
H 2 3	(436,821百万円) 402,249百万円	(39,902百万円) 36,043百万円	(328,653百万円) 296,866百万円	(93,237百万円) 84,219百万円	(235,416百万円) 212,647百万円
H 2 4	429,007百万円	38,674百万円	318,541百万円	90,368百万円	228,173百万円
H 2 5	429,984百万円	38,203百万円	314,663百万円	89,268百万円	225,395百万円
H 2 6	533,094百万円	48,533百万円	399,745百万円	113,405百万円	286,340百万円
H 2 7	549,103百万円	49,920百万円	411,169百万円	116,646百万円	294,523百万円
H 2 8	555,611百万円	50,059百万円	412,314百万円	116,971百万円	295,343百万円
H 2 9	556,236百万円	50,667百万円	417,315百万円	118,390百万円	298,925百万円
H 3 0	553,837百万円	50,219百万円	413,628百万円	117,344百万円	296,284百万円
H 3 1	551,834百万円	49,754百万円	409,801百万円	116,258百万円	293,543百万円
H 3 2	549,315百万円	49,192百万円	405,172百万円	114,945百万円	290,227百万円
H 3 3	557,074百万円	49,707百万円	409,408百万円	116,147百万円	293,261百万円
H 3 4	566,017百万円	50,602百万円	416,784百万円	118,239百万円	298,545百万円
H 3 5	567,738百万円	50,761百万円	418,094百万円	118,611百万円	299,483百万円
H 3 6	564,865百万円	50,377百万円	414,932百万円	117,714百万円	297,218百万円
H 3 7	562,865百万円	50,104百万円	412,684百万円	117,076百万円	295,608百万円
H 3 8	563,017百万円	50,103百万円	412,674百万円	117,073百万円	295,601百万円
H 3 9	563,644百万円	50,146百万円	413,024百万円	117,172百万円	295,852百万円
H 4 0	560,545百万円	49,820百万円	410,344百万円	116,412百万円	293,932百万円
H 4 1	559,413百万円	49,634百万円	408,810百万円	115,977百万円	292,833百万円
H 4 2	556,977百万円	49,304百万円	406,096百万円	115,207百万円	290,889百万円
H 4 3	554,804百万円	49,141百万円	404,753百万円	114,826百万円	289,927百万円
H 4 4	547,903百万円	48,428百万円	398,877百万円	113,159百万円	285,718百万円
H 4 5	542,927百万円	48,051百万円	395,772百万円	112,278百万円	283,494百万円
H 4 6	537,846百万円	47,550百万円	391,646百万円	111,108百万円	280,538百万円
H 4 7	533,870百万円	47,166百万円	388,482百万円	110,210百万円	278,272百万円
H 4 8	527,978百万円	46,516百万円	383,131百万円	108,692百万円	274,439百万円
H 4 9	523,070百万円	45,997百万円	378,851百万円	107,478百万円	271,373百万円
H 5 0	518,194百万円	45,609百万円	375,662百万円	106,573百万円	269,089百万円
H 5 1	515,108百万円	45,316百万円	373,248百万円	105,888百万円	267,360百万円
H 5 2	507,470百万円	44,552百万円	366,951百万円	104,102百万円	262,849百万円
H 5 3	503,559百万円	44,161百万円	363,733百万円	103,189百万円	260,544百万円
H 5 4	498,726百万円	43,635百万円	359,404百万円	101,961百万円	257,443百万円
H 5 5	495,637百万円	43,333百万円	356,914百万円	101,254百万円	255,660百万円
H 5 6	489,014百万円	42,759百万円	352,185百万円	99,913百万円	252,272百万円
H 5 7	483,169百万円	42,244百万円	347,945百万円	98,710百万円	249,235百万円
H 5 8	479,265百万円	41,868百万円	344,848百万円	97,831百万円	247,017百万円
H 5 9	476,115百万円	41,569百万円	342,383百万円	97,132百万円	245,251百万円
H 6 0	469,698百万円	40,929百万円	337,109百万円	95,636百万円	241,473百万円
H 6 1	465,876百万円	40,562百万円	334,088百万円	94,779百万円	239,309百万円
H 6 2	144,062百万円	11,904百万円	98,052百万円	27,817百万円	70,235百万円

(注1) 平成18年度から平成22年度の上段()内は計画値、下段は実績値を、平成23年度の上段()内は計画値
下段は実績見込値を記載している。

別紙6を次のとおり改める。

別紙 6

(協定第9条第1項関連)

計画料金収入の額

東日本高速道路株式会社における計画料金収入

(消費税込み)

年度	計画料金収入
H 1 8	(709,612百万円) 711,810百万円
H 1 9	(722,190百万円) 713,956百万円
H 2 0	(719,683百万円) 679,582百万円
H 2 1	(613,220百万円) 578,132百万円
H 2 2	(621,266百万円) 582,686百万円
H 2 3	(607,061百万円) 566,419百万円
H 2 4	604,468百万円
H 2 5	606,150百万円
H 2 6	711,616百万円
H 2 7	729,894百万円
H 2 8	743,359百万円
H 2 9	746,671百万円
H 3 0	745,457百万円
H 3 1	746,778百万円
H 3 2	744,813百万円
H 3 3	753,499百万円
H 3 4	761,328百万円
H 3 5	761,864百万円
H 3 6	758,361百万円
H 3 7	756,933百万円
H 3 8	755,509百万円
H 3 9	756,137百万円
H 4 0	752,653百万円
H 4 1	751,229百万円
H 4 2	749,799百万円
H 4 3	746,701百万円
H 4 4	739,538百万円
H 4 5	734,405百万円
H 4 6	729,271百万円
H 4 7	726,113百万円
H 4 8	719,003百万円
H 4 9	713,870百万円
H 5 0	708,738百万円
H 5 1	705,527百万円
H 5 2	698,473百万円
H 5 3	693,341百万円
H 5 4	688,212百万円
H 5 5	684,944百万円
H 5 6	677,946百万円
H 5 7	672,817百万円
H 5 8	667,687百万円
H 5 9	664,363百万円
H 6 0	657,426百万円
H 6 1	652,296百万円
H 6 2	267,089百万円

(注1) 平成18年度から平成22年度までの上段()内は計画値、下段は実績値を平成23年度の上段()内は計画値、下段は実績見込値を記載している。

別紙 7 を次のとおり改める。

別 紙－ 7

（協定第 1 1 条関連）

（機構法第 1 3 条第 1 項第 7 号に定める協定記載事項）

料金の額及びその徴収期間

1. 料金の額

(1) 料金の額

①本協定第3条「協定の対象となる高速道路の路線名」中(1)から(19)までに定める路線(以下「高速国道」という。)の料金の額については以下のとおりとする。

イ 対距離制を適用する区間の料金の額及び適用方法

(イ) 対距離制を適用する区間

対距離制を適用する区間は、高速国道のうち、ロの均一制を適用する区間以外の区間とする。

(ロ) 料金の額

イ) 利用距離に対して課する可変額部分

A 利用距離に対して課する1キロメートル当たりの料金の額は、次表のとおりとする。

(単位：円)

区間 車種	普通区間	大都市 近郊区間	関越 特別区間
軽自動車等	19.68	23.616	31.488
普通車	24.6	29.52	39.36
中型車	29.52	35.424	47.232
大型車	40.59	48.708	64.944
特大車	67.65	81.18	108.24

B 100キロメートルを超える区間の利用に対しては、100キロメートルを超え、200キロメートルまでの部分について25パーセント、200キロメートルを超える部分について30パーセントの割引を行う。

(注1) 上表において「軽自動車等」、「普通車」、「中型車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添1-1の自動車の車種区分をいう(別に定める場合を除き、以下同じ。)

(注2) 上表において「普通区間」とあるのは、(イ)に掲げる料金の徴収区間のうち、「大都市近郊区間」及び「関越特別区間」以外の区間をいう(以下同じ。)

(注3) 上表において「大都市近郊区間」とあるのは、別添2の区間をいう(以下同じ。)

(注4) 上表において「関越特別区間」とあるのは、関越自動車道新潟線の水上インターチェンジから湯沢インターチェンジまでの区間をいう(以下同じ。)

ロ) 利用1回に対して課する固定額部分

利用1回に対して課する料金の額は、150円とする。

(ハ) 適用方法

イ) キロ程

A インターチェンジ相互間のキロ程は、別添3のとおりとする。ただし、供用されていない区間のキロ程については、当該区間に係る供用の日から適用する。

B 甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、一般国道6号(仙台東部道路)(以下「仙台東部道路」という。)、一般国道7号(秋田自動車道(秋田外環状道路))(以下「秋

田外環状道路」という。)、一般国道14号及び16号(京葉道路)(以下「京葉道路」という。)、一般国道45号(三陸縦貫自動車道(仙塩道路))(以下「仙塩道路」という。)、一般国道47号(仙台北部道路)(以下、「仙台北部道路」という。)、一般国道126号(千葉東金道路)(以下「千葉東金道路」という。)、一般国道409号及び468号(東京湾横断・木更津東金道路)(以下「東京湾横断・木更津東金道路」という。)、一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)(あきる野市から成田市まで(あきる野インターチェンジを含む))(以下「首都圏中央連絡自動車道(あきる野市から成田市まで)」という。)又は宮城県道路公社の管理する道路(県道仙台南インター線(仙台南部道路))(以下「仙台南部道路」という。)が介在し、これらの道路と高速国道のみを連続して通行する場合の甲インターチェンジと乙インターチェンジの間の料金の額の算定にあたって用いるキロ程は、甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの高速国道のキロ程を通算したものとする。

C 周回走行が可能な区間(以下「ループ」という。)を周回した場合のキロ程は、当該ループ内の各インターチェンジ相互間のキロ程を加算したものとする。

ロ) インターチェンジ相互間の料金の計算額

インターチェンジ相互間の料金の計算額は、車種毎に当該インターチェンジ相互間のキロ程に応じて、次表の算式により算出するものとする。

インターチェンジ相互間のキロ程 (単位：キロメートル)	インターチェンジ相互間のキロ程に応じた額 (単位：円)
100以下の場合	$LR + L'nR'n + 150$
100を超え、200以下の場合	$(0.75 + \frac{25}{L + L'n})(LR + L'nR'n) + 150$
200を超える場合	$(0.7 + \frac{35}{L + L'n})(LR + L'nR'n) + 150$

(注) この表においてL、L'n、R及びR'nは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L : 普通区間のキロ程(単位：キロメートル)

L'n : 大都市近郊区間(n1)及び関越特別区間(n2)のキロ程(単位：キロメートル)

R : 普通区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位：円)

R'n : 大都市近郊区間(n1)及び関越特別区間(n2)の1キロメートル当たりの料金の額(単位：円)

ハ) 消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税(以下「消費税及び地方消費税」という。)の転嫁並びに料金の単位

ロ)に定める方法により算出した車種毎のインターチェンジ相互間のキロ程に応じた額に1.05を乗じ、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

ニ) 料金変更における激変緩和措置

A 平成7年4月9日以前に、別添4の(A)に掲げる額(単位：円)であった料金について、ロ)に定める方法により算出した車種毎のインターチェンジ相互間のキロ程に応じた額に1.03を乗じ、24捨25入により50円単位の端数処理を行った額(以下「調整

額」という。)が(B)に掲げる料金の額(単位:円)以上となる場合には、イ)からハ)の規定にかかわらず(C)の額(単位:円)を適用するものとする。

B 調整額が500円以下で、かつ、上記算出方法によって得た料金の額が調整額を超える場合には、上記算出による額を調整額に据置くものとする。

ホ) インターチェンジ相互間の料金の額に係る調整

甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、丙インターチェンジが存する場合において、ロ)からニ)に定める方法により算出された甲インターチェンジと乙インターチェンジ相互間の料金の額が、同様に算出された甲インターチェンジと丙インターチェンジ相互間の料金の額と、丙インターチェンジと乙インターチェンジ相互間の料金の額との合算額を超えるときは、甲インターチェンジと乙インターチェンジ相互間の料金の額は、その合算額とする。

ヘ) 料金算出方法の特例

A ハイウェイオアシスで転回する場合における料金の額の特例

ハイウェイオアシスで転回する場合における料金の額は、転回前におけるハイウェイオアシスとインターチェンジ相互間及び転回後におけるハイウェイオアシスとインターチェンジ相互間について、ロ)からホ)に定める方法により、それぞれ算出するものとする。ただし、この場合、利用1回に対して課する料金の額については、(ロ)ロ)の規定にかかわらず、転回の前後についてそれぞれ75円とする。

B 北海道横断自動車道黒松内釧路線及び黒松内北見線の十勝清水インターチェンジから本別インターチェンジまで及び足寄インターチェンジまでの区間の一部又は全部を含む場合の料金算出方法の特例

甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、北海道横断自動車道黒松内釧路線及び黒松内北見線の十勝清水インターチェンジから本別インターチェンジまで及び足寄インターチェンジまでの区間の一部又は全部を含む場合における料金の額は、イ)により算出されたキロ程から当該区間を除いたキロ程に基づきロ)からへ)Aに定める方法により算出した額とト)Aに定める当該相互間の料金の額との合算額とする。

C 東北横断自動車道酒田線の笹谷インターチェンジから関沢インターチェンジまでの区間を含む場合の料金算出方法の特例

甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、東北横断自動車道酒田線の笹谷インターチェンジから関沢インターチェンジまでの区間を含む場合における料金の額は、イ)により算出されたキロ程から当該区間を除いたキロ程に基づきロ)からへ)Aに定める方法により算出した額とト)B(A)に定める当該相互間の料金の額との合算額とする。

ト) 料金の額の特例

A 北海道横断自動車道黒松内釧路線及び黒松内北見線の料金の額の特例

十勝清水インターチェンジから本別インターチェンジまで及び足寄インターチェンジまでの各区間の料金の額については、(ロ)及び(ハ)イ)からへ)の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

料金の徴収区間	料金の額（単位：円）				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
十勝清水インターチェンジから 芽室インターチェンジまで	500	600	650	800	1,350
十勝清水インターチェンジから 帯広ジャンクションまで	500	600	650	800	1,350
十勝清水インターチェンジから 音更帯広インターチェンジまで	500	600	650	800	1,350
十勝清水インターチェンジから 池田インターチェンジまで	950	1,100	1,250	1,600	2,650
十勝清水インターチェンジから 本別インターチェンジまで	1,400	1,700	2,050	2,750	4,450
十勝清水インターチェンジから 足寄インターチェンジまで	1,400	1,700	2,050	2,750	4,450
芽室インターチェンジから 帯広ジャンクションまで	250	250	250	300	400
芽室インターチェンジから 音更帯広インターチェンジまで	400	450	450	600	950
芽室インターチェンジから 池田インターチェンジまで	850	950	1,050	1,400	2,250
芽室インターチェンジから 本別インターチェンジまで	1,300	1,550	1,850	2,550	4,050
芽室インターチェンジから 足寄インターチェンジまで	1,300	1,550	1,850	2,550	4,050
帯広ジャンクションから 音更帯広インターチェンジまで	250	250	250	300	400
帯広ジャンクションから 池田インターチェンジまで	700	750	850	1,100	1,700
帯広ジャンクションから 本別インターチェンジまで	1,150	1,350	1,650	2,250	3,500
帯広ジャンクションから 足寄インターチェンジまで	1,150	1,350	1,650	2,250	3,500
音更帯広インターチェンジから 池田インターチェンジまで	450	500	600	800	1,300
音更帯広インターチェンジから 本別インターチェンジまで	900	1,100	1,400	1,950	3,100
音更帯広インターチェンジから 足寄インターチェンジまで	900	1,100	1,400	1,950	3,100
池田インターチェンジから 本別インターチェンジまで	450	600	800	1,150	1,800
池田インターチェンジから 足寄インターチェンジまで	450	600	800	1,150	1,800
本別インターチェンジから 足寄インターチェンジまで	400	450	500	650	1,000

B 東北横断自動車道酒田線の料金の額の特例

(A) 笹谷インターチェンジから関沢インターチェンジまでの区間の料金の額については、
（ロ）及び（ハ）イ）からへ）の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

料金の徴収区間	料金の額（単位：円）				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
笹谷インターチェンジから 関沢インターチェンジまで	150	200	200	300	550

(B) 湯殿山インターチェンジから酒田みなとインターチェンジまでの各区間の料金の額については、
（ロ）及び（ハ）イ）からへ）の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

料金の徴収区間	料金の額（単位：円）				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
湯殿山インターチェンジから 庄内あさひインターチェンジまで	200	200	300	350	550
庄内あさひインターチェンジから 鶴岡インターチェンジまで	300	350	400	550	850
鶴岡インターチェンジから 庄内空港インターチェンジまで	200	250	300	400	650
鶴岡ジャンクションから 庄内空港インターチェンジまで	200	200	250	350	550
庄内空港インターチェンジから 酒田インターチェンジまで	150	200	200	250	450
酒田インターチェンジから 酒田中央ジャンクションまで	100	100	100	150	250
酒田中央ジャンクションから 酒田みなとインターチェンジまで	100	150	200	250	400

なお、上記区間を2区間以上連続して走行した場合は、それぞれの走行経路にあたる区間の料金の合算額を徴収するものとする。

C 常磐自動車道の料金の額の特例

南相馬インターチェンジから相馬インターチェンジまでの区間の料金の額については、（ロ）及び（ハ）イ）からへ）の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

料金の徴収区間	料金の額（単位：円）				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
南相馬インターチェンジから 相馬インターチェンジまで	400	450	500	650	1,000

なお、浪江インターチェンジから南相馬インターチェンジまでの区間又は相馬インターチェンジから新地インターチェンジまでの区間が供用する日の前日までとする。

チ) 複数経路の場合の料金算定の特例

インターチェンジ相互間の経路が複数ある場合の料金の額は、複数経路のうち最も短い経路のキロ程と他の経路のキロ程を比べ、2倍を超える経路を走行した場合にはイ）により算出された走行経路のキロ程に基づき、ロ）、ハ）及びへ）に定める方法により算出した額とし、2倍以内の経路を走行した場合には各経路毎に算出した額のうち最も低い額とする。

なお、各経路毎の距離比を算出するに当たっては、インターチェンジ相互間に仙台東部道路、秋田外環状道路、京葉道路、仙塩道路、仙台北部道路、千葉東金道路、東京湾横断・木更津東金道路、首都圏中央連絡自動車道（あきる野市から成田市まで）又は仙台南部道路が介在する場合には、イ）により算出されたキロ程に次表に掲げる距離を加算して行うものとし、各経路毎の料金を算出するに当たっては、ロ）からへ）に定める方法により算出した額と仙台東部道路、秋田外環状道路、京葉道路、仙塩道路、仙台北部道路、千葉東金道路、東

京湾横断・木更津東金道路、首都圏中央連絡自動車道（あきる野市から成田市まで）又は仙台南部道路のうち、介在する区間の料金を加算して行うものとする。

道路名	区間	距離
仙台東部道路	亘理インターチェンジから 仙台若林ジャンクションまで	15.2キロメートル
	仙台若林ジャンクションから 仙台港北インターチェンジまで	9.6キロメートル
秋田外環状道路	秋田北インターチェンジから 昭和男鹿半島インターチェンジまで	9.5キロメートル
京葉道路	宮野木ジャンクションから 千葉東インターチェンジまで	8.4キロメートル
	千葉東インターチェンジから 千葉南ジャンクションまで	5.9キロメートル
仙塩道路	仙台港北インターチェンジから 利府ジャンクションまで	4.0キロメートル
仙台北部道路	利府ジャンクションから 富谷ジャンクションまで	11.8キロメートル
千葉東金道路	千葉東インターチェンジから 東金インターチェンジまで	16.1キロメートル
東京湾横断・木更津東金道路	木更津ジャンクションから 東金インターチェンジまで	50.0キロメートル
首都圏中央連絡自動車道 (あきる野市から成田市まで)	あきる野インターチェンジから 鶴ヶ島ジャンクションまで	30.5キロメートル
	鶴ヶ島ジャンクションから 久喜白岡ジャンクションまで	27.5キロメートル
	久喜白岡ジャンクションから つくばジャンクションまで	52.4キロメートル
	つくばジャンクションから 大栄ジャンクションまで	39.8キロメートル
仙台南部道路	仙台南インターチェンジから 仙台若林ジャンクションまで	12.2キロメートル

リ) 周回走行の場合の料金算定の特例

ループ内の周回走行が確定した場合の料金の額はイ) Cのキロ程に基づきロ)、ハ) 及びヘ) に定める方法により算出された額に周回走行回数を乗じたものとする。

ヌ) 料金調整

A 通行止めに伴う料金調整

対距離制を適用する区間において、最初に高速国道に流入したインターチェンジをAインターチェンジ、通行止めによって高速国道の連続した利用が不可能となったことを理由

として通行止め区間を迂回する経路の起点となる途中流出インターチェンジをBインターチェンジ、途中流出後、当該迂回経路の終点となる高速国道への再流入インターチェンジをCインターチェンジ、高速国道に再流入した後の最終流出インターチェンジをDインターチェンジとし、通行止めによって高速国道の連続した利用が不可能となったことを理由としてA、B、C各インターチェンジの走行により迂回走行した自動車が、高速国道を順方向に走行し、Dインターチェンジにおいて通行止めによる迂回走行の事実を示した場合の料金の額については、再流入後に利用したCインターチェンジとDインターチェンジまでの区間の料金の額について、以下のように料金調整を行った額を徴収する。ただし、料金調整後の料金の額が0円を下回る場合には、当該CインターチェンジとDインターチェンジまでの区間の料金については徴収しないものとして取扱う。なお、当該途中流出前又は再流入後に、東北横断自動車道酒田線の笹谷インターチェンジと関沢インターチェンジ相互間のみ又は湯殿山インターチェンジから酒田みなとインターチェンジまでの区間の一部若しくは全部を走行する場合の再流入後の料金の額については、料金調整を行わない。

(A) 対距離制を適用する区間の総延長が100km以下の区間の場合

全車種を対象として、CインターチェンジからDインターチェンジまでの区間の料金の額から、一律150円を控除した額に料金調整する。

(B) 対距離制を適用する区間の総延長が100kmを超える区間の場合

全車種を対象として、CインターチェンジからDインターチェンジまでの区間の料金の額は、次の算式により算出する額に料金調整する。ただし、次の(C)に該当する場合は除く。

$$AD - (BD - CD) - AB$$

(C) 対距離制を適用する区間の総延長が100kmを超える区間で、通行止めによって高速国道の連続した利用が不可能となったことを理由として、本来利用を意図していた路線の最終流出インターチェンジでの流出を行う代わりに、AインターチェンジからBインターチェンジ区間の走行方向の逆方向に存在するジャンクションでのみ接続される、本来利用を意図していた路線の代替路線を走行し、当該代替路線における最終流出インターチェンジ（以下「D'インターチェンジ」という。）にて流出を行う場合

全車種を対象として、次の算式により算出する額に料金調整する。

$$|AD' - BD'| + CD' - AB$$

(注1) 上記の算式において、AB、AD、BD、CD、AD'、BD'はそれぞれ次の数値を表すものとする。

AB：AインターチェンジからBインターチェンジまでの区間について、イ)により算出された走行経路のキロ程に基づき、ロ)、ハ)、ニ)、ホ)、へ)、ト)、チ)、リ)及びヌ)により算出した料金の額

AD：AインターチェンジからDインターチェンジまでの区間について、イ)により算出された走行経路のキロ程に基づき、ロ)、ハ)、ニ)、ホ)、へ)、ト)、チ)、リ)及びヌ)により算出した料金の額

BD：BインターチェンジからDインターチェンジまでの区間について、イ)により算出された走行経路のキロ程に基づき、ロ)、ハ)、ニ)、ホ)、へ)、ト)、チ)、リ)及びヌ)により算出した料金の額

CD：CインターチェンジからDインターチェンジまでの区間について、イ)により算出された走行経路のキロ程に基づき、ロ)、ハ)、ニ)、ホ)、へ)、ト)、

チ)、リ)及びヌ)により算出した料金の額

AD': AインターチェンジからD'インターチェンジまでの区間について、イ)により算出された走行経路のキロ程に基づき、ロ)、ハ)、ニ)、ホ)、ヘ)、ト)、チ)、リ)及びヌ)により算出した料金の額

BD': BインターチェンジからD'インターチェンジまでの区間について、イ)により算出された走行経路のキロ程に基づき、ロ)、ハ)、ニ)、ホ)、ヘ)、ト)、チ)、リ)及びヌ)により算出した料金の額

CD': CインターチェンジからD'インターチェンジまでの区間について、イ)により算出された走行経路のキロ程に基づき、ロ)、ハ)、ニ)、ホ)、ヘ)、ト)、チ)、リ)及びヌ)により算出した料金の額

(注2)(B)の場合において、 $BD < CD$ となる場合については、 $AD - AB$ により算出した額により料金調整を行う。

B 集中工事等に伴う料金調整

高速国道等の特定区間における集中工事等を実施するにあたり、本協定に定める貸付料(以下「貸付料」という。)の支払いに支障のない範囲内で、交通の分散等を目的として並行する高速国道の料金を調整する場合には、料金の調整を行う自動車、料金調整額及び実施期間等について事前に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に届け出るものとする。

ロ 均一制を適用する区間の料金の額

均一制を適用する区間及び1回の通行に係る料金の額は、次表のとおりとする。

路線名	料金の徴収区間	料金の額(単位:円)				
		軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
北海道縦貫自動車道 函館名寄線	札幌南インターチェンジから 札幌インターチェンジまで	300	400	400	550	950
北海道横断自動車道 黒松内釧路線	札幌西インターチェンジから 札幌ジャンクションまで					
東北縦貫自動車道 弘前線	大泉インターチェンジから 川口ジャンクションまで	400	500	600	850	1,250
常磐自動車道	川口ジャンクションから 三郷インターチェンジまで					
東関東自動車道 水戸線	三郷インターチェンジから 三郷南インターチェンジまで					

(注) 上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

②一般国道1号及び16号(横浜新道)(以下「横浜新道」という。)における1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

車種区分	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車	原動機付自転車
料 金	150	200	250	350	550	50

(注1) 上記の料金の額には消費税及び地方消費税が含まれる。

(注2) 上表において「軽自動車等」、「普通車」、「中型車」、「大型車」「特大車」及び「原動機付自転車」とあるのは、それぞれ別添1-2の自動車の車種区分をいう。

③一般国道6号(東水戸道路)(以下「東水戸道路」という。)における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

イ 軽自動車等

		ひたちなか
	水戸大洗	1 5 0
水戸南	1 5 0	3 0 0

ロ 普通車

		ひたちなか
	水戸大洗	1 5 0
水戸南	2 0 0	3 5 0

ハ 中型車

		ひたちなか
	水戸大洗	2 0 0
水戸南	2 0 0	4 0 0

ニ 大型車

		ひたちなか
	水戸大洗	3 0 0
水戸南	3 0 0	6 0 0

ホ 特大車

		ひたちなか
	水戸大洗	4 5 0
水戸南	5 0 0	9 5 0

(注) 上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

④仙台東部道路における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

イ 軽自動車等

							仙台港北
						仙台港	5 0
					仙台東	1 0 0	1 5 0
				仙台若林 ジヤウリョウ	1 0 0	2 0 0	2 5 0
			名 取	1 0 0	2 0 0	3 0 0	3 5 0
		仙台空港	2 0 0	2 5 0	3 5 0	4 5 0	5 0 0
	岩 沼	1 0 0	2 5 0	3 5 0	4 5 0	5 5 0	6 0 0
亘 理	1 0 0	2 0 0	3 5 0	4 5 0	5 5 0	6 5 0	7 0 0

ロ 普通車

							仙台港北
						仙台港	5 0
					仙台東	1 5 0	2 0 0
				仙台若林 ワキノ	1 5 0	3 0 0	3 5 0
			名 取	1 0 0	2 5 0	4 0 0	4 5 0
		仙台空港	2 5 0	3 5 0	5 0 0	6 5 0	6 5 0
	岩 沼	1 0 0	3 5 0	4 5 0	6 0 0	7 5 0	7 5 0
亘 理	1 0 0	2 0 0	4 0 0	5 0 0	6 5 0	8 0 0	8 5 0

ハ 中型車

							仙台港北
						仙台港	1 0 0
					仙台東	1 5 0	2 5 0
				仙台若林 ワキノ	1 5 0	3 0 0	4 0 0
			名 取	1 0 0	2 5 0	4 0 0	5 0 0
		仙台空港	2 5 0	3 5 0	5 0 0	6 5 0	7 5 0
	岩 沼	1 0 0	3 5 0	4 5 0	6 0 0	7 5 0	8 5 0
亘 理	1 0 0	2 0 0	4 5 0	5 5 0	7 0 0	8 5 0	9 5 0

ニ 大型車

							仙台港北
						仙台港	1 0 0
					仙台東	2 0 0	3 0 0
				仙台若林 ワキノ	2 5 0	4 5 0	5 5 0
			名 取	1 5 0	4 0 0	6 0 0	7 0 0
		仙台空港	3 5 0	5 0 0	7 5 0	9 5 0	1, 0 5 0
	岩 沼	1 5 0	5 0 0	6 5 0	9 0 0	1, 1 5 0	1, 2 0 0
亘 理	1 5 0	3 0 0	6 5 0	8 0 0	1, 0 5 0	1, 2 5 0	1, 3 5 0

ホ 特大車

						仙台港北
					仙台港	1 5 0
				仙台東	3 5 0	5 0 0
			仙台若林 ニギハヤシ	4 0 0	7 5 0	9 0 0
		名 取	3 0 0	7 0 0	1, 0 5 0	1, 2 0 0
	仙台空港	6 0 0	9 0 0	1, 3 0 0	1, 6 5 0	1, 8 0 0
	岩 沼	3 0 0	9 0 0	1, 2 0 0	1, 6 0 0	1, 9 5 0
亘 理	2 5 0	5 5 0	1, 1 5 0	1, 4 5 0	1, 8 5 0	2, 2 0 0
						2, 3 5 0

(注) 上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

⑤秋田外環状道路における1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

車 種	軽自動車等	普 通 車	中 型 車	大 型 車	特 大 車
料 金	3 0 0	3 5 0	4 0 0	6 0 0	9 5 0

(注) 上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

⑥一般国道7号(秋田自動車道(琴丘能代道路))(以下「琴丘能代道路」という。)における1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

車 種	軽自動車等	普 通 車	中 型 車	大 型 車	特 大 車
料 金	3 5 0	4 5 0	5 5 0	7 5 0	1, 2 5 0

(注) 上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

⑦一般国道13号(米沢南陽道路)(以下「米沢南陽道路」という。)における1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

車 種	軽自動車等	普 通 車	中 型 車	大 型 車	特 大 車
料 金	2 5 0	3 0 0	3 5 0	5 0 0	8 5 0

(注) 上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

⑧一般国道13号(湯沢横手道路)(以下「湯沢横手道路」という。)における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

イ 軽自動車等

		横 手
	十文字	1 5 0
湯 沢	2 0 0	3 5 0

ロ 普通車

		横 手
	十文字	2 0 0
湯 沢	2 5 0	4 5 0

ハ 中型車

		横 手
	十文字	2 5 0
湯 沢	3 0 0	5 5 0

ニ 大型車

		横 手
	十文字	3 0 0
湯 沢	4 5 0	7 5 0

ホ 特大車

		横 手
	十文字	5 5 0
湯 沢	7 0 0	1, 2 5 0

(注) 上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

⑨京葉道路における1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

区 間	軽自動車等	普 通 車	中 型 車	大 型 車	特 大 車
A 区 間	1 0 0	1 0 0	1 0 0	1 5 0	3 5 0
B 区 間	1 0 0	1 0 0	1 0 0	1 5 0	3 5 0
C 区 間	1 0 0	1 0 0	1 0 0	1 5 0	3 5 0
D 区 間	1 0 0	1 0 0	1 0 0	1 5 0	3 5 0
E 区 間	1 0 0	1 0 0	1 0 0	1 5 0	3 5 0
F 区 間	1 0 0	1 0 0	1 0 0	1 5 0	3 5 0

(注1) 上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

(注2) A区間とは、江戸川区一之江町(起点)から船橋市海神町(京葉一期区間の終点)又は船橋市海神町(京葉二期区間の起点)までの区間をいう。

B区間とは、船橋市海神町(京葉二期区間の起点)から習志野市鷺沼(幕張インターチェンジ)までの区間をいう。

C区間とは、習志野市鷺沼(幕張インターチェンジ)から千葉市稲毛区宮野木町(宮野木ジャンクション)までの区間をいう。

D区間とは、千葉市稲毛区宮野木町(宮野木ジャンクション)から千葉市稲毛区園生町(穴川インターチェンジ)までの区間をいう。

E区間とは、千葉市稲毛区園生町(穴川インターチェンジ)から千葉市中央区星久喜町(千葉東インターチェンジ)までの区間をいう。

F区間とは、千葉市中央区星久喜町(千葉東インターチェンジ)から千葉市中央区浜の町(千葉南ジャンクション)までの区間をいう。

- ⑩一般国道１６号及び４６８号（横浜横須賀道路）（以下「横浜横須賀道路」という。）における
各インターチェンジ相互間の１回の通行に係る料金の額（単位：円）は、次表のとおりとする。
- イ 戸塚支線（横浜横須賀道路の釜利谷ジャンクションから戸塚インターチェンジまでの区間
をいう。以下同じ。） 供用の日の前日まで
- （イ）軽自動車等

													馬堀海岸
												浦賀	—
											佐原	—	—
										衣笠	100	250	250
									横須賀	200	250	400	400
								逗子	100	300	350	500	500
							朝比奈	200	300	450	550	700	700
					並木	350	550	600	800	850	1,000	1,000	1,000
				堀口能見台	—	350	550	600	800	850	1,000	1,000	1,000
			金沢自然公園	—	—	200	400	450	650	700	850	850	850
		港南台	200	350	350	150	350	450	600	700	850	850	850
	日野	100	250	400	400	200	400	500	650	750	900	900	900
別所	200	250	400	550	550	400	550	650	850	900	1,050	1,050	1,050
狩場	150	300	350	500	650	650	500	700	750	950	1,000	1,150	1,150

（ロ）普通車

													馬堀海岸
												浦賀	—
											佐原	—	—
										衣笠	100	300	300
									横須賀	250	350	500	500
								逗子	100	350	400	600	600
							朝比奈	250	350	600	650	850	850
					並木	400	650	750	950	1,050	1,200	1,200	1,200
				堀口能見台	—	400	650	750	950	1,050	1,200	1,200	1,200
			金沢自然公園	—	—	200	450	550	750	850	1,000	1,000	1,000
		港南台	200	400	400	200	450	550	700	800	1,000	1,000	1,000
	日野	100	300	500	500	300	500	600	800	900	1,100	1,100	1,100
別所	200	300	500	700	700	450	700	800	1,000	1,100	1,300	1,300	1,300
狩場	200	350	400	600	800	800	600	800	900	1,100	1,200	1,400	1,400

(ハ) 中 型 車

												馬堀海岸												
												浦賀	—											
												佐原	—	—										
												衣笠	100	350	350									
												横須賀	300	400	600	600								
												逗子	150	400	500	700	700							
												朝比奈	300	450	700	800	1,000	1,000						
												並木	450	700	850	1,100	1,200	1,400	1,400					
												堀口能見台	—	450	700	850	1,100	1,200	1,400	1,400				
												金沢自然公園	—	—	250	500	650	900	1,000	1,200	1,200			
												港南台	250	450	450	250	550	650	900	1,000	1,250	1,250		
												日野	100	300	500	500	300	600	700	1,000	1,100	1,300	1,300	
												別所	250	350	550	750	750	550	850	950	1,250	1,300	1,550	1,550
狩場	200	400	500	700	900	900	700	1,000	1,100	1,400	1,500	1,700	1,700											

(二) 大 型 車

												馬堀海岸												
												浦賀	—											
												佐原	—	—										
												衣笠	200	450	450									
												横須賀	400	550	850	850								
												逗子	200	550	700	1,000	1,000							
												朝比奈	400	600	950	1,100	1,400	1,400						
												並木	700	1,050	1,200	1,600	1,700	2,000	2,000					
												堀口能見台	—	700	1,050	1,200	1,600	1,700	2,000	2,000				
												金沢自然公園	—	—	400	750	900	1,300	1,400	1,700	1,700			
												港南台	400	700	700	300	700	850	1,250	1,350	1,700	1,700		
												日野	200	500	800	800	500	850	1,000	1,350	1,500	1,800	1,800	
												別所	350	500	800	1,100	1,100	750	1,150	1,300	1,700	1,800	2,100	2,100
狩場	300	550	700	1,050	1,350	1,350	1,000	1,350	1,550	1,900	2,050	2,350	2,350											

(ホ) 特 大 車

													馬堀海岸
												浦賀	—
											佐原	—	—
										衣笠	250	750	750
									横須賀	650	850	1,350	1,350
								逗子	300	900	1,100	1,650	1,650
							朝比奈	700	950	1,550	1,800	2,300	2,300
						並木	1,150	1,800	2,100	2,700	2,900	3,400	3,400
					堀口能見台	—	1,150	1,800	2,100	2,700	2,900	3,400	3,400
				金沢自然公園	—	—	550	1,200	1,500	2,100	2,300	2,800	2,800
			港南台	600	1,200	1,200	500	1,200	1,450	2,050	2,250	2,800	2,800
		日野	200	750	1,350	1,350	700	1,350	1,650	2,250	2,450	2,950	2,950
	別所	550	750	1,300	1,900	1,900	1,250	1,900	2,150	2,800	3,000	3,500	3,500
狩場	400	950	1,100	1,700	2,300	2,300	1,600	2,250	2,550	3,150	3,350	3,850	3,850

ロ 戸塚支線供用の日から

(イ) 軽自動車等

																	馬堀海岸																
																	浦賀	—															
																	佐原	—	—														
																		衣笠	100	250	250												
																		横須賀	200	250	400	400											
																		逗子	100	300	350	500	500										
																		朝比奈	200	300	450	550	700	700									
																		戸塚	400	600	650	850	900	1, 050	1, 050								
																		栄	100	350	500	600	800	850	1, 000	1, 000							
																		公田	150	200	200	400	450	650	700	850	850						
																		並木	300	400	450	250	450	500	700	750	900	900					
																		堀口能見台	—	300	400	450	250	450	500	700	750	900	900				
																		金沢自然公園	—	—	150	300	350	150	350	400	600	650	800	800			
																		港南台	150	250	250	200	350	400	150	350	450	600	700	850	850		
																		日野	100	200	300	300	250	400	450	200	400	500	650	750	900	900	
																		別所	200	250	350	450	450	400	550	600	400	550	650	850	900	1, 050	1, 050
狩場	150	300	350	450	550	550	500	650	700	500	700	750	950	1, 000	1, 150	1, 150																	

(ロ) 普通車

																	馬場海岸
																浦賀	—
															佐原	—	—
														衣笠	100	300	300
													横須賀	250	350	500	500
												逗子	100	350	400	600	600
											朝比奈	250	350	600	650	850	850
										戸塚	450	700	800	1,000	1,100	1,300	1,300
									栄	100	400	650	700	950	1,000	1,200	1,200
								公田	200	250	250	500	600	800	900	1,050	1,050
							並木	350	450	550	300	550	650	850	900	1,100	1,100
						堀口能見台	—	350	450	550	300	550	650	850	900	1,100	1,100
					金沢自然公園	—	—	200	350	400	150	400	450	700	800	950	950
			港南台	150	300	300	250	400	450	200	450	550	700	800	1,000	1,000	
		日野	100	250	400	400	350	450	550	300	500	600	800	900	1,100	1,100	
	別所	200	300	400	550	550	500	650	700	450	700	800	1,000	1,100	1,300	1,300	
狩場	200	350	400	550	700	700	650	800	850	600	800	900	1,100	1,200	1,400	1,400	

(ハ) 中型車

																	馬場海岸
																浦賀	—
															佐原	—	—
														衣笠	100	350	350
													横須賀	300	400	600	600
												逗子	150	400	500	700	700
											朝比奈	300	450	700	800	1,000	1,000
										戸塚	600	850	950	1,250	1,350	1,550	1,550
									栄	100	500	750	900	1,150	1,250	1,450	1,450
								公田	200	300	300	600	700	950	1,050	1,250	1,250
							並木	400	600	650	350	600	750	1,000	1,100	1,300	1,300
						堀口能見台	—	400	600	650	350	600	750	1,000	1,100	1,300	1,300
					金沢自然公園	—	—	250	400	500	200	450	600	850	950	1,150	1,150
		港南台	200	350	350	300	500	600	250	550	650	900	1,000	1,250	1,250		
	日野	100	250	450	450	400	550	650	300	600	700	1,000	1,100	1,300	1,300		
	別所	250	350	500	650	650	600	800	900	550	850	950	1,250	1,300	1,550	1,550	
狩場	200	400	500	650	800	800	750	950	1,050	700	1,000	1,100	1,400	1,500	1,700	1,700	

(二) 大型車

																	馬堀海岸
																浦賀	—
														佐原	—	—	
													衣笠	200	450	450	
												横須賀	400	550	850	850	
											逗子	200	550	700	1,000	1,000	
										朝比奈	400	600	950	1,100	1,400	1,400	
									戸塚	750	1,150	1,300	1,700	1,800	2,100	2,100	
								栄	200	600	1,000	1,150	1,550	1,700	1,950	1,950	
							公田	300	400	400	800	950	1,300	1,450	1,750	1,750	
						並木	550	750	900	500	850	1,000	1,400	1,500	1,800	1,800	
					堀口能見台	—	550	750	900	500	850	1,000	1,400	1,500	1,800	1,800	
			金沢自然公園	—	—	300	550	700	250	600	750	1,150	1,250	1,550	1,550		
		港南台	250	500	500	400	650	750	300	700	850	1,250	1,350	1,700	1,700		
	日野	200	350	600	600	550	750	900	500	850	1,000	1,350	1,500	1,800	1,800		
	別所	350	500	700	900	900	850	1,100	1,200	750	1,150	1,300	1,700	1,800	2,100	2,100	
狩場	300	550	700	900	1,150	1,150	1,100	1,300	1,450	1,000	1,350	1,550	1,900	2,050	2,350	2,350	

(ホ) 特大車

																	馬堀海岸
																浦賀	—
															佐原	—	—
														衣笠	250	750	750
												横須賀	650	850	1, 350	1, 350	
											逗子	300	900	1, 100	1, 650	1, 650	
										朝比奈	700	950	1, 550	1, 800	2, 300	2, 300	
									戸塚	1, 250	1, 900	2, 200	2, 800	3, 000	3, 500	3, 500	
								栄	250	1, 050	1, 700	2, 000	2, 600	2, 800	3, 300	3, 300	
							公田	450	650	650	1, 300	1, 600	2, 200	2, 400	2, 900	2, 900	
						並木	900	1, 300	1, 500	750	1, 400	1, 700	2, 300	2, 500	3, 000	3, 000	
					堀口能見台	—	900	1, 300	1, 500	750	1, 400	1, 700	2, 300	2, 500	3, 000	3, 000	
				金沢自然公園	—	—	500	950	1, 150	350	1, 000	1, 300	1, 900	2, 100	2, 600	2, 600	
			港南台	400	800	800	700	1, 100	1, 300	500	1, 200	1, 450	2, 050	2, 250	2, 800	2, 800	
		日野	200	550	950	950	850	1, 250	1, 500	700	1, 350	1, 650	2, 250	2, 450	2, 950	2, 950	
	別所	550	750	1, 100	1, 500	1, 500	1, 400	1, 800	2, 000	1, 250	1, 900	2, 150	2, 800	3, 000	3, 500	3, 500	
狩場	400	950	1, 100	1, 500	1, 850	1, 850	1, 800	2, 200	2, 400	1, 600	2, 250	2, 550	3, 150	3, 350	3, 850	3, 850	

(注) 上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

⑪仙塩道路における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額（単位：円）は、次表のとおりとする。

イ 軽自動車等

				利府中
			利府塩釜	50
		利府ジャンクション	50	100
		多賀城	100	150
仙台港北	50	100	150	200

ロ 普通車

				利府中
			利府塩釜	50
		利府ジャンクション	50	100
		多賀城	100	150
仙台港北	100	150	200	250

ハ 中型車

				利府中
			利府塩釜	100
		利府ジャンクション	50	150
		多賀城	100	200
仙台港北	100	150	200	300

ニ 大型車

				利府中
			利府塩釜	100
		利府ジャンクション	100	200
		多賀城	150	250
仙台港北	150	200	300	400

ホ 特大車

				利府中
			利府塩釜	200
		利府ジャンクション	150	350
		多賀城	250	450
仙台港北	250	350	500	700

（注）上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

⑫一般国道４５号（百石道路）（以下「百石道路」という。）における１回の通行に係る料金の額（単位：円）は、次表のとおりとする。

車 種	軽自動車等	普 通 車	中 型 車	大 型 車	特 大 車
料 金	１００	１５０	２００	２５０	４００

（注）上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

⑬仙台北部道路における各インターチェンジ相互間の１回の通行に係る料金の額（単位：円）は、次表のとおりとする。

イ 軽自動車等

			富谷
		富谷ジャンクション	—
	利府しらかし台	２００	２５０
利府ジャンクション	１５０	３５０	４００

ロ 普通車

			富谷
		富谷ジャンクション	—
	利府しらかし台	２５０	３００
利府ジャンクション	２００	４００	５００

ハ 中型車

			富谷
		富谷ジャンクション	—
	利府しらかし台	３００	３５０
利府ジャンクション	２５０	５００	６００

ニ 大型車

			富谷
		富谷ジャンクション	—
	利府しらかし台	４００	５００
利府ジャンクション	３５０	７００	８００

ホ 特大車

			富谷
		富谷ジャンクション	—
	利府しらかし台	６５０	８００
利府ジャンクション	５５０	１，１５０	１，３５０

（注）上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

⑭千葉東金道路における各インターチェンジ相互間の１回の通行に係る料金の額（単位：円）は、次表のとおりとする。

イ 軽自動車等

							松尾横芝
						山武成東	３００
					東 金	３００	６００
				山 田	—	—	—
			中 野	１００	１００	４００	７００
		高 田	１００	２００	２００	５００	８００
	大 宮	１００	２００	３００	３００	６００	９００
千葉東	１００	２００	３００	４００	４００	７００	１，０００

ロ 普通車

							松尾横芝
						山武成東	３００
					東 金	３００	６００
				山 田	—	—	—
			中 野	１００	１００	４００	７００
		高 田	１００	２００	２００	５００	８００
	大 宮	１００	２００	３００	３００	６００	９００
千葉東	１００	２００	３００	４００	４００	７００	１，０００

ハ 中型車

							松尾横芝
						山武成東	３００
					東 金	３００	６００
				山 田	—	—	—
			中 野	１００	１００	４００	７００
		高 田	１００	２００	２００	５００	８００
	大 宮	１００	２００	３００	３００	６００	９００
千葉東	１００	２００	３００	４００	４００	７００	１，０００

ニ 大型車

							松尾横芝
						山武成東	4 5 0
					東 金	4 5 0	9 0 0
				山 田	—	—	—
			中 野	1 5 0	1 5 0	6 0 0	1, 0 5 0
		高 田	1 5 0	3 0 0	3 0 0	7 5 0	1, 2 0 0
		大 宮	1 5 0	3 0 0	4 5 0	4 5 0	9 0 0
千葉東	1 5 0	3 0 0	4 5 0	6 0 0	6 0 0	1, 0 5 0	1, 5 0 0

ホ 特大車

							松尾横芝
						山武成東	1, 0 5 0
					東 金	1, 0 5 0	2, 1 0 0
				山 田	—	—	—
			中 野	3 5 0	3 5 0	1, 4 0 0	2, 4 5 0
		高 田	3 5 0	7 0 0	7 0 0	1, 7 5 0	2, 8 0 0
		大 宮	3 5 0	7 0 0	1, 0 5 0	1, 0 5 0	2, 1 0 0
千葉東	3 5 0	7 0 0	1, 0 5 0	1, 4 0 0	1, 4 0 0	2, 4 5 0	3, 5 0 0

(注) 上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

⑮一般国道１２７号（富津館山道路）（以下「富津館山道路」という。）における各インターチェンジ相互間の１回の通行に係る料金の額（単位：円）は、次表のとおりとする。

イ 軽自動車等

				富津竹岡
			富津金谷	1 0 0
		鋸南保田	1 0 0	2 0 0
		鋸南富山	1 0 0	2 0 0
富 浦	2 0 0	3 0 0	4 0 0	5 0 0

ロ 普通車

				富津竹岡
			富津金谷	1 5 0
		鋸南保田	1 5 0	2 5 0
		鋸南富山	1 0 0	2 5 0
富 浦	3 0 0	4 0 0	5 0 0	6 5 0

ハ 中型車

				富津竹岡
			富津金谷	2 0 0
		鋸南保田	1 5 0	3 0 0
	鋸南富山	1 5 0	3 0 0	4 5 0
富 浦	3 5 0	5 0 0	6 0 0	8 0 0

ニ 大型車

				富津竹岡
			富津金谷	2 5 0
		鋸南保田	2 0 0	4 5 0
	鋸南富山	2 0 0	4 0 0	6 0 0
富 浦	4 5 0	6 5 0	8 5 0	1, 0 5 0

ホ 特大車

				富津竹岡
			富津金谷	4 0 0
		鋸南保田	3 5 0	7 5 0
	鋸南富山	3 0 0	6 5 0	1, 0 0 0
富 浦	8 0 0	1, 0 5 0	1, 4 0 0	1, 8 0 0

(注) 上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

- ⑩一般国道 2 3 3 号（深川・留萌自動車道（深川沼田道路））（以下「深川・留萌自動車道」という。）における 1 回の通行に係る料金の額（単位：円）は、次表のとおりとする。

車 種	軽自動車等	普 通 車	中 型 車	大 型 車	特 大 車
料 金	1 0 0	1 5 0	2 0 0	2 5 0	4 0 0

(注) 上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

- ⑪一般国道 2 3 5 号（日高自動車道（苫東道路））（以下「日高自動車道」という。）における 1 回の通行に係る料金の額（単位：円）は、次表のとおりとする。

車 種	軽自動車等	普 通 車	中 型 車	大 型 車	特 大 車
料 金	1 0 0	1 5 0	2 0 0	2 5 0	4 0 0

(注) 上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

⑱東京湾横断・木更津東金道路

イ 浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間における1回の通行に係る料金の額（単位：円）は、次表のとおりとする。

車 種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
料 金	2, 4 0 0	3, 0 0 0	3, 6 0 0	4, 9 5 0	8, 2 5 0

（注）上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

ロ 木更津金田インターチェンジから木更津西ジャンクションまでの区間における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額（単位：円）は、次表のとおりとする。

（イ）軽自動車等

		木更津西ジャンクション
	袖ヶ浦	1 0 0
木更津金田	1 5 0	2 5 0

（ロ）普通車

		木更津西ジャンクション
	袖ヶ浦	1 5 0
木更津金田	1 5 0	3 0 0

（ハ）中型車

		木更津西ジャンクション
	袖ヶ浦	1 5 0
木更津金田	2 0 0	3 5 0

（ニ）大型車

		木更津西ジャンクション
	袖ヶ浦	2 5 0
木更津金田	2 5 0	5 0 0

（ホ）特大車

		木更津西ジャンクション
	袖ヶ浦	4 0 0
木更津金田	4 5 0	8 5 0

（注）上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

ハ 木更津ジャンクションから東金インターチェンジまでの区間における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額（単位：円）は、次表のとおりとする。

（イ）軽自動車等

					東 金
				茂 原 北	3 5 0
			茂原長南	3 0 0	6 5 0
		市 原 南	2 5 0	5 5 0	9 0 0
		木更津東	3 5 0	6 0 0	9 0 0
木更津ジャンクション	2 0 0	5 5 0	8 0 0	1, 1 0 0	1, 3 5 0

（ロ）普通車

					東 金
				茂 原 北	4 0 0
			茂原長南	4 0 0	8 0 0
		市 原 南	3 0 0	7 0 0	1, 1 0 0
		木更津東	4 5 0	7 5 0	1, 1 5 0
木更津ジャンクション	2 5 0	7 0 0	1, 0 0 0	1, 4 0 0	1, 5 5 0

（ハ）中型車

					東 金
				茂 原 北	5 0 0
			茂原長南	4 5 0	9 5 0
		市 原 南	4 0 0	8 5 0	1, 3 0 0
		木更津東	5 5 0	9 5 0	1, 4 0 0
木更津ジャンクション	3 0 0	8 5 0	1, 2 5 0	1, 7 0 0	1, 7 0 0

（ニ）大型車

					東 金
				茂 原 北	6 5 0
			茂原長南	6 5 0	1, 3 0 0
		市 原 南	5 0 0	1, 1 5 0	1, 8 0 0
		木更津東	7 5 0	1, 2 5 0	1, 9 0 0
木更津ジャンクション	4 0 0	1, 1 5 0	1, 6 5 0	2, 3 0 0	2, 3 5 0

(ホ) 特大車

					東 金
				茂 原 北	1, 1 0 0
			茂原長南	1, 0 5 0	2, 1 5 0
		市 原 南	9 0 0	1, 9 5 0	3, 0 0 0
	木更津東	1, 2 5 0	2, 1 0 0	3, 1 5 0	4, 2 5 0
木更津ジャンクション	7 0 0	1, 9 5 0	2, 8 0 0	3, 8 5 0	4, 3 0 0

(注) 上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

⑭一般国道４６６号（第三京浜道路）（以下「第三京浜道路」という。）における各インターチェンジ相互間の１回の通行に係る料金の額（単位：円）は、次表のとおりとする。

イ 軽自動車等

					玉 川
				京浜川崎	5 0
			野 川	—	—
		都 筑	5 0	5 0	1 0 0
	港 北	5 0	1 0 0	1 0 0	1 5 0
保土ヶ谷	5 0	1 0 0	1 5 0	1 5 0	2 0 0

ロ 普通車

					玉 川
				京浜川崎	5 0
			野 川	—	—
		都 筑	5 0	1 0 0	1 5 0
	港 北	5 0	1 0 0	1 5 0	2 0 0
保土ヶ谷	1 0 0	1 5 0	2 0 0	2 0 0	2 5 0

ハ 中型車

					玉 川
				京浜川崎	5 0
			野 川	—	—
		都 筑	1 0 0	1 0 0	1 5 0
	港 北	1 0 0	1 5 0	1 5 0	2 0 0
保土ヶ谷	1 0 0	1 5 0	2 5 0	2 5 0	3 0 0

ニ 大型車

					玉 川
				京浜川崎	1 0 0
			野 川	—	—
		都 筑	1 0 0	1 5 0	2 0 0
	港 北	1 0 0	2 0 0	2 5 0	3 0 0
保土ヶ谷	1 5 0	2 0 0	3 0 0	3 5 0	4 0 0

ホ 特大車

					玉 川
				京浜川崎	1 0 0
			野 川	—	—
		都 筑	1 5 0	2 5 0	3 5 0
	港 北	1 5 0	3 0 0	4 0 0	5 0 0
保土ヶ谷	2 5 0	3 5 0	5 0 0	6 0 0	7 0 0

(注) 上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

⑳首都圏中央連絡自動車道（あきる野市から成田市まで）における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額（単位：円）は、次表のとおりとする。

イ 軽自動車等

[illegible]

口 普通車

[illegible]

ハ 中型車

[illegible]

二 大型車

[illegible]

ホ 特大車

[illegible]

(注1) 上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

(注2) 上記のうち、海老名インターチェンジからあきる野インターチェンジまでの区間は、中日本高速道路株式会社の事業に係る区間である。

(2) 割引制度

①マイレージ割引

イ 割引をする自動車

E T Cクレジットカード又はE T Cパーソナルカード（東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための東日本高速道路株式会社への登録がなされている場合に限る。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（E T Cシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）。

なお、上記にいう「E T Cシステム」は有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年8月2日建設省令第38号。以下「省令」という。）第1条に規定する有料道路自動料金収受システムを、「E T Cクレジットカード」は東日本高速道路株式会社との契約に基づきE T Cカード（省令第2条第2項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が公告したE T Cシステム利用規程（平成20年12月1日。以下「利用規程」という。）第3条第1号に規定するE T Cカードをいう。以下同じ。）を発行する者から貸与を受けたE T Cカードを、「E T Cパーソナルカード」は東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が契約に基づき共同で発行し、貸与するE T Cカードをいう（以下同じ。）。

ロ 割引率

(イ) ポイントの付与

イ) 高速国道

料金の額50円毎に1ポイントを付与するものとする。

ロ) 本協定第3条「協定の対象となる高速道路の路線名」中（20）から（42）までに定める路線（以下「一般有料道路」という。）

料金の額100円毎に1ポイントを付与するものとする。

ただし、平成18年4月1日から平成23年3月31日までの間については料金の額50円毎に1ポイントを付与するものとする。

(ロ) ポイントによる割引

東日本高速道路株式会社が別に定める期間内にカード毎に付与されたポイントの累計数（別に定めるところにより他の会社等が一のカードに付与したポイントと合算して計算する。）に応じて、次表に掲げる額を還元する。

ポイントの累計数	還元額
100ポイント	200円分
200ポイント	500円分
600ポイント	2,500円分
1,000ポイント	8,000円分

(ハ) 弾力的なポイントの付与及び割引

(イ) 及び (ロ) に定めるほか、貸付料の支払いに支障のない範囲内で、弾力的にポイントを付与し又はポイントによる割引を変更する場合には、事前に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に届け出るものとする。

②大口・多頻度割引

イ 割引をする自動車

E T C コーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする者の自動車（E T C システムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）。

なお、上記にいう「E T C コーポレートカード」は、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社（以下「3 会社」という。）が別に定める約款により本割引の適用に関する契約を3 会社のいずれかと締結した利用者が、当該契約に基づいて3 会社のいずれかに届出がなされた利用規程第3 条第1 号に規定する車載器（以下「車載器」という。）を備え、かつ、当該車載器に利用するものとして3 会社のいずれかから貸与されたE T C カードをいう（以下同じ。）。

ロ 割引率

(イ) 車両単位割引

イ) 高速国道

利用者の自動車1 台毎の月間利用額（中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社（以下「2 会社」という。）が管理する高速自動車国道における自動車1 台毎の月間利用額と合算して計算する。）に対し、次表の割引率を適用する。

月間利用額	割引率
5 千円を超え、1 万円までの部分	1 0 パーセント
1 万円を超え、3 万円までの部分	1 5 パーセント
3 万円を超える部分	2 0 パーセント

ロ) 京葉道路及び東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間

利用者の自動車1 台毎の月間利用額に対し、次表の割引率を適用する。

月間利用額	割引率
5 千円を超え、1 万円までの部分	1 0 パーセント
1 万円を超え、3 万円までの部分	1 5 パーセント
3 万円を超える部分	2 0 パーセント

(ロ) 契約単位割引

イ) 高速国道

イに定める契約に基づく利用者の月間利用額（2 会社が管理する高速自動車国道の月間利用額と合算して計算する。以下同じ。）の合計が5 0 0 万円を超え、かつ、利用者の自動車1 台当た

りの月間平均利用額（２会社が管理する高速自動車国道の自動車１台毎の月間利用額と合算して計算する。以下同じ。）が３万円を超える場合にあっては、利用者の月間利用額の合計に対し、１０パーセントの割引を行う。

なお、平成２１年４月１日から平成２６年３月３１日までの間は、イに定める契約に基づく利用者の月間利用額の合計が４５０万円を超え、かつ、利用者の自動車１台当たりの月間平均利用額が２万７千円を超える場合にあっては、利用者の月間利用額の合計に対し、５パーセントの割引を行う。ただし、上記１０パーセントの割引の適用を受ける利用者を除く。

ロ）京葉道路及び東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間

イに定める契約に基づく利用者の月間利用額の合計が５００万円を超え、かつ、利用者の自動車１台当たりの月間平均利用額が３万円を超える場合にあっては、利用者の月間利用額の合計に対し、５パーセントの割引を行う。

③ＥＴＣ前納割引

イ 割引をする自動車

ＥＴＣクレジットカード（東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、車載器とともに本割引の適用を受けるための登録及び料金の前払いがなされている場合に限る。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車。

ロ 割引率

割引率は１４パーセント以下とする。

④深夜割引

イ 割引をする自動車

午前０時から午前４時までの間に、高速国道又は別添６に掲げる高速道路（Ｆに掲げる高速道路を除く。）を通行する全自動車のうち、ＥＴＣクレジットカード、ＥＴＣパーソナルカード又はＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ＥＴＣシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。以下「ＥＴＣ車」という。）。

ロ 割引率

割引率は３０パーセントとし、高速国道の通行料金及び別添６に掲げる高速道路（Ｆに掲げる高速道路を除く。）の通行料金に適用する。

ただし、高速国道及び別添６に掲げる高速道路（Ｄのうち久喜白岡ジャンクションからつくば中央インターチェンジまで及び稲敷インターチェンジから大栄ジャンクションまでの区間並びにＦに掲げる高速道路を除く。）については、平成２０年１０月１４日から平成２６年３月３１日までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）第３条に定める休日（以下「休日」という。）以外の日（以下「平日」という。）についての割引率は５０パーセントとする（平成２１年４月２９日から平成２６年３月３１日までの間については休日についても割引率を５０パーセントとする。）。

なお、本割引適用後の料金の額は（１）①イ（イ）に定める対距離制を適用する区間（以下「対距離制区間」という。）、（１）①ロに定める均一制を適用する各区間（以下「均一制区間」という。）又は別添６に掲げる各高速道路（Ｆに掲げる高速道路を除く。）の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に５０円未満の端数が生じる場合には、２４捨２５入により、５０円単位の端数処理を行うこととする。

ハ その他

横浜横須賀道路については、平成１８年１０月３１日から平成２６年３月３１日まで本割引を適用する。東水戸道路、仙台東部道路、秋田外環状道路、琴丘能代道路、富津館山道路及び東京湾横断・木更津東金道路の木更津ジャンクションから東金インターチェンジまでの区間については、平成２０年１０月１４日（平成２０年１１月１０日までは高速国道と連続して通行する場合に限る。）から平成２６年３月３１日まで本割引を適用する（休日については、平成２１年３月２８日から平成２６年３月３１日まで本割引を適用する。）。米沢南陽道路、湯沢横手道路、仙塩道路、百石道路、仙台北部道路、千葉東金道路、深川・留萌自動車道、日高自動車道及び東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津西ジャンクションまでの区間については、平成２１年３月２８日から平成２６年３月３１日まで本割引を適用する。

⑤通勤割引

イ 割引をする自動車

（イ）対距離制区間等

対距離制区間、別添６のうちＡ、Ｂ若しくはＤ（久喜白岡ジャンクションから大栄ジャンクションまでの区間に限る。）に掲げる高速道路又は東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジの区間（別添５に定める一般有料道路等のキロ程のうち一般国道４０９号及び４６８号（東京湾横断・木更津東金道路）の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間のキロ程の適用を開始する日（以下「キロ程適用日」という。）からに限る。）を含む１００キロメートル以内の区間（距離の算出に当たっては、別添３に定めるインターチェンジ相互間のキロ程及び別添５に定める一般有料道路等のキロ程を用いるものとする。以下同じ。）を通行し（大都市近郊区間のみを通行を除く。）、かつ、午前６時から午前９時までの間又は午後５時から午後８時までの間に料金所を通行するＥＴＣ車。

ただし、上記の自動車が本割引（２会社が適用する通勤割引を含む。）の適用を１回受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯（午前６時から午前９時までの間又は午後５時から午後８時までの間をいう。）に料金所を再度通行するときを除く。

なお、次表に掲げる場合についての本割引の適用回数は１回とし、二以上の場合に該当し得るときは合わせて１回とする。

連続して通行する甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に均一制区間又は東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間（キロ程適用日の前日までに限る。）を含む場合。
--

東北縦貫自動車道弘前線と米沢南陽道路を、福島飯坂インターチェンジ（東北縦貫自動車道弘前線の福島ジャンクション供用の日から同ジャンクションとする。）を経由し連続して通行する場合。
東北中央自動車道相馬尾花沢線と米沢南陽道路を、山形上山インターチェンジ（東北中央自動車道相馬尾花沢線の南陽高畠インターチェンジから山形上山インターチェンジまでの一部が供用した場合は、当該区間における未供用区間の両端のインターチェンジとする。）を経由し連続して通行する場合（東北中央自動車道相馬尾花沢線の南陽高畠インターチェンジから山形上山インターチェンジまでの全区間が供用する日の前日までとする。）。
東北横断自動車道酒田線を月山インターチェンジと湯殿山インターチェンジを経由し連続して通行する場合。

(ロ) 均一制区間等

均一制区間（北海道縦貫自動車道函館名寄線及び北海道横断自動車道黒松内釧路線に限る。）、米沢南陽道路又は東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間（キロ程適用日の前日までに限る。）を通行し、かつ、午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間に料金所を通行するETC車。

ただし、上記の自動車の本割引（2会社が適用する通勤割引を含む。）の適用を1回受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯（午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間をいう。）に料金所を再度通行するときを除く。

ロ 割引率

割引率は50パーセントとし、対距離制区間の通行料金、均一制区間（北海道縦貫自動車道函館名寄線及び北海道横断自動車道黒松内釧路線に限る。）の通行料金並びに別添6のうちA、B、C及びD（久喜白岡ジャンクションから大栄ジャンクションまでの区間に限る。）に掲げる高速道路の通行料金に適用する。

本割引適用後の料金の額は対距離制区間、均一制区間又は別添6のうちA、B、C若しくはDに掲げる各高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

なお、大都市近郊区間を含む対距離制区間の本割引適用後の料金の額は、上記による算出額を下回らない限りにおいて下記の計算式により算出した額とし、算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

$$((LR + L'R'1 + 150) \times 0.5 + L'R'2) \times t$$

(注) 上記式においてL、L'1、L'2、R、R'1、R'2及びtは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L：普通区間のキロ程（単位：キロメートル）

L'1：関越特別区間のキロ程（単位：キロメートル）

L'2：大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）

R：普通区間の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

R'1：関越特別区間の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

R'2：大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

t : 1. 0 5 (消費税及び地方消費税の転嫁)

ハ その他

別添6のうちA、B及びCに掲げる高速道路については平成21年3月28日から平成26年3月31日まで本割引を適用する。

⑥通勤割引(距離制限緩和)

イ 割引をする自動車

高速国道又は別添6のうちA、B、C若しくはD(つくば中央インターチェンジから稲敷インターチェンジまでの区間に限る。)に掲げる高速道路を通行し(大都市近郊区間のみの通行又は均一制区間のうち東北縦貫自動車道弘前線、常磐自動車道及び東関東自動車道水戸線の通行を除く。)、かつ、午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間に料金所を通行するETC車。

ただし、上記の自動車が本割引(2会社が実施する通勤割引(距離制限緩和)を含む。)の適用を受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯(午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間をいう。)に料金所を再度通行する場合を除く。

なお、⑤イ(イ)の表に掲げる場合についての本割引の適用回数は1回とし、二以上の場合に該当し得るときは合わせて1回とする。

ロ 割引率

(イ) 割引適用区間が100キロメートル以内の区間等

割引率は50パーセントとし、対距離制区間の通行料金、均一制区間(北海道縦貫自動車道函館名寄線及び北海道横断自動車道黒松内釧路線に限る。)の通行料金並びに別添6のうちA、B、C及びD(つくば中央インターチェンジから稲敷インターチェンジまでの区間に限る。)に掲げる高速道路の通行料金に適用する。ただし、(ロ)又は(ハ)を適用する場合を除く。

なお、本割引適用後の料金の額は対距離制区間、均一制区間又は別添6のうちA、B、C若しくはDに掲げる各区間の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

(ロ) 割引適用区間が100キロメートルを超える区間

対距離制区間のキロ程、別添6のうちA、B及びD(つくば中央インターチェンジから稲敷インターチェンジまでの区間に限る。)に掲げる各高速道路のキロ程並びに東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間のキロ程(キロ程適用日からに限る。)を合算したキロ程が100キロメートルを超える甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの間の割引率は下記の計算式により算出するものとし、高速国道の通行料金、別添6のうちA、B及びD(つくば中央インターチェンジから稲敷インターチェンジまでの区間に限る。)に掲げる高速道路の通行料金並びに東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間の通行料金(キロ程適用日からに限る。)に適用する。ただし、(ハ)を適用する場合を除く。

なお、本割引適用後の料金の額は対距離制区間、別添6のうちA、B若しくはDに掲げる各高速道路又は東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

$\{1 - (L + L'1 + L'2 - 50) \div (L + L'1 + L'2)\} \times 100$ (単位：パーセント)

(注) 上記式においてL、L'1及びL'2は、それぞれ次の数値を表すものとする。

L：普通区間のキロ程 (単位：キロメートル)

L'1：関越特別区間のキロ程 (単位：キロメートル)

L'2：別添6のうちA、B若しくはD（つくば中央インターチェンジから稲敷インターチェンジまでの区間に限る。）に掲げる高速道路又は東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間のキロ程 (単位：キロメートル)

(ハ) 大都市近郊区間を含む区間

イ) 割引適用区間が100キロメートル以内の区間

対距離制区間の一部に大都市近郊区間が含まれ、かつ、対距離制区間のうち大都市近郊区間を除く区間のキロ程、別添6のうちA、B及びD（つくば中央インターチェンジから稲敷インターチェンジまでの区間に限る。）に掲げる各高速道路のキロ程並びに東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間のキロ程（キロ程適用日からに限る。）を合算したキロ程が100キロメートル以内である甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの間の本割引適用後の料金の額は下記の計算式により算出する。ただし、上記による算出額が、(イ)に定めるところにより（この場合、ただし書きは適用しない。）算出した額を下回る場合には、(イ)の定めにより算出した額を本割引適用後の料金の額とする。

$(a \times ((L R + L'1 R'1) \times 0.5 + L'2 R'2) + 75) \times t + P + P' \times 0.5$

※ただし、上記式において、 $(a \times ((L R + L'1 R'1) \times 0.5 + L'2 R'2) + 75) \times t$ 又は $P' \times 0.5$ の別に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

(注) 上記式においてa、L、L'1、L'2、P、P'、R、R'1、R'2及びtは、それぞれ次の数値を表すものとする。

a：対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程（単位：キロメートル）で除し、0.75を加算した値。

L：普通区間のキロ程 (単位：キロメートル)

L'1：関越特別区間のキロ程 (単位：キロメートル)

L'2：大都市近郊区間のキロ程 (単位：キロメートル)

P：別添6のうちD（P'に定める区間を除く区間に限る。）又はFに掲げる高速道路の料金の額 (単位：円)

P'：別添6のうちA、B若しくはD（つくば中央インターチェンジから稲敷インターチェンジまでの区間に限る。）に掲げる高速道路の料金の額又は東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間の料金の額 (単位：円)

R：普通区間の1キロメートル当たりの料金の額 (単位：円)

R'1：関越特別区間の1キロメートル当たりの料金の額 (単位：円)

R'2：大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額 (単位：円)

t：1.05（消費税及び地方消費税の転嫁）

ロ) 割引適用区間が100キロメートルを超える区間

対距離制区間の一部に大都市近郊区間が含まれ、かつ、普通区間のキロ程、別添6のうちA、B及びD（つくば中央インターチェンジから稲敷インターチェンジまでの区間に限る。）に掲げる各高速道路のキロ程並びに東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間のキロ程（キロ程適用日から限る。）を合算したキロ程が100キロメートルを超える甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの間の本割引適用後の料金の額は下記の計算式により算出する。ただし、上記による算出額が、(イ)に定めるところにより（この場合、ただし書きは適用しない。）算出した額を下回る場合には、(イ)の定めにより算出した額を本割引適用後の料金の額とする。

$$(a \times (((L R + L' 1 R' 1) \times (1 - d)) + L' 2 R' 2) + 150 \times (1 - d)) \times t + P + P' \times (1 - d)$$

※ただし、上記式において、 $(a \times (((L R + L' 1 R' 1) \times (1 - d)) + L' 2 R' 2) + 150 \times (1 - d)) \times t$ 又は $P' \times (1 - d)$ の別に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

(注) 上記式においてa、d、L、L'1、L'2、P、P'、R、R'1、R'2及びtは、それぞれ次の数値を表すものとする。

a : 対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程（単位：キロメートル）で除し、0.75を加算した値。対距離制区間が200キロメートルを超える場合は、35を対距離制区間のキロ程で除し、0.7を加算した値。

d : (ロ)に定める計算式により算出した値を100で除した値

L : 東北横断自動車道酒田線の笹谷インターチェンジから関沢インターチェンジまでの区間を除く普通区間のキロ程（単位：キロメートル）

L'1 : 関越特別区間のキロ程（単位：キロメートル）

L'2 : 大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）

P : 別添6のうちD（P'に定める区間を除く区間に限る。）又はFに掲げる高速道路の料金の額（単位：円）

P' : (1) ①イ（ハ）ト）B（A）に定める料金の額、別添6のうちA、B若しくはD（つくば中央インターチェンジから稲敷インターチェンジまでの区間に限る。）に掲げる高速道路の料金の額又は東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間の料金の額（単位：円）

R : 普通区間の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

R'1 : 関越特別区間の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

R'2 : 大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

t : 1.05（消費税及び地方消費税の転嫁）

ハ 適用する期間

平成21年7月8日から平成26年3月31日までとする。

⑦早朝夜間割引

イ 割引をする自動車

(イ) 対距離制区間等

大都市近郊区間又は別添6のうちD(あきる野インターチェンジから久喜白岡ジャンクションまでの区間に限る。)に掲げる高速道路の全部又は一部を含む100キロメートル以内の区間を通行し、かつ、午後10時から翌午前6時までの間に料金所を通行するETC車。

(ロ) 均一制区間等

均一制区間(東北縦貫自動車道弘前線、常磐自動車道及び東関東自動車道水戸線に限る。)又は別添6のうちEに掲げる高速道路を通行し、かつ、午後10時から翌午前6時までの間に料金所を通行するETC車。

ロ 割引率

割引率は50パーセントとし、高速国道の通行料金、別添6のうちB、D及びEに掲げる高速道路の通行料金並びに東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間の通行料金に適用する。

なお、本割引適用後の料金の額は対距離制区間、均一制区間、別添6のうちB、D若しくはEに掲げる各高速道路又は東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

ハ その他

横浜横須賀道路については、平成18年10月31日から平成26年3月31日まで本割引を適用する。別紙6のうちBに掲げる高速道路については、平成21年3月28日から平成26年3月31日まで本割引を適用する。東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間については、キロ程適用日から平成26年3月31日まで本割引を適用する。

⑧平日夜間割引

イ 割引をする自動車

平日の午後10時から翌午前0時までの間(平成21年3月30日から平成26年3月31日までについては、平日の午前4時から午前6時までの間又は平日の午後8時から翌午前0時までの間。)に高速国道又は別添6に掲げる高速道路(Dのうち久喜白岡ジャンクションからつくば中央インターチェンジまで及び稲敷インターチェンジから大栄ジャンクションまでの区間並びにFに掲げる高速道路を除く。)を通行するETC車。

ロ 割引率

割引率は30パーセントとし、高速国道の通行料金及び別添6に掲げる高速道路(Dのうち久喜白岡ジャンクションからつくば中央インターチェンジまで及び稲敷インターチェンジから大栄ジャンクションまでの区間並びにFに掲げる高速道路を除く。)の通行料金に適用する。

なお、本割引適用後の料金の額は対距離制区間、均一制区間又は別添6に掲げる高速道路(Fに掲げる高速道路を除く。)に掲げる各高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

ハ 適用する期間

平成20年10月14日から平成26年3月31日までとする。

ニ その他

東水戸道路、仙台東部道路、秋田外環状道路、琴丘能代道路、富津館山道路及び東京湾横断・木更津東金道路の木更津ジャンクションから東金インターチェンジまでの区間については、平成20年11月10日までは高速国道と連続して通行する場合に限る。米沢南陽道路、湯沢横手道路、仙塩道路、百石道路、仙台北部道路、千葉東金道路、深川・留萌自動車道、日高自動車道、東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津西ジャンクションまでの区間及び首都圏中央連絡自動車道（あきる野市から成田市まで）のつくば中央インターチェンジから稲敷インターチェンジまでの区間については、平成21年3月30日から本割引を適用する。

⑨平日昼間割引

イ 割引をする自動車

高速国道又は別添6のうちA、B、C若しくはD（つくば中央インターチェンジから稲敷インターチェンジまでの区間に限る。）に掲げる高速道路を通行し（大都市近郊区間のみの通行又は均一制区間のうち東北縦貫自動車道弘前線、常磐自動車道及び東関東自動車道水戸線の通行を除く。）、かつ、平日の午前6時から午後8時までの間に料金所を通行するETC車。

ロ 割引率

（イ）割引適用区間が100キロメートル以内の区間等

割引率は30パーセントとし、対距離制区間の通行料金、均一制区間（北海道縦貫自動車道函館名寄線及び北海道横断自動車道黒松内釧路線に限る。）の通行料金並びに別添6のうちA、B、C及びD（つくば中央インターチェンジから稲敷インターチェンジまでの区間に限る。）に掲げる高速道路の通行料金に適用する。ただし、（ロ）又は（ハ）を適用する場合を除く。

なお、本割引適用後の料金の額は対距離制区間、均一制区間又は別添6のうちA、B、C若しくはD（つくば中央インターチェンジから稲敷インターチェンジまでの区間に限る。）に掲げる各高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

（ロ）割引適用区間が100キロメートルを超える区間

対距離制区間のキロ程、別添6のうちA、B及びD（つくば中央インターチェンジから稲敷インターチェンジまでの区間に限る。）に掲げる高速道路のキロ程並びに東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間のキロ程（キロ程適用日からに限る。）を合算したキロ程が100キロメートルを超える甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの間の割引率は下記の計算式により算出するものとし、高速国道の通行料金、別添6のうちA、B及びD（つくば中央インターチェンジから稲敷インターチェンジまでの区間に限る。）に掲げる高速道路の通行料金並びに東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間の通行料金（キロ程適用日からに限る。）に適用する。ただし、（ハ）を適用する場合を除く。

なお、本割引適用後の料金の額は高速国道、別添6のうちA、B若しくはDに掲げる各高速道路又は東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨

25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

$$\{1 - (L + L'1 + L'2 - 30) \div (L + L'1 + L'2)\} \times 100 \quad (\text{単位：パーセント})$$

(注) 上記式においてL、L'1及びL'2は、それぞれ次の数値を表すものとする。

L : 普通区間のキロ程 (単位：キロメートル)

L'1 : 関越特別区間のキロ程 (単位：キロメートル)

L'2 : 別添6のうちA、B若しくはD (つくば中央インターチェンジから稲敷インターチェンジまでの区間に限る。)に掲げる高速道路又は東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間のキロ程 (単位：キロメートル)

(ハ) 大都市近郊区間を含む区間

イ) 割引適用区間が100キロメートル以内の区間

対距離制区間の一部に大都市近郊区間が含まれ、かつ、対距離制区間のうち大都市近郊区間を除く区間のキロ程、別添6のうちA、B及びD (つくば中央インターチェンジから稲敷インターチェンジまでの区間に限る。)に掲げる各高速道路のキロ程並びに東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間のキロ程 (キロ程適用日から限る。)を合算したキロ程が100キロメートル以内である甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの間の本割引適用後の料金の額は下記の式により算出する。ただし、上記による算出額が、(イ)に定めるところにより (この場合、ただし書きは適用しない。)算出した額を下回る場合には、(イ)の定めにより算出した額を本割引適用後の料金の額とする。

$$(a \times ((L R + L'1 R'1) \times 0.7 + L'2 R'2) + 105) \times t + P + P' \times 0.7$$

※ただし、上記式において、 $(a \times ((L R + L'1 R'1) \times 0.7 + L'2 R'2) + 105) \times t$ 又は $P' \times 0.7$ の別に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

(注) 上記式においてa、L、L'1、L'2、P、P'、R、R'1、R'2及びtは、それぞれ次の数値を表すものとする。

a : 対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程 (単位：キロメートル) で除し、0.75を加算した値。

L : 普通区間のキロ程 (単位：キロメートル)

L'1 : 関越特別区間のキロ程 (単位：キロメートル)

L'2 : 大都市近郊区間のキロ程 (単位：キロメートル)

P : 別添6のうちD (P'に定める区間を除く区間に限る。)若しくはFに掲げる高速道路の料金の額 (単位：円)

P' : 別添6のうちA、B若しくはD (つくば中央インターチェンジから稲敷インターチェンジまでの区間に限る。)に掲げる高速道路の料金の額又は東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間の料金の額 (単位：円)

R : 普通区間の1キロメートル当たりの料金の額 (単位：円)

R'1 : 関越特別区間の1キロメートル当たりの料金の額 (単位：円)

R'2 : 大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額 (単位：円)

t : 1. 0 5 (消費税及び地方消費税の転嫁)

ロ) 割引適用区間が100キロメートルを超える区間

対距離制区間の一部に大都市近郊区間が含まれ、かつ、対距離制区間のうち大都市近郊区間を除く区間のキロ程、別添6のうちA、B及びD(つくば中央インターチェンジから稲敷インターチェンジまでの区間に限る。)に掲げる各高速道路のキロ程並びに東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間のキロ程(キロ程適用日から限る。)を合算したキロ程が100キロメートルを超える甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの間の本割引適用後の料金の額は下記の計算式により算出する。ただし、上記による算出額が、(イ)に定めるところにより(この場合、ただし書きは適用しない。)算出した額を下回る場合には、(イ)の定めにより算出した額を本割引適用後の料金の額とする。

$$(a \times (((L R + L' 1 R' 1) \times (1 - d)) + L' 2 R' 2) + 150 \times (1 - d)) \times t + P + P' \times (1 - d)$$

※ただし、上記式において、 $(a \times (((L R + L' 1 R' 1) \times (1 - d)) + L' 2 R' 2) + 150 \times (1 - d)) \times t$ 又は $P' \times (1 - d)$ の別に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

(注) 上記式においてa、d、L、L'1、L'2、P、P'、R、R'1、R'2及びtは、それぞれ次の数値を表すものとする。

a : 対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程(単位:キロメートル)で除し、0.75を加算した値。対距離制区間が200キロメートルを超える場合は、35を対距離制区間のキロ程で除し、0.7を加算した値。

d : (ロ)に定める計算式により算出した値を100で除した値

L : 東北横断自動車道酒田線の笹谷インターチェンジから関沢インターチェンジまでの区間を除く普通区間のキロ程(単位:キロメートル)

L'1 : 関越特別区間のキロ程(単位:キロメートル)

L'2 : 大都市近郊区間のキロ程(単位:キロメートル)

P : 別添6のうちD(P'に定める区間を除く区間に限る。)又はFに掲げる高速道路の料金の額(単位:円)

P' : (1)①イ(ハ)ト)B(A)に定める料金の額、別添6のうちA、B若しくはD(つくば中央インターチェンジから稲敷インターチェンジまでの区間に限る。)に掲げる高速道路の料金の額又は東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間の料金の額(単位:円)

R : 普通区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

R'1 : 関越特別区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

R'2 : 大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

t : 1. 0 5 (消費税及び地方消費税の転嫁)

ハ 適用する期間

平成21年7月8日から平成26年3月31日までとする。

⑩休日昼間割引

イ 割引をする自動車

(イ) 対距離制区間等

対距離制区間、別添6のうちA、B若しくはD（つくば中央インターチェンジから稲敷インターチェンジまでの区間に限る。）に掲げる高速道路又は東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間（キロ程適用日からに限る。）を含む100キロメートル以内の区間を通行し（大都市近郊区間のみの通行を除く。）、かつ、休日の午前9時から午後5時までの間に料金所を通行するETC車のうち、軽自動車等又は普通車。

ただし、上記の自動車が本割引（2会社が適用する休日昼間割引を含む。）の適用を2回受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯（午前9時から午後5時までの間をいう。）に料金所を再度通行するときを除く。

なお、⑤イ（イ）の表に掲げる場合についての本割引の適用回数は1回とし、二以上の場合に該当し得るときは合わせて1回とする。

(ロ) 均一制区間等

均一制区間（北海道縦貫自動車道函館名寄線及び北海道横断自動車道黒松内釧路線に限る。）、米沢南陽道路又は東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間（キロ程適用日の前日までに限る。）を通行し、かつ、休日の午前9時から午後5時までの間に料金所を通行する軽自動車等又は普通車のうちETC車。

ただし、上記の自動車が本割引（2会社が適用する休日昼間割引を含む。）の適用を2回受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯（午前9時から午後5時までの間をいう。）に料金所を再度通行するときを除く。

ロ 割引率

割引率は50パーセントとし、対距離制区間の通行料金、均一制区間（北海道縦貫自動車道函館名寄線及び北海道横断自動車道黒松内釧路線に限る。）の通行料金並びに別添6のうちA、B、C及びD（つくば中央インターチェンジから稲敷インターチェンジまでの区間に限る。）に掲げる高速道路の通行料金に適用する。

本割引適用後の料金の額は対距離制区間、均一制区間又は別添6のうちA、B、C若しくはD（つくば中央インターチェンジから稲敷インターチェンジまでの区間に限る。）に掲げる各高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

なお、大都市近郊区間を含む対距離制区間の本割引適用後の料金の額は、上記による算出額を下回らない限りにおいて下記の計算式により算出した額とし、算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

$$((LR + L'1R'1 + 150) \times 0.5 + L'2R'2) \times t$$

（注）上記式においてL、L'1、L'2、R、R'1、R'2及びtは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L：普通区間のキロ程（単位：キロメートル）

L'1：関越特別区間のキロ程（単位：キロメートル）

L'2：大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）

R：普通区間の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

R'1：関越特別区間の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

R'2：大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

t：1.05（消費税及び地方消費税の転嫁）

ハ 適用する期間

平成20年10月14日から平成26年3月31日までとする。

ニ その他

米沢南陽道路、湯沢横手道路、仙塩道路、百石道路、仙台北部道路、千葉東金道路、深川・留萌自動車道、日高自動車道、東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間及び首都圏中央連絡自動車道（あきる野市から成田市まで）のつくば中央インターチェンジから稲敷インターチェンジまでの区間については、平成21年3月28日から本割引を適用する。

⑪休日特別割引

イ 割引をする自動車

休日（1月2日及び1月3日を含む。）及び前日かつ翌日が前記の休日となる日に高速国道又は別添6に掲げる高速道路（Dのうち久喜白岡ジャンクションからつくば中央インターチェンジまで又は稲敷インターチェンジから大栄ジャンクションまでの各インターチェンジ相互間を通行する場合を除く。）を通行するETC車のうち、軽自動車等又は普通車。

ロ 割引率

（イ）普通区間等

割引率は50パーセントとし、対距離制区間（大都市近郊区間を除く。）、均一制区間（北海道縦貫自動車道函館名寄線及び北海道横断自動車道黒松内釧路線に限る。）並びに別添6のうちA、B、C、D（つくば中央インターチェンジから稲敷インターチェンジまでの区間に限る。）及びEに掲げる高速道路の通行料金に適用する。ただし、（ハ）を適用する場合を除く。

なお、本割引適用後の料金の額は対距離制区間、均一制区間又は別添6のうちA、B、C、D若しくはEに掲げる各高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

ただし、平成23年6月19日までの間においては甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの間における対距離制区間の上記算出後の額、別添6のうちA、B及びD（つくば中央インターチェンジから稲敷インターチェンジまでの区間に限る。）に掲げる各高速道路の上記算出後の額並びに別添6のうちFに掲げる高速道路の料金の額を合算した額、均一制区間の上記算出後の額又は別添6のうちCに掲げる各高速道路の上記算出後の額のそれぞれについて1,000円を超える場合は当該区間に係る本割引適用後の料金の額を1,000円とする。

（ロ）大都市近郊区間等

午前0時から午前6時までの間又は午後10時から翌午前0時までの間に通行する場合の割引率は50パーセント、午前0時から午前6時までの間を除く時間帯及び午後10時から翌午前0時までの間を除く時間帯に通行する場合の割引率は30パーセントとし、対距離制区間（大都市近郊区間に

限る。)、均一制区間(東北縦貫自動車道弘前線、常磐自動車道及び東関東自動車道水戸線に限る。)及び別添6のうちD(あきる野インターチェンジから久喜白岡インターチェンジまでの区間に限る。)に掲げる高速道路の通行料金に適用する。ただし、(ハ)を適用する場合を除く。

なお、本割引適用後の料金の額は対距離制区間、均一制区間又は別添6のうちDに掲げる高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

(ハ) 普通区間等と大都市近郊区間を共に含む区間

イ) 夜間

午前0時から午前6時までの間又は午後10時から翌午前0時までの間に通行する場合における甲インターチェンジと乙インターチェンジの間(対距離制区間の一部に大都市近郊区間を含むものとする。)の本割引適用後の料金の額は、割引率を50パーセントとして対距離制区間、別添6のうちA、B及びD(あきる野インターチェンジから久喜白岡ジャンクション及びつくば中央インターチェンジから稲敷インターチェンジまでの区間に限る。)並びに東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間(キロ程適用日からに限る。)に掲げる高速道路の通行料金に適用する。ただし、平成23年6月19日までは、当該算出額と、甲インターチェンジから乙インターチェンジまでについて下記の計算式により算出した額とのうちいずれか低い額とする。

なお、割引率を50パーセントとした算出にあたっては、対距離制区間又は別添6のうちA、B、D若しくは東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間に掲げる各高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

$$aLR \times 0.5 \times t + 1,000 + P \times 0.5$$

※ただし、上記式において、 $aLR \times 0.5 \times t$ 又は $P \times 0.5$ の別に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

(注) 上記式においてa、L、P、R及びtは、それぞれ次の数値を表すものとする。

a : 大都市近郊区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。大都市近郊区間のキロ程が100キロメートルを超える場合は、25を大都市近郊区間のキロ程(単位:キロメートル)で除し、0.75を加算した値。

L : 大都市近郊区間のキロ程(単位:キロメートル)

P : 別添6のうちD(あきる野インターチェンジから久喜白岡ジャンクションまで及びつくば中央インターチェンジから稲敷インターチェンジまでの区間に限る。)に掲げる高速道路の料金の額(単位:円)

R : 大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

t : 1.05(消費税及び地方消費税の転嫁)

ロ) 昼間

午前0時から午前6時までの間を除く時間帯及び午後10時から翌午前0時までの間を除く時間帯に通行する場合における甲インターチェンジと乙インターチェンジの間(対距離制区間の一部に大都市近郊区間を含むものとする。)の本割引適用後の料金の額は、下記の計算式Aにより算

出した額とする。ただし、平成23年6月19日までは下記の計算式A及びBによりそれぞれ算出した額のうち低い額とする。なお、下記の計算式A及びBによりそれぞれ算出した額のうちのいずれか低い額が、イ)を適用したときの算出額を下回る場合には、イ)を適用したときの算出額と同額とする。

$$A \quad (a \times ((L R + L'1 R'1) \times 0.5 + L'2 R'2 \times 0.7) + 75) \times t + P + P'1 \times 0.5 + P'2 \times 0.7$$

※ただし、上記式において、 $(a \times ((L R + L'1 R'1) \times 0.5 + L'2 R'2 \times 0.7) + 75) \times t$ 、 $P'1 \times 0.5$ 又は $P'2 \times 0.7$ の別に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

$$B \quad a' L'2 R'2 \times 0.7 \times t + 1,000 + P'2 \times 0.7$$

※ただし、上記式において、 $a' L'2 R'2 \times 0.7 \times t$ 又は $P'2 \times 0.7$ の別に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

(注) 上記A式及びB式においてa、a'、L、L'1、L'2、P、P'1、P'2、R、R'1、R'2及びtは、それぞれ次の数値を表すものとする。

a : 対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程(単位:キロメートル)で除し、0.75を加算した値。対距離制区間が200キロメートルを超える場合は、35を対距離制区間のキロ程で除し、0.7を加算した値。

a' : 大都市近郊区間のキロ程が100キロメートルを超えない場合は1。大都市近郊区間のキロ程が100キロメートルを超える場合は、25を大都市近郊区間のキロ程(単位:キロメートル)で除し、0.75を加算した値。

L : 普通区間のキロ程(単位:キロメートル)

L'1 : 関越特別区間のキロ程(単位:キロメートル)

L'2 : 大都市近郊区間のキロ程(単位:キロメートル)

P : 別添6のうちFに掲げる高速道路の料金の額(単位:円)

P'1 : 別添6のうちA、B若しくはD(つくば中央インターチェンジから稲敷インターチェンジまでの区間に限る。)又は東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間(キロ程適用日から限る。)に掲げる各高速道路の料金の額(単位:円)

P'2 : 別添6のうちD(あきる野インターチェンジから久喜白岡ジャンクションまでの区間に限る。)に掲げる高速道路の料金の額(単位:円)

R : 普通区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

R'1 : 関越特別区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

R'2 : 大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

t : 1.05(消費税及び地方消費税の転嫁)

(二) 普通区間等の料金を合算する特例

次表に掲げる場合(二以上の場合に該当し得るときを含む。)におけるそれぞれの通行に係る本割引適用後の料金の額(下記A又はBに限る。)を合算した額が1,000円を超える場合は、これを

1, 000円とする。ただし、平成21年4月29日から平成23年6月19日まで、東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより適用する。

A (イ) の定めにより算出した本割引適用後の料金の額（東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの間の本割引適用後の料金の額を除く。）。

B (ハ) イ) 又はロ) の定めにより算出した本割引適用後の料金の額から下記の計算式により算出した額を差し引いた額。

$$aLRdt + P + P'd$$

※ただし、上記式において、 $aLRdt$ 又は $P'd$ の別に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

(注) 上記式において a 、 d 、 L 、 P 、 P' 、 R 及び t は、それぞれ次の数値を表すものとする。

a : 大都市近郊区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。大都市近郊区間のキロ程が100キロメートルを超える場合は、25を大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）で除し、0.75を加算した値。

d : 本割引適用後の料金の額を（ハ）イ) の定めにより算出した場合は0.5。本割引適用後の料金の額を（ハ）ロ) の定めにより算出した場合は0.7。

L : 大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）

P : 東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間の本割引適用後の料金の額（1,000円）。ただし、キロ程適用日からに限る。

P' : 別添6のうちDに掲げる各高速道路の料金の額（単位：円）

R : 大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

t : 1.05（消費税及び地方消費税の転嫁）

連続して通行する甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に均一制区間を含む場合。
北海道横断自動車道黒松内釧路線を夕張インターチェンジと占冠インターチェンジ(北海道横断自動車道黒松内釧路線のうち夕張インターチェンジから占冠インターチェンジの間の一部が供用した場合は、当該区間における未供用区間の両端のインターチェンジとする。)を経由し連続して通行する場合(北海道横断自動車道黒松内釧路線の夕張インターチェンジから占冠インターチェンジまでの全区間が供用する日の前日までとする。))。
北海道横断自動車道黒松内釧路線を夕張インターチェンジと十勝清水インターチェンジを経由し連続して通行する場合(北海道横断自動車道黒松内釧路線の夕張インターチェンジから占冠インターチェンジまでの全区間が供用する日の前日までとする。))。
東北横断自動車道酒田線を月山インターチェンジと湯殿山インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
東北縦貫自動車道弘前線と関越自動車道新潟線を、東北縦貫自動車道弘前線の川口ジャンクションと関越自動車道新潟線の練馬インターチェンジを経由して通行する場合。
東北縦貫自動車道弘前線と常磐自動車道を、東北縦貫自動車道弘前線の川口ジャンクションと常磐自動車道の三郷インターチェンジを経由して通行する場合。

東北縦貫自動車道弘前線と東関東自動車道水戸線を、東北縦貫自動車道弘前線の川口ジャンクションと東関東自動車道水戸線の湾岸市川インターチェンジを経由して通行する場合。
東北縦貫自動車道弘前線と京葉道路を、東北縦貫自動車道弘前線の川口ジャンクションと、京葉道路の幕張インターチェンジ又は武石インターチェンジを経由して通行する場合。
東北縦貫自動車道弘前線と東京湾横断・木更津東金道路を、東北縦貫自動車道弘前線の川口ジャンクションと、東京湾横断・木更津東金道路の木更津金田インターチェンジ（キロ程適用日の前日までの東京湾横断・木更津東金道路のうち浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間と連続して通行する場合に限る。以下、本表において同じ。）又は浮島インターチェンジ（キロ程適用日からに限る。以下、本表において同じ。）を経由して通行する場合。
東北縦貫自動車道弘前線と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線を、東北縦貫自動車道弘前線の川口ジャンクションと中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジを経由して通行する場合。
東北縦貫自動車道弘前線と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道を、東北縦貫自動車道弘前線の川口ジャンクションと中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道の東京インターチェンジを経由して通行する場合。
関越自動車道新潟線と常磐自動車道を、関越自動車道新潟線の練馬インターチェンジと常磐自動車道の三郷インターチェンジを経由して通行する場合。
関越自動車道新潟線と東関東自動車道水戸線を、関越自動車道新潟線の練馬インターチェンジと東関東自動車道水戸線の湾岸市川インターチェンジを経由して通行する場合。
関越自動車道新潟線と京葉道路を、関越自動車道新潟線の練馬インターチェンジと、京葉道路の幕張インターチェンジ又は武石インターチェンジを経由して通行する場合。
関越自動車道新潟線と東京湾横断・木更津東金道路を、関越自動車道新潟線の練馬インターチェンジと、東京湾横断・木更津東金道路の木更津金田インターチェンジ又は浮島インターチェンジを経由して通行する場合。
関越自動車道新潟線と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線を、関越自動車道新潟線の練馬インターチェンジと中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジを経由して通行する場合。
関越自動車道新潟線と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道を、関越自動車道新潟線の練馬インターチェンジと中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道の東京インターチェンジを経由して通行する場合。
常磐自動車道と東関東自動車道水戸線を、常磐自動車道の三郷インターチェンジと東関東自動車道水戸線の湾岸市川インターチェンジを経由して通行する場合。
常磐自動車道と京葉道路を、常磐自動車道の三郷インターチェンジと、京葉道路の幕張インターチェンジ又は武石インターチェンジを経由して通行する場合。
常磐自動車道と東京湾横断・木更津東金道路を、常磐自動車道の三郷インターチェンジと、東京湾横断・木更津東金道路の木更津金田インターチェンジ又は浮島インターチェンジを経由して通行する場合。

常磐自動車道と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線を、常磐自動車道の三郷インターチェンジと中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジを経由して通行する場合。
常磐自動車道と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道を、常磐自動車道の三郷インターチェンジと中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道の東京インターチェンジを経由して通行する場合。
東関東自動車道水戸線と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線を、東関東自動車道水戸線の湾岸市川インターチェンジと中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジを経由して通行する場合。
東関東自動車道水戸線と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道を、東関東自動車道水戸線の湾岸市川インターチェンジと中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道の東京インターチェンジを経由して通行する場合。
京葉道路と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線を、京葉道路の幕張インターチェンジ又は武石インターチェンジと、中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジを経由して通行する場合。
京葉道路と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道を、京葉道路の幕張インターチェンジ又は武石インターチェンジと、中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道の東京インターチェンジを経由して通行する場合。
東京湾横断・木更津東金道路と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線を、東京湾横断・木更津東金道路の木更津金田インターチェンジ又は浮島インターチェンジと、中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジを経由して通行する場合。
東京湾横断・木更津東金道路と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道を、東京湾横断・木更津東金道路の木更津金田インターチェンジ又は浮島インターチェンジと、中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道の東京インターチェンジから横浜町田インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジを経由して通行する場合。
ループと任意のインターチェンジ相互間を連続して通行する場合（ただし、周回走行を2回以上行う場合は、2回目の周回後の通行を除く。平成23年4月1日から適用する。）。

ハ 複数経路の場合の料金算定の特例

甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの相互間に経路が複数ある場合についての本割引適用後の料金の額は、複数経路のうち最も短い経路のキロ程と他の経路のキロ程を比べ2倍を超える経路を走行した場合には、当該経路についてロ（イ）から（ハ）の定めにより本割引を適用して算出した額とし、2倍以内の経路を走行した場合には各経路毎に算出した額のうち最も低い額とする。

なお、仙台南部道路が介在する経路の料金を算出するに当たっては、ロ（イ）から（ハ）に定める本割引の適用により算出した額に当該道路の通行料金を加算して行うものとする。

ニ 適用する期間

平成21年3月28日から平成26年3月31日までとする。

ホ その他

高速国道等の特定区間における集中工事等を実施するにあたり、貸付料の支払いに支障のない範囲内で、交通の分散等を目的として新たな乗継割引を定める場合には、割引をする自動車及び適用する期間等について事前に届け出るものとする。

⑫特別区間等における割引（I）

イ 割引をする自動車

E T C車。

ロ 割引額

（イ）関越特別区間

割引額（単位：円）は次表のとおりとし、（1）①イ（ロ）イ）Aの表中に定める関越特別区間の1キロメートル当たりの料金の額を減じるものとする。

区間 車種	関越 特別区間
軽自動車等	9.447
普通車	11.808
中型車	14.17
大型車	19.484
特大車	32.472

（ロ）首都圏中央連絡自動車道（あきる野市から成田市まで）

割引額（単位：円）は次表のとおりとし、（1）⑫に定める首都圏中央連絡自動車道（あきる野市から成田市まで）の料金の額を減じるものとする。

イ) 軽自動車等

												久喜白岡 ジャンクション
											白岡菖蒲	-
										桶川	-	-
									桶川北本	-	-	-
								川島	-	-	-	-
							坂戸	-	-	-	-	100
						鶴ヶ島 ジャンクション	-	-	-	-	150	250
					圏央 鶴ヶ島	-	-	-	-	-	150	250
				狭山日高	-	-	-	-	-	-	150	250
			入間	-	-	-	-	-	-	-	150	250
		青梅	-	-	-	-	-	-	-	-	150	250
	日の出	-	-	-	-	-	50	50	100	100	200	300
あきる野	-	-	-	-	-	50	100	100	150	150	250	350
八王子西	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
八王子 ジャンクション	-	-	-	100	300	400	400	400	400	400	500	600
高尾山	-	-	-	100	300	400	400	400	400	400	500	600
城山	-	-	-	150	350	400	400	400	400	400	550	600
相模原	-	-	50	200	350	400	400	400	400	500	650	700
圏央厚木	100	150	100	250	450	500	450	500	500	650	700	700
海老名	250	250	250	400	550	600	600	600	650	700	700	700

ロ) 普通車

												久喜白岡 ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ
											白岡菖蒲	-
										桶川	-	-
									桶川北本	-	-	-
							川島	-	-	-	-	50
						坂戸	-	-	-	-	-	150
					鶴ヶ島 ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	-	-	-	-	-	200	350
				圏央 鶴ヶ島	-	-	-	-	-	-	200	350
			狭山日高	-	-	-	-	-	-	-	200	350
		入間	-	-	-	-	-	-	-	-	250	350
	青梅	-	-	-	-	-	-	-	-	50	250	350
日の出	-	-	-	-	-	50	100	150	150	250	400	
あきる野	-	-	-	-	-	100	150	200	200	200	350	450
八王子西	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
八王子 ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	-	-	-	150	400	500	500	500	500	500	650	750
高尾山	-	-	-	150	400	500	500	500	500	500	650	750
城山	-	-	-	200	400	500	500	500	500	600	800	800
相模原	-	-	50	200	450	500	500	550	700	800	800	800
圏央厚木	150	200	200	350	550	600	650	700	800	800	800	800
海老名	350	350	350	500	700	750	800	800	800	800	800	800

ハ) 中型車

												久喜白岡 ジャンクション
											白岡菖蒲	-
										桶川	-	-
									桶川北本	-	-	-
								川島	-	-	-	50
							坂戸	-	-	-	-	150
						鶴ヶ島 ジャンクション	-	-	-	-	250	400
					圏央 鶴ヶ島	-	-	-	-	-	250	400
				狭山日高	-	-	-	-	-	-	200	400
			入間	-	-	-	-	-	-	-	250	400
		青梅	-	-	-	-	-	-	-	-	250	400
	日の出	-	-	-	-	50	100	100	200	250	500	600
あきる野	-	-	-	-	50	150	200	200	250	350	550	700
八王子西	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
八王子 ジャンクション	-	-	-	150	500	600	600	600	600	700	850	850
高尾山	-	-	-	150	500	600	600	600	600	650	850	850
城山	-	-	-	250	550	600	600	600	650	850	900	900
相模原	-	-	50	250	500	600	700	800	900	900	900	900
圏央厚木	150	200	250	400	650	750	900	900	900	900	900	900
海老名	400	400	400	600	850	900	900	900	900	900	900	900

二) 大型車

												久喜白岡 ジャンクション
											白岡菖蒲	-
										桶川	-	-
									桶川北本	-	-	-
								川島	-	-	-	-
							坂戸	-	-	-	-	200
						鶴ヶ島 ジャンクション	-	-	-	-	350	550
					圏央 鶴ヶ島	-	-	-	-	-	350	550
				狭山日高	-	-	-	-	-	-	350	550
			入間	-	-	-	-	-	-	-	350	550
		青梅	-	-	-	-	-	-	-	-	400	550
	日の出	-	-	-	-	-	100	150	200	200	450	650
あきる野	-	-	-	-	-	150	200	300	300	300	550	750
八王子西	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
八王子 ジャンクション	-	-	-	200	650	800	800	800	800	800	1,050	1,250
高尾山	-	-	-	200	650	800	800	800	800	800	1,050	1,250
城山	-	-	-	300	650	800	800	800	800	900	1,200	1,400
相模原	-	-	-	350	650	800	800	850	1,100	1,350	1,400	1,400
圏央厚木	250	300	300	550	900	1,000	1,000	1,100	1,400	1,400	1,400	1,400
海老名	550	550	550	800	1,150	1,250	1,250	1,350	1,400	1,400	1,400	1,400

ホ) 特大車

												久喜白岡 ジャンクション
											白岡菖蒲	-
										桶川	-	-
									桶川北本	-	-	-
							川島	-	-	-	-	100
						坂戸	-	-	-	-	-	400
					鶴ヶ島 ジャンクション	-	-	-	-	-	600	950
				圏央 鶴ヶ島	-	-	-	-	-	-	600	950
			狭山日高	-	-	-	-	-	-	-	600	950
		入間	-	-	-	-	-	-	-	-	600	950
	青梅	-	-	-	-	-	-	-	-	50	650	950
日の出	-	-	-	-	50	250	300	450	850	1,350	1,650	
あきる野	-	-	-	-	50	300	450	500	600	1,000	1,500	1,800
八王子西	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
八王子 ジャンクション	-	-	-	400	1,150	1,400	1,400	1,400	1,400	1,800	1,850	1,850
高尾山	-	-	-	400	1,150	1,400	1,400	1,400	1,400	1,750	1,850	1,850
城山	-	-	-	550	1,200	1,400	1,400	1,400	1,850	1,950	1,950	1,950
相模原	-	-	200	700	1,250	1,450	1,900	1,950	1,950	1,950	1,950	1,950
圏央厚木	400	500	650	1,150	1,700	1,900	1,950	1,950	1,950	1,950	1,950	1,950
海老名	950	950	1,050	1,550	1,950	1,950	1,950	1,950	1,950	1,950	1,950	1,950

(注) 上記のうち、海老名インターチェンジからあきる野インターチェンジまでの区間については、中日本高速道路株式会社の事業に係る区間である。

ハ 複数経路の場合の料金算定の特例

甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの相互間に経路が複数ある場合についての本割引適用後の料金の額は、複数経路のうち最も短い経路のキロ程と他の経路のキロ程を比べ2倍を超える経路を走行した場合には、当該経路についてロ（イ）及び（ロ）の定めにより本割引（2会社が実施する特別区間等における割引を含む。）を適用して算出した額とし、2倍以内の経路を走行した場合には各経路毎に算出した額のうち最も低い額とする。

なお、仙台南部道路が介在する経路の料金を算出するに当たっては、ロ（イ）及び（ロ）に定める本割引の適用により算出した額に当該道路の通行料金を加算して行うものとする。

ニ 適用する期間

ロ（イ）については、平成21年5月13日から東日本高速道路株式会社が別に定める日まで、ロ（ロ）については、平成21年5月13日から平成26年3月31日までとする。

⑬特別区間等における割引（Ⅱ）

イ 割引をする自動車

全自動車。

ロ 割引額

割引額（単位：円）は次表のとおりとし、（１）①イ（ロ）イ）Ａの表中に定める関越特別区間の１キロメートル当たりの料金の額を減じるものとする。

区間 車種	関越 特別区間
軽自動車等	11.808
普通車	14.76
中型車	17.712
大型車	24.354
特大車	40.59

ハ 複数経路の場合の料金算定の特例

甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの相互間に経路が複数ある場合についての本割引適用後の料金の額は、複数経路のうち最も短い経路のキロ程と他の経路のキロ程を比べ２倍を超える経路を走行した場合には、当該経路についてロの定めにより本割引（２会社が適用する特別区間等における割引を含む。）を適用して算出した額とし、２倍以内の経路を走行した場合には各経路毎に算出した額のうち最も低い額とする。

なお、仙台南部道路が介在する経路の料金を算出するに当たっては、ロに定める本割引の適用により算出した額に当該道路の通行料金を加算して行うものとする。

ニ 適用する期間

東日本高速道路株式会社が別に定める日から平成２６年３月３１日までとする。

⑭休日夜間割引

イ 割引をする自動車

次表に掲げるインターチェンジを流出し、かつ、休日の午後１０時から翌午前０時までの間に当該インターチェンジの料金所を通行するＥＴＣ車。

中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道	東京インターチェンジから裾野インターチェンジまでの間の各インターチェンジ
中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道近畿自動車道名古屋関線	四日市東インターチェンジから亀山インターチェンジまでの間の各インターチェンジ
中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線	みえ川越インターチェンジ又はみえ朝日インターチェンジ
西日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道西宮線	栗東インターチェンジから西宮インターチェンジまでの間の各インターチェンジ
西日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線	草津田上インターチェンジ

西日本高速道路株式会社が管理する一般 国道１号及び４７８号（京滋バイパス）	各インターチェンジ
西日本高速道路株式会社が管理する一般 国道１号（第二京阪道路）	起点、巨椋池インターチェンジ、八幡東インターチェンジ又は枚方東インターチェンジ

ロ 割引率

割引率は３０パーセントとし、高速国道の通行料金、東水戸道路の通行料金、仙台東部道路の通行料金、秋田外環状道路の通行料金、琴丘能代道路の通行料金、湯沢横手道路の通行料金、仙塩道路の通行料金、百石道路の通行料金、仙台北部道路の通行料金並びに別添６のうちＤ（あきる野インターチェンジから久喜白岡ジャンクションまで及びつくば中央インターチェンジから稲敷インターチェンジまでの区間に限る。）に掲げる高速道路の通行料金に適用する。

なお、本割引適用後の料金の額は高速国道、東水戸道路、仙台東部道路、秋田外環状道路、琴丘能代道路、湯沢横手道路、仙塩道路、百石道路、仙台北部道路又は別添６のうちＤに掲げる高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に５０円未満の端数が生じる場合には、２４捨２５入により、５０円単位の端数処理を行うこととする。

ハ 適用する期間

平成２１年４月４日から平成２６年３月３１日までとする。

⑮第一東海自動車道の東京インターチェンジ等における割引

イ 割引をする自動車

中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道の東京インターチェンジ又は中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道近畿自動車道名古屋関線の亀山インターチェンジを流出し、かつ、午後１１時から翌午前０時までの間に当該インターチェンジの料金所を通行するＥＴＣ車。

ロ 割引率

割引率は５０パーセントとし、高速国道の通行料金、東水戸道路の通行料金、仙台東部道路の通行料金、秋田外環状道路の通行料金、琴丘能代道路の通行料金、湯沢横手道路の通行料金、仙塩道路の通行料金、百石道路の通行料金、仙台北部道路の通行料金並びに別添６のうちＤ（あきる野インターチェンジから久喜白岡ジャンクションまで及びつくば中央インターチェンジから稲敷インターチェンジまでの区間に限る。）に掲げる高速道路の通行料金に適用する。

なお、本割引適用後の料金の額は高速国道、東水戸道路、仙台東部道路、秋田外環状道路、琴丘能代道路、湯沢横手道路、仙塩道路、百石道路、仙台北部道路又は別添６のうちＤに掲げる各高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に５０円未満の端数が生じる場合には、２４捨２５入により、５０円単位の端数処理を行うこととする。

ハ 適用する期間

平成２１年４月１日から平成２６年３月３１日までとする。

⑯首都圏中央連絡自動車道連続利用割引

イ 割引をする自動車

（イ）から（ニ）に掲げる各インターチェンジ相互間を通行するＥＴＣ車。ただし、東北縦貫自動

車道弘前線の加須インターチェンジ又は関越自動車道新潟線の東松山インターチェンジを通行する場合を除く。なお、インターチェンジは二に定めるところによる。

(イ) AインターチェンジとCインターチェンジ及びGインターチェンジ相互間

(ロ) BインターチェンジとDインターチェンジ相互間

(ハ) CインターチェンジとEインターチェンジ相互間

(ニ) CインターチェンジとFインターチェンジ相互間

ロ 割引額

割引額は150円(イ(ハ)に掲げるインターチェンジ相互間の通行については300円。)とし、高速国道の通行料金に適用する。

ハ 適用する期間

平成21年5月13日から平成26年3月31日までとする。

ニ 対象インターチェンジ

Aインターチェンジ	東北縦貫自動車道弘前線の川口ジャンクションから久喜インターチェンジまでの間の各インターチェンジ及び関越自動車道新潟線の練馬インターチェンジから鶴ヶ島インターチェンジまでの間の各インターチェンジ
Bインターチェンジ	常磐自動車道の三郷インターチェンジから桜土浦インターチェンジまでの間の各インターチェンジ
Cインターチェンジ	首都圏中央連絡自動車道(あきる野市から成田市まで)の日の出インターチェンジから白岡菖蒲インターチェンジまでの各インターチェンジ
Dインターチェンジ	首都圏中央連絡自動車道(あきる野市から成田市まで)のつくば中央インターチェンジから稲敷インターチェンジまでの各インターチェンジ
Eインターチェンジ	中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジ
Fインターチェンジ	中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線の元八王子インターチェンジから相模湖インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、高速自動車国道第一東海自動車道の東京インターチェンジから厚木インターチェンジまでの間の各インターチェンジ及び高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線の厚木南インターチェンジ
Gインターチェンジ	首都圏中央連絡自動車道(あきる野市から成田市まで)のあきる野インターチェンジ及び中日本高速道路株式会社が管理する一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)の海老名インターチェンジから高尾山インターチェンジまでの間の各インターチェンジ

⑰東京湾アクアライン特別割引

イ 割引をする自動車

東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間を通行するETC車。

ロ 割引率

割引率は、２３パーセント以下とする。

⑱一般国道４０９号及び４６８号（東京湾横断・木更津東金道路）における割引

イ 割引をする自動車

東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間を通行するＥＴＣ車。

ロ 割引額

割引額は次表のとおりとする。

車 種	割引額
軽自動車等	１，７６０円
普通車	２，２００円
中型車	２，６４０円
大型車	３，６３０円
特大車	６，０５０円

ハ 適用する期間

平成２３年４月１日から平成２６年３月３１日までのうち、（３）ホにより届出を行う「一般国道４０９号及び４６８号（東京湾横断・木更津東金道路）における社会実験に関する割引」を実施する期間とする。

⑲障害者割引

イ 割引をする自動車

社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第１４条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）又は当該事務所を設置していない町村において、身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第１５条第４項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和４８年９月２７日厚生省発児第１５６号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付を受けている療育手帳（以下「手帳」という。）に、以下の（イ）又は（ロ）の要件を満たすものとして、東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車。

（イ）手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く）で、東日本高速道路株式会社が別に定めるもの。

（ロ）手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和２５年厚生省令第１５号）別表第５号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和４８年９月２７日児発第７２５号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき東日本高速道路株式会社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、東日本高速道路株式会社が別に定めるもの。

なお、上記自動車がE T Cシステムを利用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の納付を行おうとする場合は、東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、E T Cクレジットカード又はE T Cパーソナルカードと車載器をともに使用する場合には限る。

ロ 割引率

割引率は50パーセント以下とする。

⑩乗合型自動車（定期路線）割引

イ 割引をする自動車

高速国道を通行する別添1－1に掲げる乗合型自動車のうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項に規定する許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が当該許可に係る路線を定期に運行し、若しくは同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行し、その運行区間内の高速国道に設置し、供用されたバス停留所のおおむね80パーセント以上に停車する自動車で、かつ、大口・多頻度割引の適用に関する契約を3会社のいずれかと締結した利用者の自動車。

ロ 割引率

割引率は30パーセントとする。

⑪休日バス割引

イ 割引をする自動車

休日に高速道路を通行する自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のものに限る。）のうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項に規定する許可を受けて、同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が当該許可に係る通行をする自動車又は同法第4条第1項に規定する許可を受けて同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が当該許可に係る通行をする自動車若しくは同法第4条第1項及び同法第21条第2号に規定する許可を受けて一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が当該許可に係る通行をする自動車で、大口・多頻度割引の適用に関する契約を3会社のいずれかと締結した利用者の自動車（3会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための3会社のいずれかへの登録がなされている場合に限る。）。

ロ 割引率

割引率は30パーセントとする。

ハ 適用する期間

平成21年7月4日から平成23年6月19日まで。

⑫乗合型自動車回数券割引

イ 割引をする自動車

当該回数券により、道路運送法の定めに基づく乗合旅客の運送を行うために横浜新道、横浜横須賀道路、第三京浜道路又は京葉道路及び千葉東金道路の各インターチェンジ相互間を通行する別添1－1又は別添1－2に掲げる乗合型自動車。

ロ 割引率

割引率は30パーセントとする。

ハ 適用する期間

東日本高速道路株式会社が別に定める日までとする。

㊸首都圏中央連絡自動車道における一部区間の料金の額

イ 首都圏中央連絡自動車道（あきる野市から成田市）の通行区間のうち一部区間の料金の額は、通行区間の1（1）㊸に定める料金の額（以下「料金の額」という。）に、一部区間の料金の額を一部区間の料金の額と通行区間のうち一部区間以外の区間の料金の額を合算した額で除した値を乗じた額とする。

ロ イによる料金の額により割引適用後の料金の額を算出し50円未満の端数が生じる場合には、別に規定があるに関わらず、首都圏中央連絡自動車道（あきる野市から成田市）1回の通行に係る額につき24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

㊹割引相互間の適用関係

イ ①から㊸に定める割引相互間の重複適用関係は別添7のとおりとする。

ロ 別添7において重複適用無しと定めた割引のうち2以上の割引適用要件に該当する自動車の場合、各々の割引を適用して算出した額のうち最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。

㊺企画割引

貸付料の支払いに支障のない範囲内で、かつ、公正妥当なものである場合には、以下のとおり割引を実施することができる。

イ 割引をする自動車

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適宜設定する。

ロ 割引率等

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて割引率、割引額又は料金の額を適宜設定する。

ハ 実施する期間

実施する期間を個々の企画割引毎に適宜設定する。

ニ 適用区間

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適用区間を適宜設定する。

ホ 事前の届出

個々の企画割引毎に上記イからニまでの詳細について、事前に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に届け出るものとする。

（3）高速道路における社会実験への料金適用についての特別措置

高速道路において社会実験として、以下のとおり料金割引が実施できるものとする。

イ 割引をする自動車

高速道路の料金に係る社会実験に参加する全自動車とする。

ロ 割引率

個々の社会実験毎に実験内容に合わせて割引率又は料金の額を適宜設定する。

ハ 実施する期間

実施する期間を限定する。

ニ 適用区間

個々の社会実験毎に実験内容に合わせて適用区間を限定する。

ホ 事前の届出

個々の社会実験毎に上記イからニまでの詳細について、事前に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に届け出るものとする。

(4) 東日本高速道路株式会社が管理する高速道路と他の会社が管理する高速道路を連続して通行する場合の料金の額及び割引制度の適用方法

(1) ①イ(イ)に定める区間と他の会社が管理する高速自動車国道(均一制を適用する区間を除く。)を連続して通行する場合の料金の額は、(1) ①イ(ハ)イ)Aに定めるキロ程と他の会社が管理する高速自動車国道のキロ程を通算し、当該区間の1キロメートル当たりの料金の額を適用し、当該通行を1回の利用としたうえで、また(1) ②について、東日本高速道路株式会社が管理する区間と中日本高速道路株式会社が管理する区間を連続して通行する場合の料金は、当該通行を1回の利用としたうえで、高速道路を管理する各会社が道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第3条に基づく国土交通大臣の許可を受けた料金の額及び割引制度を適用して算出するものとする。

(5) その他

イ (2) 割引制度は当面の割引であり、将来の料金制度のあり方については、高速道路の有効活用、渋滞緩和、交通需要の調整、地域振興などの観点から、財政状況や地方等の意見も踏まえ、利用しやすいものとするべく検討するものとする。

ロ インターチェンジ等の名称に変更がある場合には、事前に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に届け出るものとする。

2. 料金の徴収期間

平成18年4月1日から平成62年8月29日までとする。

自動車の種類

車種区分	自動車の種類	定 義
軽自動車等	イ 軽自動車	道路運送車両法（昭和 2 6 年法律第 1 8 5 号。以下「法」という。）第 3 条の軽自動車
	ロ 小型特殊自動車	法第 3 条の小型特殊自動車
	ハ 小型二輪自動車	法第 3 条の小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるもの
普通車	ニ 小型自動車	法第 3 条の小型自動車で、人の運送の用に供するものにあつては、乗車定員が 1 0 人以下のもの（ハに該当するものを除く。）
	ホ 普通乗用自動車	法第 3 条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員が 1 0 人以下のもの
	ヘ けん引自動車が軽自動車等である連結車両	けん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）のうち、イないしハに該当するものとけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）との連結車両で、被けん引自動車の車軸数が 1 のもの
中型車	ト 普通貨物自動車（車両総重量 8 トン未満かつ最大積載量 5 トン未満で 3 車軸以下）	法第 3 条の普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの（以下「普通貨物自動車」という。）で、車両総重量 8 トン未満かつ最大積載量 5 トン未満で車軸数が 3 以下のものまたは被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（2 車軸）
	チ 乗合型自動車（乗車定員 1 1 人以上 2 9 人以下で車両総重量 8 トン未満）	法第 3 条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員 1 1 人以上のもの（以下「乗合型自動車」という。）で、乗車定員が 2 9 人以下であり、かつ車両総重量 8 トン未満のもの
	リ けん引自動車が軽自動車等または普通車である連結車両	イないしハに該当するけん引自動車と、被けん引自動車（2 車軸以上）との連結車両及びニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1 車軸）との連結車両
大型車	ヌ 普通貨物自動車（車両総重量 8 トン以上または最大積載量 5 トン以上で 3 車軸以下、及び車両総重量が車両制限令第 3 条第 1 項第 2 号イに定める値以下かつ 4 車軸）	普通貨物自動車のうち、車両総重量 8 トン以上または最大積載量 5 トン以上で車軸数が 3 以下のもの（トに該当するものを除く。）、車両の総重量、長さ等が車両制限令（昭和 3 6 年政令第 2 6 5 号）第 3 条第 1 項に定める限度以下で、車軸数が 4 のもの及び被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（3 車軸）
	ル 乗合型自動車（路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等）	乗合型自動車で、乗車定員が 3 0 人以上または車両総重量 8 トン以上のもののうち、道路運送法（昭和 2 6 年法律第 1 8 3 号）第 4 条に規定する許可を受けて同法第 3 条第 1 号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者として東日本高速道路株式会社が認めたもの及び同法第 3 条第 1 号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第 2 1 条第 2 号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、並びに車両総重量 8 トン以上のもののうち、乗車定員が 2 9 人以下で、かつ車両の長さが 9 メートル未満のもの
	ヲ けん引自動車が普通車、中型車または大型車（2 車軸）である連結車両	ニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（2 車軸以上）との連結車両、トまたはチに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1 車軸）との連結車両及びヌまたはルに該当するけん引自動車（2 車軸）と被けん引自動車（1 車軸）との連結車両
特大型車	ワ 普通貨物自動車（4 車軸以上）	普通貨物自動車で、車軸数が 4 以上のもの（ヌに該当するものを除く。）
	カ 連結車両	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（ヘ、リ及びヲに該当するものを除く。）
	ヨ 大型特殊自動車	法第 3 条の大型特殊自動車
	タ 乗合型自動車（その他）	乗合型自動車で、乗車定員が 3 0 人以上または車両総重量 8 トン以上のもの（ルに該当するものを除く。）

自動車の種類

車種区分	自動車の種類	定 義
軽自動車等	イ 軽自動車	道路運送車両法（昭和 2 6 法律第 1 8 5 号。以下「法」という。）第 3 条の軽自動車
	ロ 小型特殊自動車	法第 3 条の小型特殊自動車
	ハ 小型二輪自動車	法第 3 条の小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるもの
普通車	ニ 小型自動車	法第 3 条の小型自動車で、人の運送の用に供するものにあつては、乗車定員が 1 0 人以下のもの（ハに該当するものを除く。）
	ホ 普通乗用自動車	法第 3 条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員が 1 0 人以下のもの
	ヘ けん引自動車が軽自動車等である連結車両	けん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）のうち、イないしハに該当するものとけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）との連結車両で、被けん引自動車の車軸数が 1 のもの
中型車	ト 普通貨物自動車（車両総重量 8 トン未満かつ最大積載量 5 トン未満で 3 車軸以下）	法第 3 条の普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの（以下「普通貨物自動車」という。）で、車両総重量 8 トン未満かつ最大積載量 5 トン未満で車軸数が 3 以下のものまたは被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（2 車軸）
	チ 乗合型自動車（乗車定員 1 1 人以上 2 9 人以下で車両総重量 8 トン未満）	法第 3 条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員 1 1 人以上のもの（以下「乗合型自動車」という。）で、乗車定員が 2 9 人以下であり、かつ車両総重量 8 トン未満のもの
	リ けん引自動車が軽自動車等または普通車である連結車両	イないしハに該当するけん引自動車と、被けん引自動車（2 車軸以上）との連結車両及びニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1 車軸）との連結車両
大型車	ヌ 普通貨物自動車（車両総重量 8 トン以上または最大積載量 5 トン以上で 3 車軸以下及び車両総重量 2 5 トン以下で 4 車軸）	普通貨物自動車のうち、車両総重量 8 トン以上または最大積載量 5 トン以上のもので車軸数が 3 以下のもの（トに該当するものを除く。）及び車両の総重量が車両の通行の許可の手續等を定める省令（昭和 3 6 年建設省令第 2 8 号）第 1 条の表に掲げる限度以下、かつ、長さ等が車両制限令（昭和 3 6 年政令第 2 6 5 号）第 3 条第 1 項第 1 号から第 5 号まで（第 2 号イを除く。）に定める限度以下で車軸数が 4 のもの並びに被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（3 車軸）
	ル 乗合型自動車（路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等）	乗合型自動車で、乗車定員が 3 0 人以上または車両総重量 8 トン以上のもののうち、道路運送法（昭和 2 6 年法律第 1 8 3 号）第 4 条に規定する許可を受けて同法第 3 条第 1 号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者である者であつて当該許可に係る路線を定期に運行するもの及びこれに類するものとして東日本高速道路株式会社が認めたもの及び同法第 3 条第 1 号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第 2 1 条第 2 号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、並びに車両総重量 8 トン以上のもののうち、乗車定員が 2 9 人以下で、かつ車両の長さが 9 メートル未満のもの
	ヲ けん引自動車が普通車、中型車または大型車（2 車軸）である連結車両	ニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（2 車軸以上）との連結車両、トまたはチに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1 車軸）との連結車両及びヌまたはルに該当するけん引自動車（2 車軸）と被けん引自動車（1 車軸）との連結車両
特大車	ワ 普通貨物自動車（4 車軸以上）	普通貨物自動車で、車軸数が 4 以上のもの（ヌに該当するものを除く。）
	カ 連結車両	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（ヘ、リ及びヲに該当するものを除く。）
	ヨ 大型特殊自動車	法第 3 条の大型特殊自動車
	タ 乗合型自動車（その他）	乗合型自動車で、乗車定員が 3 0 人以上または車両総重量 8 トン以上のもの（ルに該当するものを除く。）
原動機付自転車		法第 2 条第 3 項に規定する原動機付自転車

大都市近郊区間

路 線 名	区 間
東北縦貫自動車道 弘前線	川口ジャンクションから 加須インターチェンジまで
関越自動車道 新潟線	中央ジャンクション・東八道路インターチェンジから 東松山インターチェンジまで
常磐自動車道	三郷インターチェンジから 谷田部インターチェンジまで
東関東自動車道 水戸線	三郷南インターチェンジから 成田インターチェンジまで
成田国際空港線	成田インターチェンジから 新空港インターチェンジまで

北海道縦貫自動車道函館名寄線（大沼公園・札幌南間、札幌・士別剣淵間）

北海道横断自動車道黒松内釧路線（余市・札幌西間、千歳恵庭ジャンクション・本別間）

北海道横断自動車道黒松内北見線（本別ジャンクション・足寄間）

	足寄
本別	14.8
池田	30.4

[illegible][illegible][illegible][illegible]

					中条	荒川 胎内
		豊栄	聖龍 新免田		9.7	
	豊栄		11.2	20.9		
	スマート	新潟東港	7.4	18.6	28.3	
新潟 空港	2.5	9.1	16.5	27.7	37.4	

		協和	秋田南
岩城	秋田 空港	10.8	5.3
	14.3		

		琴丘 森岳
昭和	五城目 八郎潟	9.6
男鹿半島	11.1	20.7

									東根
								天童	
							寒河江		5.0
					山形北			13.1	
				山形中央				11.2	
			山形上山	10.4	9.7	11.6		11.7	16.7
南陽	上山							22.1	27.1
高畠		15.3	9.1	19.5				31.2	36.2
			24.4	34.8				46.5	51.5

		青梅街道		所沢		三芳		川越		鶴ヶ島		坂戸		東松山		嵐山		花園		寄居PA		本庄		上里		藤岡		藤岡		高崎玉村		高崎		前橋		駒寄		伊香保		赤城		沼田		月夜野		水上		湯沢		塩沢		石打		六日町		大和		小出		堀之内		川口		小千谷		長岡南越前		長岡																																																																																																																																																																																																																																																																																	
9.8	19.2	—	31.0	37.6	39.4	42.3	49.2	51.3	60.0	67.6	73.5	79.4	85.3	88.4	90.2	86.6	88.5	90.9	106.0	102.4	107.3	115.1	124.5	129.7	135.0	144.9	150.8	176.8	185.3	196.7	202.2	208.3	216.0	224.8	232.7	242.4	248.4	254.3	261.0	267.7	274.4	281.1	287.8	294.5	301.2	307.9	314.6	321.3	328.0	334.7	341.4	348.1	354.8	361.5	368.2	374.9	381.6	388.3	395.0	401.7	408.4	415.1	421.8	428.5	435.2	441.9	448.6	455.3	462.0	468.7	475.4	482.1	488.8	495.5	502.2	508.9	515.6	522.3	529.0	535.7	542.4	549.1	555.8	562.5	569.2	575.9	582.6	589.3	596.0	602.7	609.4	616.1	622.8	629.5	636.2	642.9	649.6	656.3	663.0	669.7	676.4	683.1	689.8	696.5	703.2	709.9	716.6	723.3	730.0	736.7	743.4	750.1	756.8	763.5	770.2	776.9	783.6	790.3	797.0	803.7	810.4	817.1	823.8	830.5	837.2	843.9	850.6	857.3	864.0	870.7	877.4	884.1	890.8	897.5	904.2	910.9	917.6	924.3	931.0	937.7	944.4	951.1	957.8	964.5	971.2	977.9	984.6	991.3	998.0	1004.7	1011.4	1018.1	1024.8	1031.5	1038.2	1044.9	1051.6	1058.3	1065.0	1071.7	1078.4	1085.1	1091.8	1098.5	1105.2	1111.9	1118.6	1125.3	1132.0	1138.7	1145.4	1152.1	1158.8	1165.5	1172.2	1178.9	1185.6	1192.3	1199.0	1205.7	1212.4	1219.1	1225.8	1232.5	1239.2	1245.9	1252.6	1259.3	1266.0	1272.7	1279.4	1286.1	1292.8	1299.5	1306.2	1312.9	1319.6	1326.3	1333.0	1339.7	1346.4	1353.1	1359.8	1366.5	1373.2	1379.9	1386.6	1393.3	1399.9	1406.6	1413.3	1420.0	1426.7	1433.4	1440.1	1446.8	1453.5	1460.2	1466.9	1473.6	1480.3	1487.0	1493.7	1500.4	1507.1	1513.8	1520.5	1527.2	1533.9	1540.6	1547.3	1554.0	1560.7	1567.4	1574.1	1580.8	1587.5	1594.2	1600.9	1607.6	1614.3	1621.0	1627.7	1634.4	1641.1	1647.8	1654.5	1661.2	1667.9	1674.6	1681.3	1688.0	1694.7	1701.4	1708.1	1714.8	1721.5	1728.2	1734.9	1741.6	1748.3	1755.0	1761.7	1768.4	1775.1	1781.8	1788.5	1795.2	1801.9	1808.6	1815.3	1822.0	1828.7	1835.4	1842.1	1848.8	1855.5	1862.2	1868.9	1875.6	1882.3	1889.0	1895.7	1902.4	1909.1	1915.8	1922.5	1929.2	1935.9	1942.6	1949.3	1956.0	1962.7	1969.4	1976.1	1982.8	1989.5	1996.2	2002.9	2009.6	2016.3	2023.0	2029.7	2036.4	2043.1	2049.8	2056.5	2063.2	2069.9	2076.6	2083.3	2090.0	2096.7	2103.4	2110.1	2116.8	2123.5	2130.2	2136.9	2143.6	2150.3	2157.0	2163.7	2170.4	2177.1	2183.8	2190.5	2197.2	2203.9	2210.6	2217.3	2224.0	2230.7	2237.4	2244.1	2250.8	2257.5	2264.2	2270.9	2277.6	2284.3</

関越自動車道上越線（藤岡・上越ジャンクション間）

[illegible]

常磐自動車道（三郷・互理間）

三郷	三郷科全所 スタート	1.9	6.1	10.8	19.1	30.3	34.6	38.7	46.6	54.7	60.9	69.1	72.8	73.9	82.0	87.7	93.8	97.1	105.3	117.5	124.3	135.2	142.4	154.5	167.1	171.5	184.3	202.1	218.5	232.8	251.2	265.6	274.1	288.9	300.0	312.5	325.0	337.5	350.0	362.5	375.0	387.5	400.0	412.5	425.0	437.5	450.0	462.5	475.0	487.5	500.0	512.5	525.0	537.5	550.0	562.5	575.0	587.5	600.0	612.5	625.0	637.5	650.0	662.5	675.0	687.5	700.0	712.5	725.0	737.5	750.0	762.5	775.0	787.5	800.0	812.5	825.0	837.5	850.0	862.5	875.0	887.5	900.0	912.5	925.0	937.5	950.0	962.5	975.0	987.5	1000.0	1012.5	1025.0	1037.5	1050.0	1062.5	1075.0	1087.5	1100.0	1112.5	1125.0	1137.5	1150.0	1162.5	1175.0	1187.5	1200.0	1212.5	1225.0	1237.5	1250.0	1262.5	1275.0	1287.5	1300.0	1312.5	1325.0	1337.5	1350.0	1362.5	1375.0	1387.5	1400.0	1412.5	1425.0	1437.5	1450.0	1462.5	1475.0	1487.5	1500.0	1512.5	1525.0	1537.5	1550.0	1562.5	1575.0	1587.5	1600.0	1612.5	1625.0	1637.5	1650.0	1662.5	1675.0	1687.5	1700.0	1712.5	1725.0	1737.5	1750.0	1762.5	1775.0	1787.5	1800.0	1812.5	1825.0	1837.5	1850.0	1862.5	1875.0	1887.5	1900.0	1912.5	1925.0	1937.5	1950.0	1962.5	1975.0	1987.5	2000.0	2012.5	2025.0	2037.5	2050.0	2062.5	2075.0	2087.5	2100.0	2112.5	2125.0	2137.5	2150.0	2162.5	2175.0	2187.5	2200.0	2212.5	2225.0	2237.5	2250.0	2262.5	2275.0	2287.5	2300.0	2312.5	2325.0	2337.5	2350.0	2362.5	2375.0	2387.5	2400.0	2412.5	2425.0	2437.5	2450.0	2462.5	2475.0	2487.5	2500.0	2512.5	2525.0	2537.5	2550.0	2562.5	2575.0	2587.5	2600.0	2612.5	2625.0	2637.5	2650.0	2662.5	2675.0	2687.5	2700.0	2712.5	2725.0	2737.5	2750.0	2762.5	2775.0	2787.5	2800.0	2812.5	2825.0	2837.5	2850.0	2862.5	2875.0	2887.5	2900.0	2912.5	2925.0	2937.5	2950.0	2962.5	2975.0	2987.5	3000.0	3012.5	3025.0	3037.5	3050.0	3062.5	3075.0	3087.5	3100.0	3112.5	3125.0	3137.5	3150.0	3162.5	3175.0	3187.5	3200.0	3212.5	3225.0	3237.5	3250.0	3262.5	3275.0	3287.5	3300.0	3312.5	3325.0	3337.5	3350.0	3362.5	3375.0	3387.5	3400.0	3412.5	3425.0	3437.5	3450.0	3462.5	3475.0	3487.5	3500.0	3512.5	3525.0	3537.5	3550.0	3562.5	3575.0	3587.5	3600.0	3612.5	3625.0	3637.5	3650.0	3662.5	3675.0	3687.5	3700.0	3712.5	3725.0	3737.5	3750.0	3762.5	3775.0	3787.5	3800.0	3812.5	3825.0	3837.5	3850.0	3862.5	3875.0	3887.5	3900.0	3912.5	3925.0	3937.5	3950.0	3962.5	3975.0	3987.5	4000.0	4012.5	4025.0	4037.5	4050.0	4062.5	4075.0	4087.5	4100.0	4112.5	4125.0	4137.5	4150.0	4162.5	4175.0	4187.5	4200.0	4212.5	4225.0	4237.5	4250.0	4262.5	4275.0	4287.5	4300.0	4312.5	4325.0	4337.5	4350.0	4362.5	4375.0	4387.5	4400.0	4412.5	4425.0	4437.5	4450.0	4462.5	4475.0	4487.5	4500.0	4512.5	4525.0	4537.5	4550.0	4562.5	4575.0	4587.5	4600.0	4612.5	4
----	---------------	-----	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---

[illegible][illegible]

		茨城町 西	茨城町 東
鉾田	茨城 空港北	11.0	13.4
	8.8		

[illegible][illegible]

			更埴	更埴 ジ・エンタテインメント
		姥捨		0.9
	麻績	スマート	—	—
豊科		7.3	18.6	19.5
	23.2	30.5	41.8	42.7

北陸自動車道（新潟空港・朝日間）

																			朝日	
																			親不知	
																			糸魚川	
																			12.5	
																			29.8	
																			14.6	
																			27.1	
																			44.4	
																			42.2	
																			59.5	
																			52.0	
																			69.3	
																			61.8	
																			74.3	
																			91.6	
																			103.0	
																			125.6	
																			140.8	
																			139.2	
																			143.1	
																			149.9	
																			165.2	
																			175.5	
																			184.9	
																			197.4	
																			201.6	
																			203.6	

成田国際空港線（成田・新空港間）

		新空港
成田	成田 スマート	2.6
	—	3.9

別添 4

変更前料金 (A)	算定料金 (B)	適用料金 (C)
2 0 0	3 0 0	2 5 0
2 5 0	3 5 0	3 0 0
3 0 0	4 0 0	3 5 0
3 5 0	5 0 0	4 5 0
4 0 0	5 5 0	5 0 0
4 5 0	6 0 0	6 0 0
5 0 0	6 5 0	6 5 0
5 5 0	7 5 0	7 5 0
6 0 0	8 0 0	8 0 0
6 5 0	8 5 0	8 5 0
7 0 0	9 5 0	9 5 0
7 5 0	1, 0 0 0	1, 0 0 0
8 0 0	1, 0 5 0	1, 0 5 0
8 5 0	1, 1 5 0	1, 1 5 0
9 0 0	1, 2 0 0	1, 2 0 0
9 5 0	1, 2 5 0	1, 2 5 0
1, 0 0 0	1, 3 0 0	1, 3 5 0
1, 0 5 0	1, 4 0 0	1, 4 0 0
1, 1 0 0	1, 4 5 0	1, 4 5 0
1, 1 5 0	1, 5 0 0	1, 5 0 0
1, 2 0 0	1, 6 0 0	1, 6 0 0
1, 2 5 0	1, 6 5 0	1, 6 5 0
1, 3 0 0	1, 7 0 0	1, 7 0 0
1, 3 5 0	1, 8 0 0	1, 8 0 0
1, 4 0 0	1, 8 5 0	1, 8 5 0
1, 4 5 0	1, 9 0 0	1, 9 0 0
1, 5 0 0	1, 9 5 0	2, 0 0 0
1, 5 5 0	2, 0 5 0	2, 0 5 0
1, 6 0 0	2, 1 0 0	2, 1 0 0
1, 6 5 0	2, 1 5 0	2, 2 0 0
1, 7 0 0	2, 2 5 0	2, 2 5 0

変更前料金 (A)	算定料金 (B)	適用料金 (C)
1, 7 5 0	2, 3 0 0	2, 3 0 0
1, 8 0 0	2, 3 5 0	2, 4 0 0
1, 8 5 0	2, 4 5 0	2, 4 5 0
1, 9 0 0	2, 5 0 0	2, 5 0 0
1, 9 5 0	2, 5 5 0	2, 6 0 0
2, 0 0 0	2, 6 0 0	2, 6 5 0
2, 0 5 0	2, 7 0 0	2, 7 0 0
2, 1 0 0	2, 7 5 0	2, 8 0 0
2, 1 5 0	2, 8 0 0	2, 8 5 0
2, 2 0 0	2, 9 0 0	2, 9 0 0
2, 2 5 0	2, 9 5 0	3, 0 0 0
2, 3 0 0	3, 0 0 0	3, 0 5 0
2, 3 5 0	3, 1 0 0	3, 1 0 0
2, 4 0 0	3, 1 5 0	3, 2 0 0
2, 4 5 0	3, 2 0 0	3, 2 5 0
2, 5 0 0	3, 2 5 0	3, 3 0 0
2, 5 5 0	3, 3 5 0	3, 4 0 0
2, 6 0 0	3, 4 0 0	3, 4 5 0
2, 6 5 0	3, 4 5 0	3, 5 0 0
2, 7 0 0	3, 5 5 0	3, 6 0 0
2, 7 5 0	3, 6 0 0	3, 6 5 0
2, 8 0 0	3, 6 5 0	3, 7 0 0
2, 8 5 0	3, 7 5 0	3, 8 0 0
2, 9 0 0	3, 8 0 0	3, 8 5 0
2, 9 5 0	3, 8 5 0	3, 9 0 0
3, 0 0 0	3, 9 0 0	4, 0 0 0
3, 0 5 0	4, 0 0 0	4, 0 5 0
3, 1 0 0	4, 0 5 0	4, 1 0 0
3, 1 5 0	4, 1 0 0	4, 1 5 0
3, 2 0 0	4, 2 0 0	4, 2 5 0
3, 2 5 0	4, 2 5 0	4, 3 0 0
3, 3 0 0	4, 3 0 0	4, 3 5 0

別添5 一般有料道路等のキロ程 (単位: キロメートル)

一般国道6号(東水戸道路)

		ひたちなか
	水戸大洗	
水戸南		4.8
	5.4	10.2

一般国道6号（仙台東部道路）

							仙台港北
					仙台東	仙台港	1.7
				仙台若林		3.5	5.2
			名取	ジャンクション	4.4	7.9	9.6
		仙台空港		3.0	7.4	10.9	12.6
	岩沼		6.7	9.7	14.1	17.6	19.3
亘理		3.3	10.0	13.0	17.4	20.9	22.6
	2.2	5.5	12.2	15.2	19.6	23.1	24.8

一般国道7号（秋田自動車道（秋田外環状道路））

秋田北	昭和男鹿半島
	9.5

一般国道7号（秋田自動車道（琴丘能代道路））

琴丘森岳	八竜	能代南
	13.0	17.1

一般国道13号(湯沢横手道路)

		横手
	十文字	
湯沢		5.8
	7.7	13.5

一般国道14号及び16号(京葉道路)

							千葉南 ｼﾞｭｳﾝｸｼｮﾝ
						蘇我	1.6
					松ヶ丘	3.0	4.6
			貝塚	千葉東	1.3	4.3	5.9
		穴川	—	—	—	—	—
	宮野木		3.1	5.9	7.2	10.2	11.8
	ｼﾞｭｳﾝｸｼｮﾝ	2.5	5.6	8.4	9.7	12.7	14.3
武石	3.5	6.0	9.1	11.9	13.2	16.2	17.8

一般国道45号(三陸縦貫自動車道(仙塩道路))

			利府中
			利府塩釜
			2.2
仙台北	多賀城	利府ジャンクション	3.8
		1.6	5.1
	2.7	4.0	7.8

一般国道45号(百石道路)

八戸北	下田百石
	5.2

一般国道47号(仙台北部道路)

		富谷ジヤクシヨシ	富谷
	利府		1.7
利府ジヤクシヨシ	しらかし台	6.6	8.3
	5.2	11.8	13.5

一般国道127号(富津館山道路)

			富津金谷	富津竹岡
		鋸南保田		4.1
	鋸南富山		3.7	7.8
富浦		3.2	6.9	11.0
	8.2	11.4	15.1	19.2

一般国道233号(深川・留萌自動車道(深川沼田道路))

深川ジ ^o ンクシヨ	深川西
	4.4

一般国道235号（目高自動車道（苫東道路））

苦小牧東	沼ノ端西
	4.0

一般国道409号及び468号（東京湾横断道路・木更津東金道路）（浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間については東日本高速道路株式会社が別に定める日から適用する。）

浮島	木更津金田
	15.1

		木更津西 ジャンクション
木更津金田	袖ヶ浦	3.2
	3.9	7.1

				東金
			茂原長南	10.9
		市原南		21.6
			8.8	19.5
木更津	木更津東	12.5		30.4
ｼﾞｬﾝｸﾞｼｮﾝ		19.6	21.3	42.9
	7.1		28.4	39.1
				50.0

一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）（あきる野市から成田市まで）

														境	猿島岩井
															9.1
														6.9	16.0
														4.2	11.1
														12.7	19.6
														11.8	22.9
														3.3	32.0
														6.1	
														9.4	38.1
														14.1	42.8
														22.6	48.5
														28.3	
														32.5	51.0
														30.8	56.2
														35.0	71.2
														40.2	
														47.1	76.0
														42.4	84.7
														38.2	
														29.7	86.7
														26.4	
														20.3	9.1
														15.6	20.2
														9.9	35.7
														7.4	38.2
														5.2	43.9
														2.2	48.6
														9.0	54.7
														15.0	
														12.8	65.2
														6.8	71.2
														6.0	
														4.8	76.0
														10.8	84.7
														17.6	
														26.3	86.7
														19.5	
														13.5	9.1
														8.7	20.2
														2.0	35.7
														10.7	38.2
														15.5	43.9
														21.5	48.6
														28.3	54.7
														30.5	
														28.5	65.2
														25.0	71.2
														19.8	
														17.6	86.7
														10.8	
														4.8	9.1
														10.7	20.2
														15.5	35.7
														21.5	38.2
														28.3	43.9
														30.5	48.6
														28.5	54.7
														25.0	
														19.8	65.2
														17.6	71.2
														10.8	
														4.8	9.1
														10.7	20.2
														15.5	35.7
														21.5	38.2
														28.3	43.9
														30.5	48.6
														28.5	54.7
														25.0	
														19.8	65.2
														17.6	71.2
														10.8	
														4.8	9.1
														10.7	20.2
														15.5	35.7
														21.5	38.2
														28.3	43.9
														30.5	48.6
														28.5	54.7
														25.0	
														19.8	65.2
														17.6	71.2
														10.8	
														4.8	9.1
														10.7	20.2
														15.5	35.7
														21.5	38.2

別添 6

A	一般国道 6 号（仙台東部道路）
	一般国道 7 号（秋田外環状道路）
	一般国道 7 号（琴丘能代道路）
	一般国道 1 3 号（湯沢横手道路）
	一般国道 4 5 号（三陸自動車道（仙塩道路））
	一般国道 4 5 号（百石道路）
	一般国道 4 7 号（仙台北部道路）
	一般国道 2 3 3 号（深川・留萌自動車道（深川沼田道路））
	一般国道 2 3 5 号（日高自動車道（苫東道路））
B	一般国道 6 号（東水戸道路）
	一般国道 1 2 6 号（千葉東金道路）
	一般国道 1 2 7 号（富津館山道路）
	一般国道 4 0 9 号（東京湾横断・木更津東金道路）のうち木更津金田インターチェンジから木更津西ジャンクションまでの区間
	一般国道 4 6 8 号（東京湾横断・木更津東金道路）のうち木更津ジャンクションから東金インターチェンジまでの区間
C	一般国道 1 3 号（米沢南陽道路）
	一般国道 4 0 9 号（東京湾横断・木更津東金道路）のうち浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間
D	一般国道 4 6 8 号（首都圏中央連絡自動車道）（あきる野市から成田市まで）
E	一般国道 1 6 号及び 4 6 8 号（横浜横須賀道路）
F	一般国道 1 4 号及び 1 6 号（京葉道路）のうち習志野市鷺沼（幕張インターチェンジ）から千葉市中央区浜の町（千葉南ジャンクション）まで

別添 7 割引相互間の重複適用関係

(1) 重複適用の有無

[illegible]

(注)「マイレージ」、「大口」、「前納」、「深夜」、「通勤」、「通勤Ⅱ」、「早朝」、「平夜」、「平昼」、「休昼」、「休特」、「特区」、「特区Ⅱ」、「休夜」、「東亀」、「圏連」、「アクア」、「一般」、「障害者」、「路バス」、「休バス」は、それぞれ、マイレージ割引、大口・多頻度割引、E T C前納割引、深夜割引、通勤割引、通勤割引（距離制限緩和）、早朝夜間割引、平日夜間割引、平日昼間割引、休日昼間割引、休日特別割引、特別区間等における割引（Ⅰ）、特別区間等における割引（Ⅱ）、休日夜間割引、第一東海自動車道の東京インターチェンジ等における割引、首都圏中央連絡自動車道連続利用割引、東京湾アクアライン特別割引、一般国道409号及び468号（東京湾横断・木更津東金道路）における割引、障害者割引、乗合型自動車（定期路線）割引、休日バス割引を指すものとし、縦と横の交差の記号が、○は重複適用有り、×は重複適用無しを示す。

(2) 重複適用の順序

適用の順序	割引の種類
1	特別区間等における割引（Ⅱ）
2	深夜割引、通勤割引、通勤割引（距離制限緩和）、早朝夜間割引、平日夜間割引、平日昼間割引、休日昼間割引、休日特別割引、特別区間等における割引（Ⅰ）、休日夜間割引、第一東海自動車道の東京インターチェンジ等における割引、首都圏中央連絡自動車道連続利用割引、東京湾アクアライン特別割引、一般国道409号及び468号（東京湾横断・木更津東金道路）における割引
3	障害者割引、乗合型自動車（定期路線）割引、休日バス割引
4	マイレージ割引、大口・多頻度割引、E T C前納割引

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、記名押印の上、各々 1 通を保有する。

平成 2 4 年 4 月 1 7 日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

理 事 長 勢 山 廣 直

東日本高速道路株式会社

代表取締役会長兼社長 佐 藤 龍 雄